

共通基盤（ハードウェア）の構築及び運用・保守
並びにデータセンター運用業務
民間競争入札実施要項（案）

目次

| | |
|---|----|
| 1. 趣旨 | 1 |
| 2. 共通基盤（ハードウェア）の構築及び運用・保守並びにデータセンター運用業務の 詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項 1 | |
| 2.1 本業務の概要 | |
| 2.1.1 本業務の経緯 | |
| 2.1.2 システムの概要 | |
| 2.1.3 本業務の内容 | |
| 2.1.4 請負業務の引継ぎ | |
| 2.2 確保されるべき本業務の質 | |
| 2.2.1 業務内容 | |
| 2.2.2 稼働率 | |
| 2.2.3 目標保証型サービスレベル | |
| 2.2.4 ユーザ利用満足度調査 | |
| 2.2.5 創意工夫の発揮可能性 | |
| 2.3 請負費用の支払方法 | |
| 3. 実施期間に関する事項 | 7 |
| 4. 入札参加資格に関する事項 | 8 |
| 5. 入札に参加する者の募集に関する事項 | 10 |
| 5.1 入札手続（スケジュール） | |
| 5.2 入札書類 | |
| 6. 共通基盤（ハードウェア）の構築及び運用・保守並びにデータセンター運用業務の 請負を実施する者を決定するための評価の基準その他の本業務を実施する者の決定に 関する事項 | 12 |
| 6.1 評価方法 | |
| 6.2 決定方法 | |
| 6.3 総合評価点 | |
| 6.4 落札者の決定 | |
| 6.4.1 落札者の決定方法 | |
| 6.4.2 落札決定の取消し | |
| 6.4.3 落札者が決定しなかった場合の措置 | |
| 7. 共通基盤（ハードウェア）の構築及び運用・保守並びにデータセンター運用業務に 関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項 | 15 |
| 7.1 開示情報 | |
| 7.2 資料の閲覧 | |
| 8. 共通基盤（ハードウェア）の構築及び運用・保守並びにデータセンター運用業務の 請負者に使用させることができる当機構の施設・設備等に関する事項 | 15 |

| | |
|--|-----------|
| 9. 共通基盤（ハードウェア）の構築及び運用・保守並びにデータセンター運用業務請負者が、当機構に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の本業務の適正かつ確実な実施の確保のために本業務請負者が講じるべき措置に関する事項 | 16 |
| 9.1 請負者が当機構に報告すべき事項、当機構の指示により講じるべき措置 | |
| 9.1.1 報告等 | |
| 9.1.2 調査 | |
| 9.1.3 指示 | |
| 9.2 機密を適正に取り扱うための措置 | |
| 9.2.1 機密保持、資料の取扱い | |
| 9.3 契約に基づき請負者が講じるべき措置 | |
| 9.3.1 請負業務開始 | |
| 9.3.2 権利の譲渡 | |
| 9.3.3 権利義務の帰属等 | |
| 9.3.4 瑕疵担保責任 | |
| 9.3.5 再委託 | |
| 9.3.6 契約内容の変更 | |
| 9.3.7 機器変更等の際における民間事業者への措置 | |
| 9.3.8 契約の解除 | |
| 10. 共通基盤（ハードウェア）の構築及び運用・保守並びにデータセンター運用業務請負者が本業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により本業務請負者が負うべき責任に関する事項 | 21 |
| 11. 共通基盤（ハードウェア）の構築及び運用・保守並びにデータセンター運用業務に係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項 | 21 |
| 11.1 本業務の実施状況に関する調査の時期 | |
| 11.2 調査項目及び実施方法 | |
| 11.3 意見聴取等 | |
| 11.4 実施状況等の提出時期 | |
| 12. その他業務の実施に関し必要な事項 | 22 |
| 12.1 本業務の実施状況等の官民競争入札等監理委員会への報告 | |
| 12.2 労働者健康安全機構の監督体制 | |
| 12.3 本業務請負者の責務 | |
| 12.4 著作権 | |
| 12.5 本業務の調達仕様書 | |

資料目次

| | |
|-------|--|
| 別紙 01 | ネットワーク構成図 |
| 別紙 02 | 従来の実施状況に関する情報の開示 |
| 別紙 03 | 運用・保守業務の業務フロー |
| 別紙 04 | 共通基盤の運用・保守並びにデータセンター運用業務に関する満足度アンケート調査 |
| 別添 01 | 共通基盤（ハードウェア）の構築及び運用・保守業務並びにデータセンターの運用業務調達仕様書 |
| 別添 02 | 共通基盤（ハードウェア）の構築及び運用・保守並びにデータセンター運用に係る要件定義書 |
| 別添 03 | ハードウェア要件一覧 |
| 別添 04 | 評価基準書 |
| 別添 05 | 提案内容評価基準書 |
| 別添 06 | 機能要件評価基準書 |

1. 趣旨

- (1) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下、「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のために、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。
- (2) 上記を踏まえ、独立行政法人労働者健康安全機構（以下、「当機構」という。）は「公共サービス改革基本方針」（平成 27 年 7 月 10 日閣議決定）別表で民間競争入札の対象として選定された「(独)労働者健康福祉機構情報システム共通基盤(プラットフォーム)構築及び運用・保守業務並びにデータセンター運用業務」（調達件名「共通基盤（ハードウェア）の構築及び運用・保守並びにデータセンターの運用業務」（以下、「本業務」という。)) について、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要項を定めるものである。

2. 共通基盤（ハードウェア）の構築及び運用・保守並びにデータセンター運用業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項

2.1 本業務の概要

2.1.1 本業務の経緯

- (1) 当機構では、現行システムのメーカーサポートの終了や平成 28 年 4 月の法人統合等により、平成 30 年 4 月から稼働する基幹業務システムである財務会計・管財システム、人事給与システム、事業統計システム及びグループウェアシステム並びにこれらに係る共通基盤（ハードウェア）の構築が必要となった。
- (2) 本調達によって現行システムの機能を維持しつつ利便性向上・内部統制の強化・業務の効率化及び関係コストの削減に向けて新たなシステム基盤（以下、「次期システム基盤」という。）を構築する。

2.1.2 システムの概要

(1) ネットワーク構成

- ① 次期システム基盤のネットワーク構成を「別紙 01 ネットワーク構成図」に示す。

(2) システム一覧

① 共通基盤システムを利用する業務システムは以下のとおり。

(ア)財務会計・管財システム

(イ)人事給与システム

(ウ)事業統計システム

(エ)グループウェアシステム

(3) 利用者数

① 財務会計・管財システム

表 2-1 財務会計・管財システムの利用者数

| 利用者 | 主な利用拠点 | 利用者数 | 補足 |
|-----------|-------------------|-------|----|
| 業務実施部門担当者 | 機構本部 | 約26人 | |
| | 労災病院等施設 | 約263人 | |
| | 看護学校、治療就労両立支援センター | 約25人 | |
| | 産業保健総合支援センター | 約26人 | |
| | 労働安全衛生総合研究所 | 約10人 | |
| | 日本バイオアッセイ研究センター | 約5人 | |
| 情報システム管理者 | 機構本部 | 約3人 | |

② 人事給与システム

表 2-2 人事給与システムの利用者数

| 区分 | 利用者 | 主な利用拠点 | 利用者数 | 補足 |
|----|---------------|-------------------|------|----|
| 人事 | 業務実施部門 担当者 | 機構本部 | 約18人 | |
| | | 労災病院等施設 | 約79人 | |
| | | 看護学校、治療就労両立支援センター | 約21人 | |
| | | 産業保健総合支援センター | 約55人 | |
| | | 労働安全衛生総合研究所 | 約10人 | |
| | | 日本バイオアッセイ研究センター | 約5人 | |
| | 情報システム 管理者 | 機構本部 | 約3人 | |
| 給与 | 業務実施部門 担当者 | 機構本部 | 約5人 | |
| | | 労災病院等施設 | 約84人 | |
| | | 看護学校、治療就労両立支援センター | 約21人 | |
| | | 産業保健総合支援センター | 約73人 | |
| | | 労働安全衛生総合研究所 | 約10人 | |
| | | 日本バイオアッセイ研究センター | 約5人 | |
| | 情報システム 管理者 | 機構本部 | 約3人 | |

③ 事業統計システム

表 2-3 事業統計システムの利用者数

| 利用者 | 主な利用拠点 | 利用者数 | 補足 |
|-----------|--------------|------|----|
| 業務実施部門担当者 | 機構本部 | 約5人 | |
| | 労災病院等施設 | 約68人 | |
| | 治療就労両立支援センター | 約9人 | |
| 情報システム管理者 | 機構本部 | 約3人 | |

④ グループウェアシステム

表 2-4 グループウェアシステムの利用者数

| 区分 | 利用者 | 主な利用拠点 | 利用者数 | 補足 |
|----------|-----------|------------------------|-------|-------------------------------------|
| グループウェア | 情報システム管理者 | 機構本部 | 約3人 | 情報企画課 |
| | システム利用者 | 機構本部 | 約200人 | |
| | | 各施設 | 約420人 | 院長、事務局長、課長等が利用。インターネット網（SSL通信）による利用 |
| データ収集・集計 | 情報システム管理者 | 機構本部 | 約3人 | 情報企画課 |
| | システム利用者 | 機構本部、労災病院、産業保健総合支援センター | 約100人 | |
| メールサービス | 情報システム管理者 | 機構本部 | 約3人 | 情報企画課 |
| | システム利用者 | 機構本部 | 約200人 | |
| | | 各施設 | 約420人 | 院長、事務局長、課長等が利用。インターネット網（SSL通信）による利用 |

2.1.3 本業務の内容

(1) 本業務は、次期システム基盤をデータセンターに整備するものである。整備の範囲はネットワーク機器を含めたサーバ・ハードウェア等の設備の構築及びそれらの運用・保守に係る一連の業務である。また、本業務を実施する民間事業者（以下、「請負者」という。）は、以下の設計・開発、運用、保守業務を行うことにより、職員等に2.1.2(2)に示すシステム等を利用したサービスを安定的に提供することとし、その詳細は「別添 01 共通基盤（ハードウェア）の構築及び運用・保守業務並びにデータセンターの運用業務調達仕様書」（以下、「調達仕様書」という。）を基本とする。

① 設計・開発に係る作業

- (ア) 次期システム基盤の構築及びソフトウェアの導入・設定・保守
- (イ) 設計
- (ウ) 構築・テスト
- (エ) 受入テスト支援
- (オ) 情報システムの移行
- (カ) 引継ぎ

② 運用に係る作業

- (ア) 中長期運用・保守作業計画の確定支援
- (イ) 運用計画の更新
- (ウ) 定常時対応
- (エ) 障害発生時対応
- (オ) 次期システム基盤の現況確認支援
- (カ) 運用作業の改善提案
- (キ) 引継ぎ

③ 保守に係る作業

- (ア) 中長期運用・保守作業計画の確定支援
- (イ) 保守作業計画の更新
- (ウ) 定常時対応
- (エ) 障害発生時対応
- (オ) 保守作業の改善提案
- (カ) 引継ぎ

2.1.4 請負業務の引継ぎ

(1) 現行請負者及び当機構からの引継ぎ

- ① 当機構は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、現行請負者及び請負者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。
- ② 本業務を新たに実施することとなった請負者は、本業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、作業経緯、残存課題等に関する情報等を現行請負者及び当機構から業務の引継ぎを受けるものとする。なお、その際の事務引継ぎに必要な経費は、現行請負者（又は当機構）の負担となる。

(2) 請負期間満了の際、業者変更が生じた場合の引継ぎ

- ① 当機構は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、請負者及び次回請負者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。
- ② 本業務の終了に伴い請負者が変更となる場合には、請負者は、当該業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、次回請負者に対し、引継ぎを行うものとする。なお、その際の事務引継ぎに必要な経費は、請負者の負担となる。ただし、満了までにシステム規模や業務形態の拡充等があった場合の経費については、機構と協議とする。

2.2 確保されるべき本業務の質

2.2.1 業務内容

- (1) 調達仕様書及び「別添 02 共通基盤（ハードウェア）の構築及び運用・保守並びにデータセンター運用に係る要件定義書」（以下、「要件定義書」という。）に示す構築及び運用・保守業務を適切に実施すること。

2.2.2 稼働率

- (1) システムがサービスを提供する時間中において、稼働率 99.9%でシステムの正常動作を保証し、業務に重大な影響を与えないこと。なお、システムのサービス提供時間は、年 2 回の定期保守点検時並びに日次バックアップの時間を除いた時間とする。

2.2.3 目標保証型サービスレベル

- (1) 契約時に当機構と協議の上、SLA を締結するものとする。なお、SLA 項目と目標値については、契約期間中に定期的に（一年に一回程度）見直すこととする。SLA の項目は以下のとおり。

表 2-5 SLA 項目と目標値

| 項番 | SLA項目 | 目標値 | 補足 |
|----|------------------|--------|---|
| 1 | オペレーションミスによる障害件数 | 0回/月 | 請負者のオペレーションミスによって障害が発生した件数 |
| 2 | 問い合わせ一次回答時間 | 24時間以内 | サービスデスクへの問い合わせの受付から一次回答までに要した平均時間 一次回答とは、サービスデスクでの受付後、担当者へのエスカレーション状況を回答することを指す（土日、祝日、年末年始は除く） |

| | | | |
|---|------------------|-------|--|
| | | | なお、緊急性や業務影響を有する場合は、都度、対応方針を協議のうえ、検討する |
| 3 | 障害通知時間 | 30分以内 | 障害の内容や発生経緯等について報告するまでの時間（※1） システム監視機能から自動で送付されるアラートメールで報告することでも可とする |
| 4 | セキュリティインシデント通知時間 | 30分以内 | インシデントの内容や発生経緯等について報告するまでの時間（※1） システム監視機能から自動で送付されるアラートメールで報告することでも可とする |
| 5 | 品質向上等に係る自発的な提案 | - | 品質向上を目的とした手順書の改訂や定型作業化等の積極的な提案、障害発生等の是正策 |
| ※1) 連絡を試みたが、連絡を取ることができなかった場合は、連絡を試みた時点を終点とする。 | | | |

2.2.4 ユーザ利用満足度調査

(1) 次期システム基盤の運用開始後、年に1回の割合で職員に対して、「別紙 04 共通基盤の運用・保守並びにデータセンター運用業務に関する満足度アンケート調査」を基に以下の項目における満足度についてアンケートを実施し、結果を報告すること。また、基準スコアを上回ること。なお、基準スコアを下回った場合、業務内容の見直し、体制の検討を行うこと。

- ① 問い合わせから回答若しくはエスカレーションまでに要した時間
- ② 回答又は手順に対する説明の分かりやすさ
- ③ 回答又は手順に対する結果の正確性
- ④ 担当者の対応態度

(2) 各質問とも、「満足」（配点 100 点）、「ほぼ満足」（配点 80 点）、「普通」（配点 60 点）、「やや不満足」（40 点）、「不満足」（0 点）で採点し、各職員等の 4 項目それぞれの回答の平均スコア（100 点満点）を算出する。なお、基準スコアは 75 点とするが、初回のアンケート結果を踏まえ、必要に応じて基準スコアを当機構と協議の上、見直すこと。

2.2.5 創意工夫の発揮可能性

(1) 本業務を実施するに当たっては、以下の観点から請負者の創意工夫を反映し、公共サービスの質の向上（包括的な質の向上、効率化の向上、経費の削減等）に努めるものとする。

- ① 本業務の実施全般に対する提案

請負者は、「別添 05 提案内容評価基準書」に従い、本業務の実施全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の提案を行うこととする。

- ② 事業内容に対する改善提案

請負者は、事業内容に対し、改善すべき提案（コスト削減に係る提案を含む。）がある場合は、「別添 05 提案内容評価基準書」に従い、具体的な方法等を示すとともに、従来の実施状況と同等以上の質が確保できる根拠等を提案すること。

2.3 請負費用の支払方法

- (1) 契約の形態は、業務請負契約とする。
- (2) 当機構は、業務請負契約に基づき、請負者が実施する本業務について、契約の履行に関し、調達仕様書及び要件定義書に定めた内容に基づく監督・検査を実施するなどして適正に実施されていることを確認した上で、適正な支払請求書を受領した日の属する月の翌月末までに、毎月、契約金額を支払うものとする。確認の結果、確保されるべき対象業務の質が達成されていないと認められる場合、又は達成できないおそれがある場合、当機構は、確保されるべき対象業務の質の達成に必要な限りで、請負者に対して本業務の実施方法の改善を行うよう指示することができる。請負者は、当該指示を受けて業務の実施方法を改善し、業務改善報告書を速やかに当機構に提出するものとする。業務改善報告の提出から1か月の範囲で、業務改善報告書の内容が、確保されるべき対象業務の質が達成可能なものであると認められるまで、当機構は、請負費の支払を行わないことができる。なお、請負費は、本件業務開始以降のサービス提供に対して支払われるものであり、請負者が行う準備行為等に対して、請負者に発生した費用は、請負者の負担とする。
- (3) 法令の変更により事業者が生じた合理的な増加費用及び損害は、①から③に該当する場合には当機構が負担し、それ以外の法令変更については請負者が負担する。
 - ① 本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令変更及び税制度の新設
 - ② 消費税その他類似の税制度の新設・変更（税率の変更含む。）
 - ③ 上記①及び②のほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更（税率の変更含む。）

3. 実施期間に関する事項

- (1) 業務請負契約の契約期間は、契約締結日から平成35年3月31日までとする。本業務におけるスケジュール及び基幹システム及びグループウェアシステムを含む全体のスケジュールは以下のとおりである。

図 3-1 全体作業スケジュール

| 調達案件 | 平成28年度 | | | | | | | | | | | | 平成29年度 | | | | | | | | | | | | 平成30年度以降 |
|-------------------------------|--------|---|---|---|---|---|-------------|----|----|---|---|---|--------|-------|-------|-------|---|---|----|----|----|---|---|---|----------|
| | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | |
| ① 財務会計・管財システムの構築及び運用保守 | 調達 | | | | | | 構築 | | | | | | 試験 | 移行 | 運用・保守 | | | | | | | | | | |
| ② 人事給与システムの構築及び運用保守 | 調達 | | | | | | 構築 | | | | | | 試験 | 移行 | 運用・保守 | | | | | | | | | | |
| ③ 事業統計システムの構築 | 調達 | | | | | | 構築 | | | | | | 試験 | 移行 | | | | | | | | | | | |
| ④ グループウェアシステムの構築 | 調達 | | | | | | 構築 | | | | | | 試験 | 移行 | | | | | | | | | | | |
| ⑤ 事業統計システムの運用・保守 | | | | | | | 調達 (市場化テスト) | | | | | | 移行 | 運用・保守 | | | | | | | | | | | |
| ⑥ グループウェアシステムの運用・保守 | | | | | | | 調達 (市場化テスト) | | | | | | 移行 | 運用・保守 | | | | | | | | | | | |
| ⑦ 共通基盤の構築及び運用・保守並びにデータセンターの運用 | | | | | | | 調達 (市場化テスト) | | | | | | 構築 | 試験 | 移行 | 運用・保守 | | | | | | | | | |

表 3-1 本業務における作業スケジュール
 (図 3-1 全体作業スケジュールの「本調達の範囲」に相当)

| 工程 | 期間 (想定) |
|------------------|-----------------|
| 次期システム基盤構築・試験・移行 | 契約締結日～平成30年3月 |
| データセンター構築・設置作業 | 契約締結日～平成30年3月 |
| 次期システム基盤運用保守 | 平成30年4月～平成35年3月 |
| データセンター運用 | 平成30年4月～平成35年3月 |

4. 入札参加資格に関する事項

- (1) 法第 15 条において準用する法第 10 条各号 (第 11 号を除く。) に該当する者でないこと。
- (2) 予算決算及び会計令第 70 条の規程に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
- (3) 予算決算及び会計令第 71 条の規程に該当しない者であること。
- (4) 平成 28・29・30 年度の厚生労働省競争参加資格 (全省庁統一資格) において、資格の種類「物品の製造」、「物品の販売」又は「役務の提供」の A、B、C 又は D の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者、又は当該競争参加資格を有しない者で、入札書の開札日時までに競争参加資格審査申請書を提出し資格の認定を受けたもの。(資格審査結果通知書の写しを添付すること。)
- (5) 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (6) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。
- (7) 当機構及び他府省等における物品等の契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (8) 調達仕様書及び要件定義書の妥当性確認並びに入札事業者の審査に関する業務を行う CIO 補佐官及びその支援スタッフ等の属する又は過去 2 年間に属していた事業者でないこと。また、次の事業者 (再委託先等を含む。) 及びこの事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年 11 月 27 日大蔵省令第 59 号) 第 8 条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者でないこと。
 - ① 「基幹業務システム及びグループウェアシステム更新に伴う調査分析、調達支援及び工程管理支援業務」の請負事業者」

- (9) 共同提案を構成する場合、以下の条件を満たすこと。
- ① 複数の事業者が共同提案する場合、その中から全体の意思決定、運営管理等に責任を持つ共同提案の代表者を定めるとともに、本代表者が本調達に対する入札を行うこと。
 - ② 共同提案を構成する事業者間においては、その結成、運営等について協定を締結し、締結に関する協定書（又はこれに類する書類）を作成のうえ、提出すること。業務の遂行に当たっては、代表者を中心に、各事業者が協力して行うこと。事業者間の調整事項、トラブル等の発生に際しては、その当事者となる当該事業者間で解決すること。また、解散後の瑕疵担保責任に関しても協定の内容に含めること。
 - ③ 共同提案を構成する全ての事業者は、本入札への単独提案又は他の共同提案への参加を行っていないこと。
 - ④ 共同提案を構成する全ての事業者は、(1)～(8)の応札条件を満たすこと。
 - ⑤ 共同提案の場合、(10)、(11)、(13)及び(14)の応札条件は何れかの事業者が有することと可とする。
- (10) 請負者は、以下の①及び、②又は④の認証を取得していること。また、請負者の所有するデータセンター、またはデータセンターの主管事業所にて、以下の②及び③について認証を取得していること。なおこれらの認証については、認定書等の写し等、認証取得を証明する書類を提出すること。
- ① 品質マネジメントシステム (ISO9001)
 - ② 情報セキュリティマネジメントシステム (ISO27001)
 - ③ ITサービスマネジメントシステム (ISO/IEC20000)
 - ④ プライバシーマーク
- (11) 請負者は、システムの導入から更改まで全ての経験を有していることが望ましいことから、データセンター事業者として5年以上の運用実績を有すること。なお、実績を証明する書類を提出すること。
- (12) 本業務に係る統括プロジェクト責任者は、情報処理技術者試験 プロジェクトマネージャ若しくはPMP等のプロジェクト管理関連資格を有する者であること。なお、関連資格の認定書等の写しを提出すること。
- (13) 本作業の責任者は、本調達と類似の案件を実施した経験を有する者であること。なお、この経験を証明するための資料を提出すること。
- (14) 本作業の担当者は、新規構築に加え現行機器設定の移行も行うこと、また、ラックレイアウト、ネットワーク構成等、次期システム基盤の構築・設置に必要な情報について、関連事業者との確認・調整を正確に実施する必要がある、次期システム基盤の関連技術に関する専門的知見を有していることが必要となることから、以下の資格・実績を有する必要がある。①～④の資格は担当者それぞれが有していることが望ましいが、担当者の手配が困難な場合複数の担当者でこれら全ての資格を満たしても可とする。また、⑤～⑩の実績や経験は担当者それぞれが有していることが望ましいが、これらの条件は任意とする。
- ① 情報処理技術者試験 応用情報技術者
 - ② 情報処理技術者試験 ネットワークスペシャリスト
 - ③ 情報処理技術者試験 情報セキュリティスペシャリスト (情報処理安全確保支援士)

- ④ マイクロソフト認定テクノロジー スペシャリスト資格 「MCTS : Windows Server 2008」
又は、マイクロソフト認定ソリューションアソシエイト資格 「MCSA : Windows Server 2008」
又は、「MCSA : Windows Server 2012」に関する資格
- ⑤ CA Technologies Certified CA ARCserve Backup Administrator 若しくは相当の ARCserve
を利用したバックアップシステムの運用経験
- ⑥ 本調達と同等規模以上（ユーザ数が 600 人又は仮想サーバ数が 32 台以上）の Microsoft
Hyper-V を利用した仮想化システムの導入及び運用実績
- ⑦ RedHat Linux 上で BIND を利用したクライアント数 100 台以上の DNS サーバの構築及び運
用経験
- ⑧ アプライアンスサーバを利用したクライアント数 100 台以上の Proxy サーバの構築及び運
用経験
- ⑨ ファイバーチャネルを利用した SAN（ストレージエリアネットワーク）の構築及び運用経
験
- ⑩ フォーティネット社製ファイアウォール FortiGate を利用し本構成と類似のネットワー
クの構築及び運用経験、若しくは同ファイアウォールからの移行経験
- ⑪ 公的機関における分割調達の内、システム構築部分のみを単独で請負ったプロジェクトに
おいてメンバーとして参加した実績

5. 入札に参加する者の募集に関する事項

5.1 入札手続（スケジュール）

- (1) 入札公示：官報公示
 - ・平成 29 年 4 月中旬
- (2) 入札説明会
 - ・同年 4 月下旬
- (3) 質問受付期限
 - ・同年 5 月上旬
- (4) 資料閲覧期限
 - ・同年 5 月下旬
- (5) 入札書（提案書）提出期限
 - ・同年 6 月上旬
- (6) 提案書の審査
 - ・同年 6 月上旬から 6 月下旬
- (7) 開札及び落札予定者の決定
 - ・同年 6 月下旬
- (8) 契約締結
 - ・同年 7 月中旬

5.2 入札書類

(1) 入札参加者は、次に掲げる書類を別に定める入札心得書に記載された期日及び方法により提出すること。なお、入札公告以降、当機構において入札説明書の交付を受けた者は、本実施要項の内容や入札に係る事項について、入札説明会後に、当機構に対して質問を行うことができる。質問は原則として電子メールにより行い、質問内容及び当機構からの回答は原則として入札説明書の交付を受けた全ての者に公開することとする。ただし、民間事業者の権利や競争上の地位等を害するおそれがあると判断される場合には、質問者の意向を聴取した上で公開しないよう配慮する。

① 提案書

- ・ 調達仕様書に示した各要求項目について具体的な提案を行い、各要求項目を満たすことができることを証明する書類

② 提案内容評価基準書

- ・ 提案内容評価基準書の各評価基準に対し、提案書の記載箇所を記載した書類

③ 機能要件評価基準書

- ・ 機能要件評価基準書の各要件に対し、判定と判定理由を記載した書類

④ 機能証明書

- ・ 要件定義書内の全ての要件を満たすことを証明する書類

⑤ 資格要件確認書

- ・ 応札者の条件に適合することを証明する書類（「4. 入札参加資格に関する事項」に記載されている各条件を証明するための写しの添付資料も含む。）

⑥ 誓約書

- ・ 本請負を完了できることを証明する書類

⑦ 参考見積書

- ・ 人件費の単価証明書を含んだ参考見積書

⑧ 入札書

- ・ 入札金額（消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約金額の108分の100に相当する金額）を記載した入札書

⑨ 入札内訳書

- ・ 入札書の内訳を示した書類（初期費用と月額費用を分けて記載すること。）

⑩ 委任状

- ・ 代理人に委任したことを証明する書類（ただし、代理人による入札を行う場合に限る。）

⑪ 法第15条において準用する法第10条に規定する欠格事由のうち、暴力団排除に関する規程について評価するために必要な書類

⑫ 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

⑬ 主たる事業概要、従業員数、事業所の所在地、代表者略歴、主要株主構成、他の者との間で競争の導入による公共サービス改革に関する法律施行令（平成18年7月5日政令第228号）第3条に規定する特定支配関係にある場合は、その者に関する当該情報

- ⑭ 入札参加グループによる参加の場合は、入札参加グループ内部の役割分担について定めた協定書又はこれに類する書類
- ⑮ 指名停止等に関する申出書
 - ・ 各府省庁から指名停止を受けていないことを確認する書類

6. 共通基盤（ハードウェア）の構築及び運用・保守並びにデータセンター運用業務の請負を実施する者を決定するための評価の基準その他の本業務を実施する者の決定に関する事項

以下に本業務を実施する者の決定に関する事項を示す。詳細は「別添 04 評価基準書」を基本とする。なお、技術の評価に当たっては、入札プロセスの中立性、公正性等を確保するため、当機構の CIO 補佐官に意見を聴くものとする。

6.1 評価方法

- (1) 本業務を実施する者の決定は、総合評価落札方式によるものとする。総合評価は、価格点（入札価格の点数）に技術点（提案内容及び機能要件による点数）を加えて得た数値（以下、「総合評価点」という。）をもって行う。

① 価格点と技術点の配分

・ 価格点の配分：技術点の配分 = 1：1

$$\boxed{\text{総合評価点} = \text{価格点} (1,606 \text{ 点満点}) + \text{技術点} (1,606 \text{ 点満点})}$$

6.2 決定方法

- (1) 「別添 05 提案内容評価基準書」及び「別添 06 機能要件評価基準書」の評価項目において必須と定められた要求要件を全て満たしている場合に「合格」とし、一つでも欠ける場合は「不合格」とする。その上で、入札価格及び提案内容を基に、価格点ならびに技術点を算出し、その合計点数を総合評価点数として、最も高い者を落札者とする。

6.3 総合評価点

- (1) 価格点は、入札価格を予定価格で除して得た値を 1 から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

$$\boxed{\text{価格点} = (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格}) \times \text{価格点の配分} (1,606 \text{ 点})}$$

- (2) 技術点の評価は以下のとおり。

① 技術点は、次のとおり算出を行う。

$$\boxed{\text{技術点} = \text{提案内容評価点} (850 \text{ 点満点}) + \text{機能要件評価点} (756 \text{ 点満点})}$$

- ② 提案内容評価点及び機能要件評価点の定義及び評価基準、配点表は以下のとおり。

(ア) 提案内容評価点

提案内容評価基準書に基づき、評価委員会の委員ごとに評価を行う。各委員の採点結果を事務局で確認し、事実誤認等があれば事務局が各委員に確認し、各委員において訂正する。なお、各委員が行う評価は、以下の評価基準に基づき点数化する。確定し

た各委員の採点結果について、最上位点数と最下位点数を省き、その平均値を算出し、「提案内容評価点」とする。なお、評価の「優」及び「良」は加点、「可」は基礎点とし、「不可」の評価があった場合は失格とする。

表 6-1 評価基準

| 評価 | 評価基準 |
|----|----------------------------|
| 優 | 他社と比較して最も有効な提案がなされている。(加点) |
| 良 | 目的がとらえられ有効な提案がなされている。(加点) |
| 可 | 目的や業務内容がとらえられている。(基礎点) |
| 不可 | 提案がなされていない。(失格) |

表 6-2 配点表

| 評価 | 最大点数 | |
|----|--------|------|
| | 30 点 | 20 点 |
| 優 | 30 点 | 20 点 |
| 良 | 22.5 点 | 15 点 |
| 可 | 15 点 | 10 点 |
| 不可 | 0 点 | 0 点 |

(イ)機能要件評価点

機能要件評価基準書に基づき、入札者が機能要件評価基準書の判定欄・判定理由欄に記載した内容より、評価委員会が審査及び採点を行う。その採点結果を「機能要件評価点」とする。なお、評価の「◎」は加点、「○」は基礎点とし、「×」の評価があった場合は失格とする。

表 6-3 評価基準

| 評価 | 評価基準 |
|----|------------------------|
| ◎ | 実現可能 (加点) |
| ○ | 代替機能若しくは条件付で実現可能 (基礎点) |
| × | 実現不可能 (失格) |

表 6-4 配点表

| 評価 | 最大点数 |
|----|------|
| | 4 点 |
| ◎ | 4 点 |
| ○ | 2 点 |
| × | 0 点 |

(ウ)基礎点と加点

技術点（提案内容評価点と機能要件評価点）の基礎点と加点の内訳は以下のとおり。

| |
|---|
| 技術点 (1,606点満点) = 基礎点 (803点満点) + 加点 (803点満点) |
|---|

6.4 落札者の決定

6.4.1 落札者の決定方法

- (1) 調達仕様書及び要件定義書に示す全ての要求要件を満たし、入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、「総合評価落札方法」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。ただし、相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるとき、予定価格の制限の範囲内で次順位の者を落札者とすることがある。
- (2) 落札者となるべき者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又は代理人がくじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。
- (3) 契約担当官等は、落札者を決定したときに入札者にその氏名（法人の場合はその名称）及び金額を口頭で通知する。ただし、上記（2）により落札者を決定する場合には別に書面で通知する。また、落札できなかった入札者は、落札の相対的な利点に関する情報（当該入札者と落札者のそれぞれの入札価格及び性能等の得点）の提供を要請することができる。

6.4.2 落札決定の取消し

- (1) 次の各号のいずれかに該当するときは、落札者の決定を取り消す。ただし、契約担当官等が、正当な理由があると認めたときはこの限りでない。
 - ① 落札者が、契約担当官等から求められたにもかかわらず契約書の取り交わしを行わない場合
 - ② 入札書の内訳金額と合計金額が符合しない場合
(落札後、入札者に内訳書を記載させる場合がある。内訳金額が合計金額と符合しないときは、合計金額で入札したものとみなすため、内訳金額の補正を求められた入札者は、直ちに合計金額に基づいてこれを補正しなければならない。)

6.4.3 落札者が決定しなかった場合の措置

- (1) 初回の入札において入札参加者がなかった場合、必須項目を全て満たす入札参加者がなかった場合又は再度の入札を行ってもなお落札者が決定しなかった場合は、原則として、入札条件等を見直した後、再度公告を行う。なお、再度の入札によっても落札者となるべき者が決定しない場合又は本業務の実施に必要な期間が確保できないなどやむを得ない場合は、自ら実施する等とし、その理由を官民競争入札等監理委員会（以下、「監理委員会」という。）に報告するとともに公表するものとする。

7. 共通基盤（ハードウェア）の構築及び運用・保守並びにデータセンター運用業務に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

7.1 開示情報

(1) 対象業務に関して、以下の情報は「別紙 02 従来の実施状況に関する情報の開示」のとおり開示する。

- ① 従来の実施に要した経費
- ② 従来の実施に要した人員
- ③ 従来の実施に要した施設及び設備
- ④ 従来の実施における目標の達成の程度
- ⑤ 従来の実施方法等

7.2 資料の閲覧

(1) 前項「⑤従来の実施方法等」に記載されている本業務に関する詳細な情報は、民間競争入札に参加する予定の者から要望があった場合、当機構にて、入札説明会の翌日（入札公告後、約一週間後）からシステム概説書、操作マニュアル並びに運用・保守手順書、報告書等について、閲覧可能である。

また、民間競争入札に参加する予定の者から追加の資料の開示について要望があった場合は、当機構は法令及び機密性等に問題のない範囲で適切に対応するよう努めるものとする。

8. 共通基盤（ハードウェア）の構築及び運用・保守並びにデータセンター運用業務の請負者に使用させることができる当機構の施設・設備等に関する事項

(1) 当機構の施設・設備等の使用

請負者は、本業務の遂行に必要な施設、設備等として、次に掲げる施設、設備等を適切な管理の下、無償で使用することができる。

- ① 業務に必要な電気設備
- ② その他、当機構と協議し承認された業務に必要な施設、設備等

(2) 使用制限

- ① 請負者は、本業務の実施及び実施に付随する業務以外の目的で使用し、又は利用してはならない。
- ② 請負者は、あらかじめ当機構と協議した上で、当機構の業務に支障を来さない範囲内において、施設内に本業務の実施に必要な設備等を持ち込むことができる。
- ③ 請負者は、設備等を設置した場合は、設備等の使用を終了又は中止した後、直ちに、必要な原状回復を行う。
- ④ 請負者は、既存の建築物及び工作物等に汚損・損傷等を与えないよう十分に注意し、損傷（機器の故障等を含む。）が生じるおそれのある場合は、養生を行う。万一損傷が生じた場合は、請負者の責任と負担において速やかに復旧するものとする。

9. 共通基盤（ハードウェア）の構築及び運用・保守並びにデータセンター運用業務請負者が、当機構に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の本業務の適正かつ確実な実施の確保のために本業務請負者が講じるべき措置に関する事項

9.1 請負者が当機構に報告すべき事項、当機構の指示により講じるべき措置

9.1.1 報告等

- (1) 請負者は、調達仕様書に規定する業務を実施したときは、当該調達仕様書に基づく各種報告書を当機構に提出しなければならない。
- (2) 請負者は、請負業務を実施したとき、又は完了に影響を及ぼす重要な事項の変更が生じたときは、直ちに当機構に報告するものとし、当機構と請負者が協議するものとする。
- (3) 請負者は、契約期間中において、(2)以外であっても、必要に応じて当機構から報告を求められた場合は、適宜、報告を行うものとする。

9.1.2 調査

- (1) 当機構は、請負業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第26条第1項に基づき、請負者に対し必要な報告を求め、又は当機構の職員が事務所に立ち入り、当該業務の実施の状況若しくは記録、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。
- (2) 立入検査をする当機構の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第26条第1項に基づくものであることを請負者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

9.1.3 指示

- (1) 当機構は、本業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要と認めるときは、請負者に対し、必要な措置を採るべきことを指示することができる。

9.2 機密を適正に取り扱うための措置

9.2.1 機密保持、資料の取扱い

- (1) 請負者は、本業務の実施に際して知り得た当機構の情報等（公知の事実等を除く）を、第三者に漏らし、盗用し、又は請負業務以外の目的のために利用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合は、法第54条により罰則の適用がある。
- (2) 請負者は、本業務の実施に際して得られた情報処理に関する利用技術（アイデア又はノウハウ）については、請負者からの文書による申出を当機構が認めた場合に限り、第三者へ開示できるものとする。
- (3) 請負者は、当機構から提供された個人情報及び業務上知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適切な管理を行わなくてはならない。また、当該個人情報については、本業務以外の目的のために利用してはならない。
- (4) 請負者は、当機構の「労働者健康安全機構情報セキュリティポリシー並びに情報セキュリティ

- の確保に関する各種規程」に基づき、個人情報等を取り扱う場合は、①情報の複製等の制限、②情報の漏えい等の事案の発生時における対応、③請負業務終了時の情報の消去・廃棄（復元不可能とすること。）及び返却、④内部管理体制の確立、⑤情報セキュリティの運用状況の検査に応じる義務、⑥請負者の事業責任者及び請負業務に従事する者全てに対しての守秘義務及び情報セキュリティ要求事項の遵守に関して、「誓約書」への署名を遵守しなければならない。
- (5) 請負者の責に起因する情報セキュリティインシデントが発生する等、万一の事故があった場合に直ちに報告すること。また、損害に対する賠償等の責任を負うこと。
 - (6) 業務の履行中に受け取った情報の管理、業務終了後の返却又は抹消等を行い復元不可能な状態にすること。
 - (7) 適切な措置が講じられていることを確認するため、遵守状況の報告を求められた際には応じる。また、当機構が必要と判断した場合には、作業場所の実地調査に応じること。
 - (8) 契約時に当機構及び請負者の双方で機密情報の保護に関する取り決めに締結することとする。
 - (9) (1) から (8) までのほか、当機構は、請負者に対し、本業務の適正かつ確実な実施に必要な限りで、秘密を適正に取り扱うために必要な措置を採るべきことを指示することができる。

9.3 契約に基づき請負者が講じるべき措置

9.3.1 請負業務開始

請負者は、本業務の開始日から確実に業務を開始すること。

9.3.2 権利の譲渡

- (1) 請負者は、債務の履行を第三者に引き受けさせ、又は契約から生じる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し、承継せしめ、若しくは担保に供してはならない。ただし、書面による当機構の事前の承認を得たときは、この限りではない。

9.3.3 権利義務の帰属等

- (1) 本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、請負者は、その責任において、必要な措置を講じなくてはならない。
- (2) 請負者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、当機構の承認を受けなければならない。
- (3) 納品物（納入成果物及び中間成果物を含む。）の著作権及び二次的著作物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。）は当機構に帰属することとする。また、当機構はこれらについて自由に複製・改変できることに加え、それらを第三者に許諾することができるものとする。なお、パッケージソフトの著作権に関してはこの限りでない。
- (4) 納品物品及び成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者は、当該著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。この場合、請負者は、当該既存著作物の内容について、事前に当機構の承認を得ることとし、当機構は、既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用することとする。
- (5) 請負者が、第三者が権利を有する著作物、知的所有権等を利用する場合は、本請負者の責任において、その権利の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行う

こと。

9.3.4 瑕疵担保責任

- (1) 請負者は、本業務について検収を行った日（システム納入完了日）を起算日として1年間、成果物に対する瑕疵担保責任を負うものとする。その期間内において瑕疵（障害等）があることが判明した場合には、その瑕疵が当機構の指示によって生じた場合を除き（ただし、請負者がその指示が不相当であることを知りながら、又は過失により知らずに告げなかったときはこの限りでない。）、請負者の責任及び負担において速やかに原因究明、修正等を行い、指定された日時までに再度納品するものとする。なお、修正方法等については事前に当機構の承認を得てから着手するとともに、修正結果等についても当機構の承認を受けること。原因究明に当たっては本部担当者の指示の下、次期システム構築、運用・保守業者と協力し調査を行うこと。
- (2) 本業務の範囲においてハードウェアに係る設計・構築等に起因する瑕疵が運用保守の期間に判明された場合には、請負者の責任において直ちに復旧対応を無償で実施すること。また、障害によってデータの異常が生じた場合には、データの修正とデータの検証を行うこと。
- (3) 当機構は、前各項の場合において、瑕疵の修正等に代えて、当該瑕疵により通常生ずべき損害に対する賠償の請求を行うことができるものとする。また、瑕疵を修正しても、なお生じる損害に対しても同様とする。

9.3.5 再委託

- (1) 請負者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。本業務の全てについて、請負者が一部でも再委託する場合、再委託の内容、含まれる情報、再委託先及び再委託先に対する管理方法等を事前に当機構と協議の上、承認を得て行うこととし、承認を得た場合においても、再委託に係る委託料の割合は、本契約金額の2分の1未満とする。
- (2) 請負者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合には、原則として、あらかじめ機能証明書において、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収、個人情報の管理その他運営管理の方法（以下、「再委託先等」という。）について記載しなければならない。
- (3) 請負者は、契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託先等を明らかにした上で、当機構の承認を受けなければならない。
- (4) 請負者における遂行責任者を再委託先事業者の社員や契約社員とすることはできない。
- (5) 再委託を行う場合、再委託先が調達仕様書の「9.2 入札制限」に示す要件を満たすこと。
- (6) 再委託先における情報セキュリティの確保については、請負者の責任とする。
- (7) 請負者は、(2)又は(6)により再委託を行う場合には、請負者が当機構に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し前項「9.2 秘密を適正に取り扱うために必要な措置」及び本項「9.3 契約に基づき請負者が講じるべき措置」に規定する事項その他の事項について、必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を聴取することとする。

- (8) (2)又は(3)に基づき、請負者が再委託先の事業者に義務を実施させる場合は、全て請負者の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責に帰すべき事由については、請負者の責に帰すべき事由とみなして、請負者が責任を負うものとする。

9.3.6 契約内容の変更

- (1) 当機構及び請負者は、本業務の質の確保の推進、又はその他やむをえない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けるとともに法第 21 条の規定に基づく手続を適切に行わなければならない。
- (2) 本調達請負後に調達仕様書の内容の一部について変更を行おうとする場合、その変更の内容、理由等を明記した書面をもって当機構に申し入れを行うこと。双方の協議において、その変更内容が軽微（請負料、納期に影響を及ぼさない。）かつ許容できると判断された場合は、変更の内容、理由等を明記した書面に双方が記名捺印することによって変更を確定する。

9.3.7 機器変更等の際における民間事業者への措置

- (1) 当機構は、次のいずれかに該当するときは、請負者にその旨を通知するとともに、請負者と協議の上、契約を変更することができる。
- ① ハードウェアの更新、撤去又は新設、サポート期限が切れるソフトウェアの更新等に伴い運用管理対象機器の一部に変更が生じるとき
 - ② セキュリティ対策の強化等により業務内容に変更が生じるとき
 - ③ 当機構の組織変更や人員増減に伴うシステム利用者数の変動等により業務量に変動が生じるとき

9.3.8 契約の解除

- (1) 当機構は、請負者が次のいずれかに該当するときは、請負者に対し請負費の支払を停止し、又は契約を解除若しくは変更することができる。この場合、請負者は当機構に対して、契約金額から消費税及び地方消費税を差し引いた金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として支払わなければならない。その場合の算定方法については、当機構の定めるところによる。ただし、同額の超過する増加費用及び損害が発生したときは、超過分の請求を妨げるものではない。また、請負者は、当機構との協議に基づき、本業務の処理が完了するまでの間、責任を持って当該処理を行わなければならない。
- ① 法第 22 条第 1 項イからチまで又は同項第 2 号に該当するとき。
 - ② 暴力団員を、業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになった場合。
 - ③ 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになった場合。
 - ④ 再委託先が、暴力団若しくは暴力団員により実質的に経営を支配される事業を行う者又はこれに準ずる者に該当する旨の通知を、警察当局から受けたとき。
 - ⑤ 再委託先が暴力団又は暴力団関係者と知りながらそれを容認して再委託契約を継続させているとき。

- (2) 談合等不正行為
 - ① 請負者は、談合等の不正行為に関して、当機構が定める「談合等の不正行為に関する特約条項」に従うものとする。
- (3) 損害賠償
 - ① 請負者は、請負者の故意又は過失により当機構に損害を与えたときは、当機構に対し、その損害について賠償する責任を負う。また、当機構は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。なお、当機構から請負者に損害賠償を請求する場合において、原因を同じくする支払済の違約金がある場合には、当該違約金は原因を同じくする損害賠償について、支払済額とみなす。
- (4) 不可抗力免責・危険負担
 - ① 当機構及び請負者の責に帰すことのできない事由により契約期間中に物件が滅失し、又は毀損し、その結果、当機構が物件を使用することができなくなったときは、請負者は、当該事由が生じた日の翌日以後の契約期間に係る代金の支払を請求することができない。
- (5) 金品等の授受の禁止
 - ① 請負者は、本業務の実施において、金品等を受け取ること、又は、与えることをしてはならない。
- (6) 宣伝行為の禁止
 - ① 請負者及び本業務に従事する者は、本業務の実施に当たっては、自ら行う業務の宣伝を行ってはならない。また、本業務の実施をもって、第三者に対し誤解を与えるような行為をしてはならない。
- (7) 法令の遵守
 - ① 請負者は、本業務を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなくてはならない。
- (8) 安全衛生
 - ① 請負者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。
- (9) 記録及び帳簿類の保管
 - ① 請負者は、本業務に関して作成した記録及び帳簿類を、本業務を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、保管しなければならない。
- (10) 契約の解釈
 - ① 契約に定めのない事項及び契約に関して生じた疑義は、当機構と請負者との間で協議して解決する。

10. 共通基盤（ハードウェア）の構築及び運用・保守並びにデータセンター運用業務請負者が本業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により本業務請負者が負うべき責任に関する事項

本業務を実施するに当たり、請負者又はその職員その他の本業務に従事する者が、故意又は過失により、本業務の受益者等の第三者に損害を加えた場合は、次のとおりとする。

- (1) 請負者が民法（明治 29 年法律第 89 号）第 709 条等の規定に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について当機構の責めに帰すべき理由が存するときは、双方協議の上、請負者は当機構に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分を求償することができる。

11. 共通基盤（ハードウェア）の構築及び運用・保守並びにデータセンター運用業務に係る法第 7 条第 8 項に規定する評価に関する事項

11.1 本業務の実施状況に関する調査の時期

- (1) 当機構は、本業務の実施状況について、総務大臣が行う評価の時期（平成 33 年 5 月を予定）を踏まえ、本業務に係る運用が開始される平成 30 年度以降、各年度末時点における状況を調査する。

11.2 調査項目及び実施方法

- (1) 本業務の内容
 - ① 各種報告書により調査
- (2) 本業務の回答率
 - ① 各種報告書により調査
- (3) 障害連絡時間
 - ① 各種報告書により調査
- (4) 作業遅延の件数
 - ① 各種報告書により調査
- (5) 本業務のユーザ利用満足度調査の結果
 - ① 各年度において、職員等に対する年 1 回のアンケート（利用満足度調査）の実施結果により調査

11.3 意見聴取等

- (1) 当機構は、必要に応じ本業務請負者から意見の聴取を行うことができるものとする。

11.4 実施状況等の提出時期

- (1) 当機構は、平成 33 年 3 月を目途として、本業務の実施状況等を総務大臣及び官民競争入札等監理委員会へ提出する。

- (2) 調査報告を総務大臣及び官民競争入札等監理委員会に提出するに当たり、CIO 補佐官及び外部有識者の意見を聴くものとする。

12. その他業務の実施に関し必要な事項

12.1 本業務の実施状況等の官民競争入札等監理委員会への報告

- (1) 当機構は、法第 26 条及び第 27 条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告することとする。

12.2 労働者健康安全機構の監督体制

- (1) 本契約に係る監督は、主管係自ら立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。
- (2) 本業務の実施状況に係る監督は以下のとおり。
 - ① 監督職員：労働者健康安全機構 経営企画室 情報企画課 課長
 - ② 検査職員：労働者健康安全機構 経営企画室 情報企画課 班長

12.3 本業務請負者の責務

- (1) 本業務に従事する請負者は、刑法（明治 40 年法律第 45 号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。
- (2) 請負者は、法第 54 条の規定に該当する場合は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処される。
- (3) 請負者は、法第 55 条の規定に該当する場合は、30 万円以下の罰金に処されることとなる。なお、法第 56 条により、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、法第 55 条の規定に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。
- (4) 請負者は、会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 号）第 23 条第 1 項第 7 号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第 25 条及び第 26 条により、同院の実地の検査を受けたり、同院から直接又は当機構に通じて、資料又は報告等の提出を求められたり、質問を受けたりすることがある。

12.4 著作権

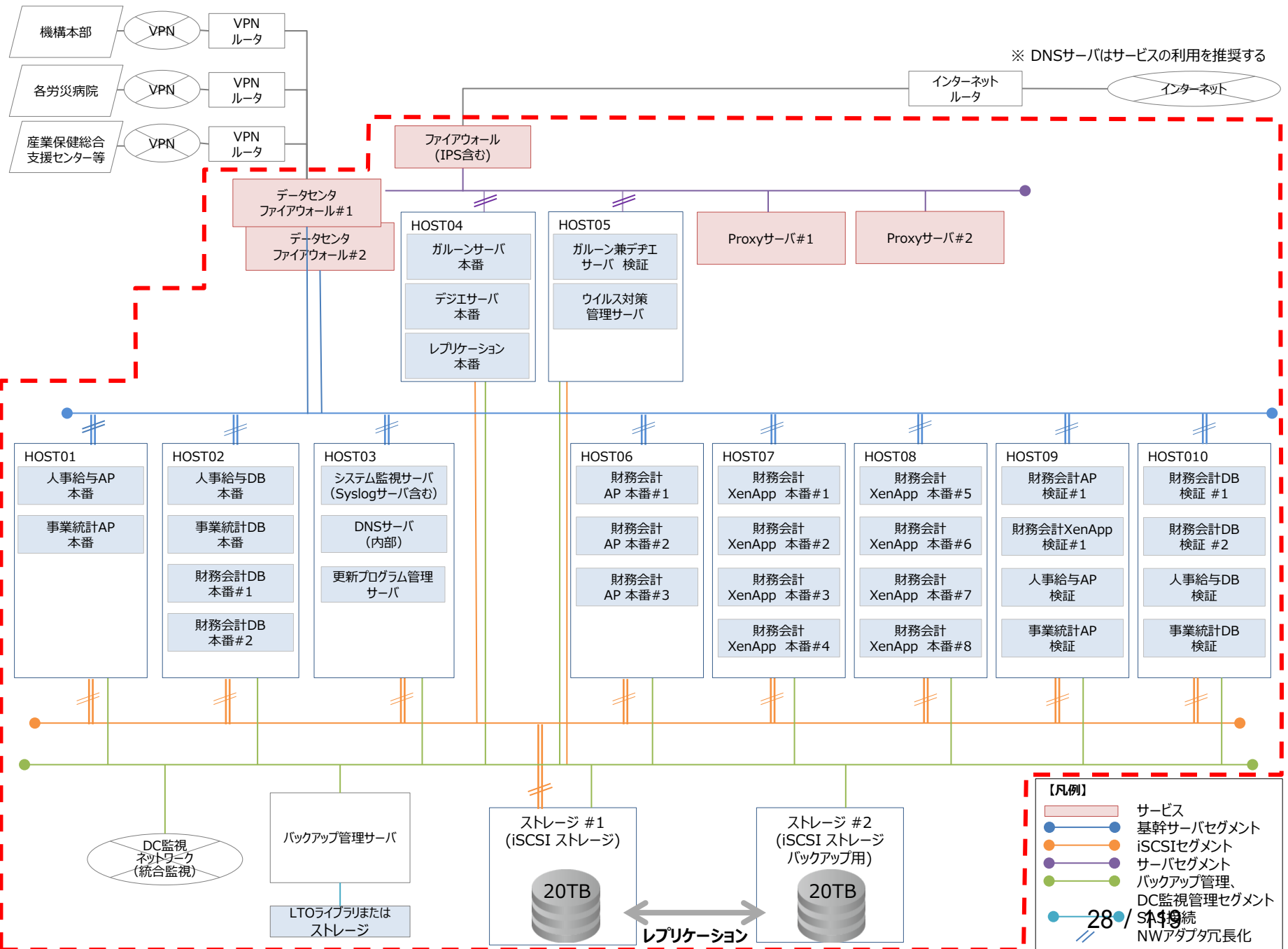
- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し、著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを当機構に無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、当機構が承認した場合は、この限りではない。
- (3) (1) 及び(2)にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下、「請負者著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該請負者著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。

- (4) 提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

12.5 本業務の調達仕様書

- (1) 本業務を実施する際に必要な仕様は、調達仕様書に示すとおりである。

【別紙1】ネットワーク構成図



【別紙 02】 従来の実施状況に関する情報の開示

| 1 従来の実施に要した経費 | | (単位：千円) | | | | |
|---|--------|-----------|----------|----------|----------|-------|
| | | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 次期基幹業務システムに係るハードウェア導入及び保守 ・ 次期基幹業務システム（動作基盤）構築・運用 ・ 基幹業務システム及び本部ネットワーク環境に係る運用支援業務 ・ グループウェアシステムの構築及び運用保守 | | | | | | |
| | 人件費 | 常勤職員 | - | - | - | - |
| | | 非常勤職員 | - | - | - | - |
| | 物件費 | | 3,101 | 9,913 | 9,913 | 9,913 |
| | 請負費 | 役務（運用員） | - | 4,080 | 4,080 | 4,080 |
| | | 機器・回線リース料 | 33,117 | - | - | - |
| | | 設計・構築費 | 17,617 | - | - | - |
| | | その他 | | 1,475 | 1,475 | 1,475 |
| 計(a) | | 53,835 | 15,468 | 15,468 | 15,468 | |
| 参 考 値 (b) | 減価償却費 | | | - | - | - |
| | 退職給付費用 | | | - | - | - |
| | 間接部門費 | | | - | - | - |
| (a) + (b) | | 53,835 | 15,468 | 15,468 | 15,468 | |
| (注記事項) | | | | | | |
| <p>(1) 金額は税抜き</p> <p>(2) 「基幹業務システム及び本部ネットワーク環境に係る運用支援業務」のうち、基幹業務システムに係る費用を計上</p> <p>(3) 「物件費」には、詳細が不明だったため、データセンター運用に係る人件費も含まれる</p> <p>(4) 平成 24 年度の経費は「次期基幹業務システムに係るハードウェア導入及び保守」「次期基幹業務システム（動作基盤）構築・運用」「基幹業務システム及び本部ネットワーク環境に係る運用支援業務」に係る費用と、「グループウェアシステムの構築及び運用保守」のうち、ハードウェアに係る構築、運用保守の費用を計上</p> | | | | | | |

【別紙 02】 従来の実施状況に関する情報の開示

| 2 従来の実施に要した人員 | | (単位：人) | | | | | | | | | | | |
|---|----------|----------|----------|----------|-----|-----|------|------|------|-----|-----|-----|-------|
| | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | | | | | | | | | |
| (請負者における構築及び運用・保守業務従事者) | | | | | | | | | | | | | |
| 構築及び運用・保守要員責任者 | 1 | 1 | 1 | 1 | | | | | | | | | |
| 構築及び運用・保守要員 | 8 | 8 | 8 | 8 | | | | | | | | | |
| ※非常駐の要員のみ | | | | | | | | | | | | | |
| <p>「(請負者における構築及び運用・保守業務従事者)」について、データセンター運用に係る要員(「次期基幹業務システム(動作基盤)構築・運用」に係る要員)は、不明のため人数に含まれておりません。業務従事者の人数は、「次期基幹業務システムに係るハードウェア導入及び保守」「基幹業務システムにかかる運用支援業務」「グループウェアシステムの構築及び運用保守」に係る要員を記載しております。</p> <p>(請負者における業務従事者に求められる知識・経験等)</p> <p>(1) 構築及び運用・保守要員責任者に関する要求要件</p> <p>① 情報処理技術者試験プロジェクトマネージャ若しくは PMP 等のプロジェクト管理関連資格を有すること。</p> <p>(2) 構築及び運用・保守要員に関する要求要件</p> <p>① 以下の資格・実績を有する必要がある。これらの資格実績は担当者それぞれが有していることが望ましいが、担当者の手配が困難な場合複数の担当者でこれらすべての資格・実績を満たしても可とする。</p> <p>(ア) 情報処理技術者試験 応用情報技術者</p> <p>(イ) 情報処理技術者試験 ネットワークスペシャリスト</p> <p>(ウ) 情報処理技術者試験 情報セキュリティスペシャリスト</p> <p>(エ) ITIL Foundation</p> <p>(オ) CA Technologies Certified CA ARCserve Backup Administrator もしくは相当の資格</p> <p>(カ) マイクロソフト認定テクノロジースペシャリスト資格 MCTS : Windows Server 2008 R2,サーバの仮想化</p> <p>(キ) 本調達と同等規模以上の Microsoft Hyper-V を利用した仮想化システムの導入、運用実績。</p> <p>(ク) RedHat Linux 上で BIND を利用したクライアント数 100 台以上の DNS サーバを構築、運用した経験。(現行の DNS サーバの設定を把握するため)</p> <p>(ケ) Microsoft Windows Server2003 上でクライアント数 100 台以上の Proxy サーバを構築、運用した経験。(現行の Proxy サーバの設定を把握するため)</p> <p>(コ) ファイバーチャネルを利用した SAN (ストレージエリアネットワーク) を構築、運用した経験。</p> <p>(サ) フォーティネット社製ファイアウォール FortiGate を利用し本構成と類似のネットワークを構築、運用した経験もしくは同ファイアウォールからの移行経験。</p> <p>(シ) 公的機関における分割調達の内、システム構築部分のみを単独で受託したプロジェクトにおいてメンバーとして参加した実績。</p> <p>(ス) 独立行政法人等公的機関における会計業務システムの運用経験。</p> | | | | | | | | | | | | | |
| (業務の繁閑の状況とその対応) | | | | | | | | | | | | | |
| (1) 実施要項 2.1.3(1)に示す平成 25・26・27 年度の構築及び運用・保守業務の対応状況は以下のとおり。 | | | | | | | | | | | | | |
| ① 基幹業務システム運用状況 | | | | | | | | | | | | | |
| 平成 25 年度 | | | | | | | | | | | | | |
| | 4 月 | 5 月 | 6 月 | 7 月 | 8 月 | 9 月 | 10 月 | 11 月 | 12 月 | 1 月 | 2 月 | 3 月 | 合計(件) |
| 機器による障害件数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| オペレーションミスによる障害件数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 他事業者との調整が必要な障害発生 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【別紙 02】 従来の実施状況に関する情報の開示

| | | | | | | | | | | | | | |
|---------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|
| 件数 | | | | | | | | | | | | | |
| 問い合わせ件数 | 3 | 0 | 1 | 1 | 0 | 4 | 3 | 3 | 3 | 2 | 1 | 3 | 24 |
| 作業件数 | 1 | 2 | 3 | 1 | 0 | 1 | 3 | 0 | 1 | 1 | 0 | 2 | 15 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

平成 26 年度

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計(件) |
|--------------------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|-------|
| 機器による障害件数 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 6 |
| オペレーションミスによる障害件数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 他事業者との調整が必要な障害発生件数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 問い合わせ件数 | 1 | 2 | 2 | 0 | 1 | 3 | 5 | 1 | 3 | 2 | 2 | 2 | 24 |
| 作業件数 | 5 | 0 | 0 | 2 | 0 | 3 | 9 | 5 | 2 | 2 | 2 | 5 | 35 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

平成 27 年度

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計(件) |
|--------------------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|-------|
| 機器による障害件数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 2 |
| オペレーションミスによる障害件数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 他事業者との調整が必要な障害発生件数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 問い合わせ件数 | 0 | 2 | 3 | 0 | 0 | 5 | 3 | 2 | 1 | 2 | 2 | 0 | 20 |
| 作業件数 | 1 | 2 | 2 | 3 | 1 | 0 | 2 | 10 | 4 | 0 | 5 | 1 | 31 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

② データセンター運用状況

平成 25 年度

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計(件) |
|--------------------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|-------|
| 機器による障害件数 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 2 | 0 | 4 | 0 | 5 | 0 | 15 |
| オペレーションミスによる障害件数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 他事業者との調整が必要な障害発生件数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 申請・依頼件数 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 4 |
| 問い合わせ件数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

平成 26 年度

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計(件) |
|--------------------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|-------|
| 機器による障害件数 | 4 | 1 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 | 0 | 1 | 0 | 0 | 22 |
| オペレーションミスによる障害件数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 他事業者との調整が必要な障害発生件数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 申請・依頼件数 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 4 |
| 問い合わせ件数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

平成 27 年度

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計(件) |
|-----------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|-------|
| 機器による障害件数 | 1 | 0 | 3 | 1 | 0 | 1 | 4 | 3 | 13 | 5 | 8 | 43 | 82 |

【別紙 02】 従来の実施状況に関する情報の開示

| | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| オペレーションミスによる障害件数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 他事業者との調整が必要な障害発生件数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 申請・依頼件数 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 4 |
| 問い合わせ件数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

③ グループウェアシステム運用状況

平成 24 年度

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計(件) |
|--------------------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|-------|
| 機器による障害件数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 3 |
| オペレーションミスによる障害件数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 他事業者との調整が必要な障害発生件数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 申請・依頼件数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 問い合わせ件数 | 1 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 7 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

平成 25 年度

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計(件) |
|--------------------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|-------|
| 機器による障害件数 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| オペレーションミスによる障害件数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 他事業者との調整が必要な障害発生件数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 申請・依頼件数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 問い合わせ件数 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 1 | 1 | 0 | 2 | 2 | 2 | 0 | 10 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |

平成 26 年度

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計(件) |
|--------------------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|-------|
| 機器による障害件数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 2 |
| オペレーションミスによる障害件数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 他事業者との調整が必要な障害発生件数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 申請・依頼件数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 問い合わせ件数 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 2 | 0 | 0 | 7 |
| その他 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 |

平成 27 年度

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計(件) |
|--------------------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|-------|
| 機器による障害件数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 2 |
| オペレーションミスによる障害件数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 他事業者との調整が必要な障害発生件数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 申請・依頼件数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 問い合わせ件数 | 2 | 0 | 1 | 3 | 1 | 4 | 0 | 1 | 0 | 1 | 2 | 0 | 15 |
| その他 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 1 | 0 | 8 |

【別紙 02】従来の実施状況に関する情報の開示

(注記事項)

- (1) 「請負者における業務従事者に求められる知識・経験等」について、各調達の実務担当者への要求要件を合わせて記載している。
- (2) 基幹業務システムとデータセンターの運用は平成 25 年度から実施しているため、「①基幹業務システム運用状況」と「②データセンターの運用状況」の平成 24 年度分は記載していない。

【別紙 02】 従来の実施状況に関する情報の開示

| |
|--|
| 3 従来の実施に要した施設及び設備 |
| <p>【施設】</p> <ol style="list-style-type: none">施設名称：独立行政法人労働者健康安全機構 旧本部 使用場所：サーバ室施設名称：NECネクソソリューションズ 第一システム事業部 使用場所：リモートアクセス室施設名称：NECネクソソリューションズ 第2データセンター 使用場所：コロケーションルーム施設名称：独立行政法人労働者健康安全機構 事務管理棟 使用場所：サーバ室 |
| <p>【設備及び主な物品】</p> <ol style="list-style-type: none">運用管理端末リモート作業端末基幹業務システムサーバ等機器運用管理端末 |
| (注記事項) |

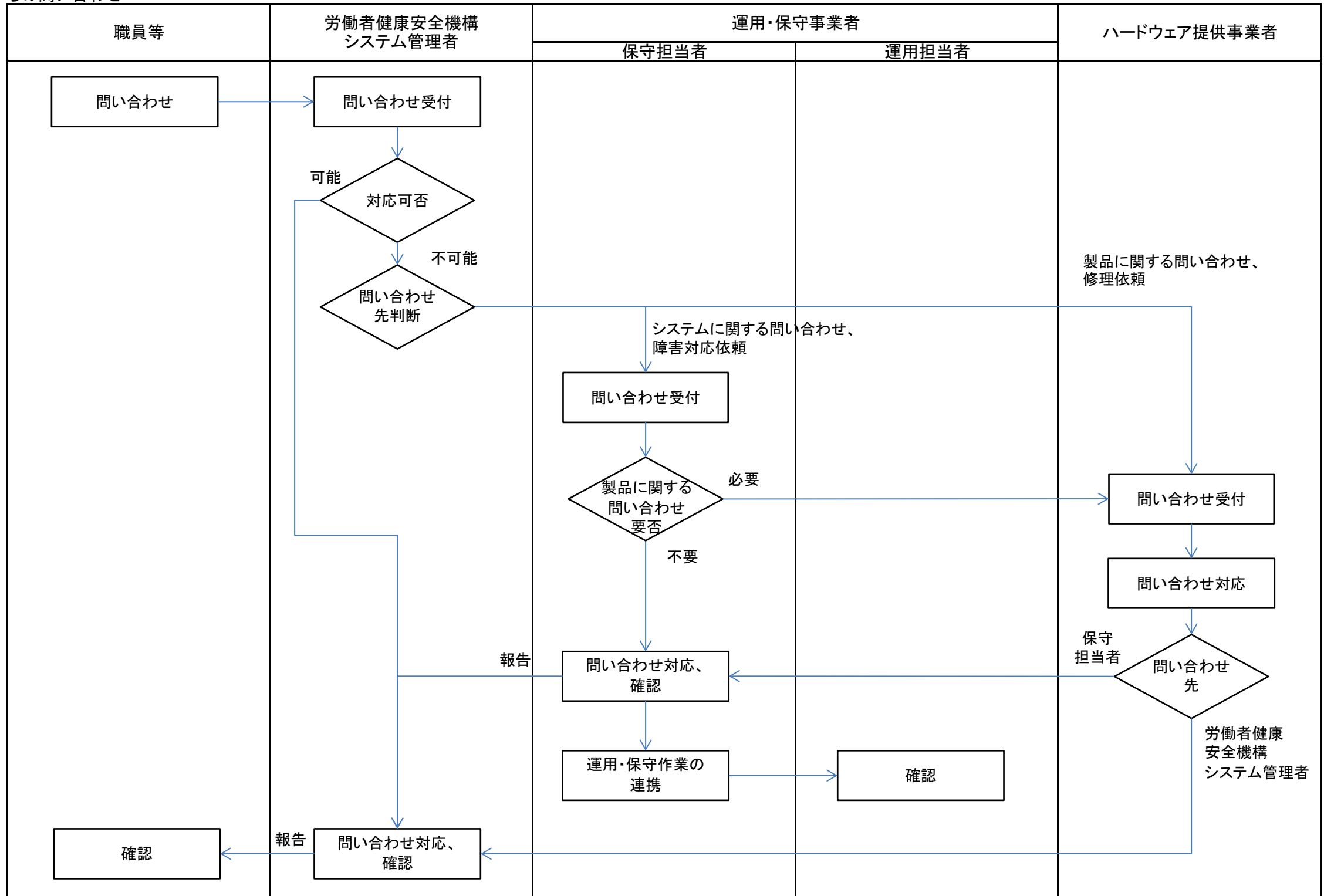
【別紙 02】 従来の実施状況に関する情報の開示

| 4 従来の実施における目標の達成の程度 | | | | | | | | | | | | | |
|--|-------|---------|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|------|-----|-----|-----|
| (目標の達成の程度) | | | | | | | | | | | | | |
| 平成 24 年度 | | | | | | | | | | | | | |
| SLA 項目 | 指標値 | 4 月 | 5 月 | 6 月 | 7 月 | 8 月 | 9 月 | 10 月 | 11 月 | 12 月 | 1 月 | 2 月 | 3 月 |
| 稼働率 | 99.9% | 100% | | | | | | | | | | | |
| 障害連絡時間 | 30 分 | 未達成 0 件 | | | | | | | | | | | |
| 平成 25 年度 | | | | | | | | | | | | | |
| SLA 項目 | 指標値 | 4 月 | 5 月 | 6 月 | 7 月 | 8 月 | 9 月 | 10 月 | 11 月 | 12 月 | 1 月 | 2 月 | 3 月 |
| 稼働率 | 99.9% | 100% | | | | | | | | | | | |
| 障害連絡時間 | 30 分 | 未達成 0 件 | | | | | | | | | | | |
| 平成 26 年度 | | | | | | | | | | | | | |
| SLA 項目 | 指標値 | 4 月 | 5 月 | 6 月 | 7 月 | 8 月 | 9 月 | 10 月 | 11 月 | 12 月 | 1 月 | 2 月 | 3 月 |
| 稼働率 | 99.9% | 100% | | | | | | | | | | | |
| 障害連絡時間 | 30 分 | 未達成 0 件 | | | | | | | | | | | |
| 平成 27 年度 | | | | | | | | | | | | | |
| SLA 項目 | 指標値 | 4 月 | 5 月 | 6 月 | 7 月 | 8 月 | 9 月 | 10 月 | 11 月 | 12 月 | 1 月 | 2 月 | 3 月 |
| 稼働率 | 99.9% | 100% | | | | | | | | | | | |
| 障害連絡時間 | 30 分 | 未達成 0 件 | | | | | | | | | | | |
| (注記事項) | | | | | | | | | | | | | |
| (1) 稼働率について、システムのサービス提供時間は、年 2 回の定期保守点検時並びに日次バックアップの時間を除いた時間とする。 | | | | | | | | | | | | | |

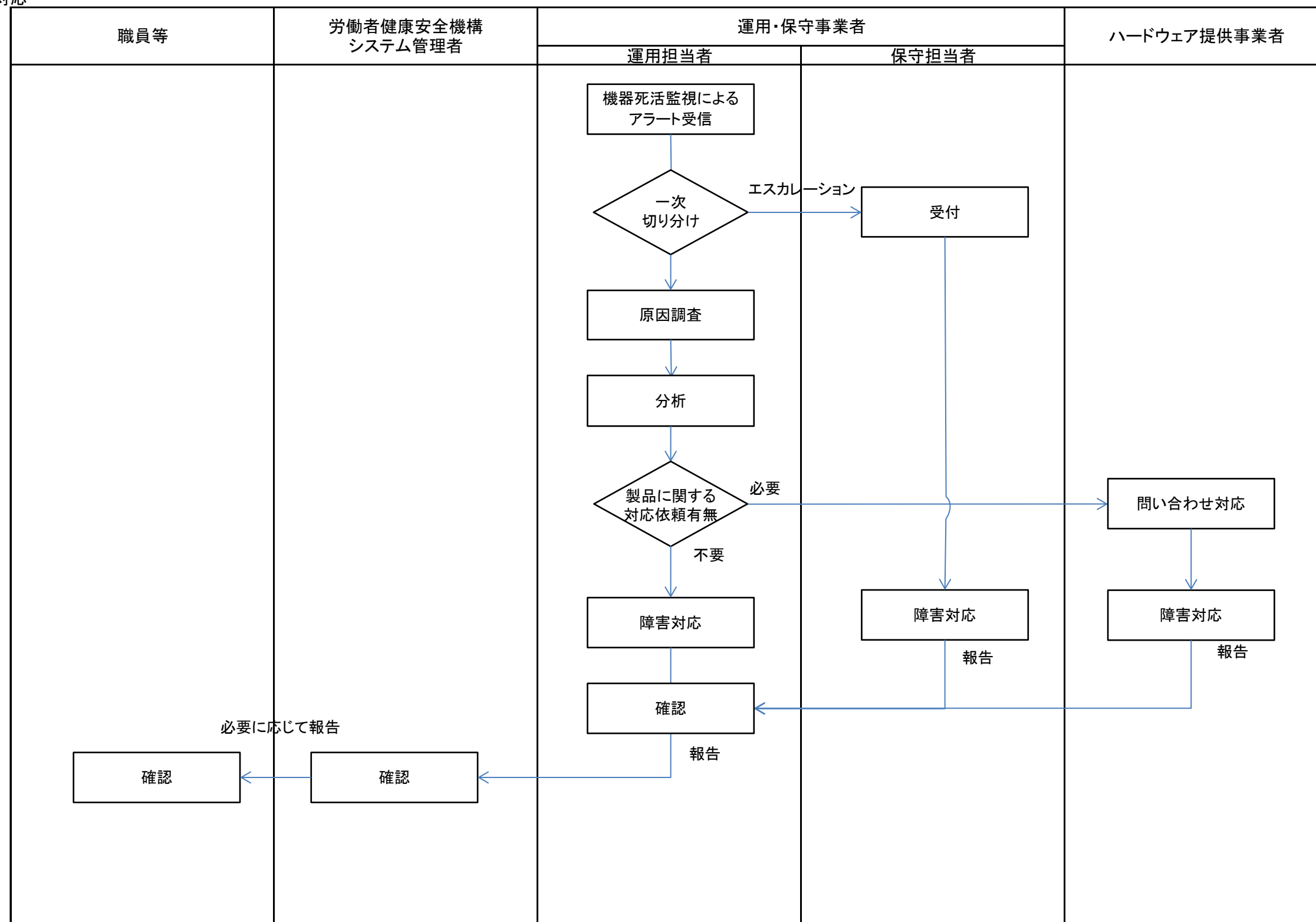
【別紙 02】 従来の実施状況に関する情報の開示

| |
|--|
| 5 従来の実施方法等 |
| 従来の実施方法（業務フロー図等） (1) 「別紙 03 運用・保守業務の業務フロー」に、従来業務フローを示す。 |
| (注記事項) |

【別紙03】運用・保守業務の業務フロー
職員からの問い合わせ



【別紙03】運用・保守業務の業務フロー
障害対応



共通基盤の運用・保守並びにデータセンター運用業務に関する

満足度アンケート調査

このアンケートは、共通基盤の運用・保守並びにデータセンター運用業務（ヘルプデスクサポート）について、確保されるべきサービスの質を検討するため、ヘルプデスク利用者を対象に利用満足度を調査するものです。

つきましては、次の4つの質問に対して、それぞれ「満足」から「不満足」までのいずれかに該当する□にレ印を記入してください。

- 1 お問合せから回答までに要した時間について満足されましたか。
満足 ほぼ満足 普通 やや不満足 不満足
- 2 回答又は手順に対する説明の分かりやすさについて満足されましたか。
満足 ほぼ満足 普通 やや不満足 不満足
- 3 回答又は手順に対する結果の正確性について満足されましたか。
満足 ほぼ満足 普通 やや不満足 不満足
- 4 担当者の対応（言葉遣い、親切さ、丁寧さ等）について満足されましたか。
満足 ほぼ満足 普通 やや不満足 不満足

＜ 御意見等 ＞

御協力ありがとうございました。

共通基盤（ハードウェア）の構築及び
運用・保守業務並びにデータセンターの運用業務
調達仕様書

独立行政法人 労働者健康安全機構

目次

| | |
|------------------------------------|----|
| 1. 調達案件の概要に関する事項 | 1 |
| 1.1 調達件名 | 1 |
| 1.2 調達の背景 | 1 |
| 1.3 調達の目的及び期待する効果 | 1 |
| 1.4 次期システム基盤の概要 | 1 |
| 1.5 契約期間 | 3 |
| 1.6 作業スケジュール | 3 |
| 2. 調達案件及び関連調達案件の調達単位、調達方式等に関する事項 | 4 |
| 2.1 調達案件、調達単位、調達の方式及び実施時期 | 4 |
| 2.2 調達案件間の入札制限 | 4 |
| 3. 作業の実施内容に関する事項 | 5 |
| 3.1 設計・開発に係る作業 | 5 |
| 3.1.1 プロジェクト管理の実施 | 5 |
| 3.1.2 プロジェクト計画書等の作成 | 5 |
| 3.1.3 次期システム基盤の構築及びソフトウェアの導入・設定・保守 | 5 |
| 3.1.4 設計 | 6 |
| 3.1.5 構築・テスト | 6 |
| 3.1.6 受入テスト支援 | 6 |
| 3.1.7 情報システムの移行 | 7 |
| 3.1.8 引継ぎ | 7 |
| 3.2 運用に係る作業 | 7 |
| 3.2.1 中長期運用・保守作業計画の確定支援 | 7 |
| 3.2.2 運用計画の更新 | 7 |
| 3.2.3 定常時対応 | 7 |
| 3.2.4 障害発生時対応 | 8 |
| 3.2.5 次期システム基盤の現況確認支援 | 8 |
| 3.2.6 運用作業の改善提案 | 8 |
| 3.2.7 引継ぎ | 8 |
| 3.3 保守に係る作業 | 9 |
| 3.3.1 中長期運用・保守作業計画の確定支援 | 9 |
| 3.3.2 保守作業計画の更新 | 9 |
| 3.3.3 定常時対応 | 9 |
| 3.3.4 障害発生時対応 | 10 |
| 3.3.5 保守作業の改善提案 | 10 |
| 3.3.6 引継ぎ | 10 |

| | | |
|-------|----------------------|----|
| 4. | 成果物の範囲、納品期日等 | 11 |
| 4.1 | 成果物 | 11 |
| 4.2 | 納品方法 | 12 |
| 4.3 | 納品場所 | 12 |
| 5. | 満たすべき要件に関する事項 | 13 |
| 6. | 作業の実施体制・方法に関する事項 | 13 |
| 6.1 | 作業実施体制 | 13 |
| 6.2 | 作業要員に求める資格等の要件 | 14 |
| 6.3 | 作業場所 | 15 |
| 6.4 | 作業の管理に関する要領 | 16 |
| 7. | 作業の実施に当たっての遵守事項 | 16 |
| 7.1 | 機密保持、資料の取扱い | 16 |
| 7.2 | 遵守する法令等 | 16 |
| 7.3 | その他文書、標準への準拠 | 16 |
| 8. | 成果物の取扱いに関する事項 | 17 |
| 8.1 | 知的財産権の帰属 | 17 |
| 8.2 | 瑕疵担保責任 | 17 |
| 8.3 | 検収 | 18 |
| 9. | 入札参加資格に関する事項 | 18 |
| 9.1 | 入札参加要件 | 18 |
| 9.1.1 | 審査登録機関の認証等 | 18 |
| 9.1.2 | 受注実績 | 18 |
| 9.1.3 | 全省庁統一資格 | 18 |
| 9.2 | 入札制限 | 19 |
| 9.3 | 複数事業者による共同提案 | 19 |
| 10. | 再委託に関する事項 | 20 |
| 10.1 | 再委託の制限及び再委託を認める場合の条件 | 20 |
| 10.2 | 承認手続 | 20 |
| 10.3 | 再委託先の契約違反等 | 20 |
| 11. | その他特記事項 | 21 |
| 11.1 | 前提条件及び制約条件 | 21 |
| 11.2 | 納入条件 | 21 |
| 11.3 | その他 | 21 |
| 12. | 附属文書 | 21 |
| 12.1 | 要件定義書 | 21 |

1. 調達案件の概要に関する事項

1.1 調達件名

共通基盤の構築及び運用・保守業務並びにデータセンターの運用業務

1.2 調達の背景

独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）では、現行システムのメーカーサポートの終了や平成28年4月の法人統合等により、平成30年4月から稼働する基幹業務システムである財務会計・管財システム、人事給与システム、事業統計システム及びグループウェアシステム並びにこれらに係るハードウェアシステムの構築が必要となった。

本調達によって現行システムの機能を維持しつつ利便性向上・内部統制の強化・業務の効率化及び関係コストの削減に向けて新たなシステム（以下「次期システム」という。）を構築する。

1.3 調達の目的及び期待する効果

新たに構築する次期システムは、業務の効率化及び関係コストの削減を実現することを目的とし、利便性向上・内部統制の強化等の効果を期待する。なお、次期システムは本業務により構築される次期システムの共通基盤（以下「次期システム基盤」という。）上に構築を行い運用するものとし、関連規則・制度の抜本的な改正に伴う業務内容や業務対象範囲の見直しなどの大きな業務変更がない限り最低でも5年間は大きな改修をすることなく、安定して利用できるものとする。なお、現場の立入、第三者機関による監査への対応支援、追加機器の設置、技術情報の開示等が可能であれば、ハードウェア専有型のプライベートクラウドサービスでも可とする。

本調達の請負者は次期システム基盤の仕様のみならず、現行システム及び次期システムの仕様等を既存の各種資料等から十分に理解したうえで構築・移行作業を行うものとする。なお、既存の各種資料等は、機構にて、入札説明会の翌日（入札公告後、約一週間後）から閲覧可能とする。

1.4 次期システム基盤の概要

本調達は、次期システム基盤をデータセンターに整備するものである。整備の範囲はネットワーク機器を含めたサーバ・ハードウェア等の設備の構築及びそれらの運用・保守に係る一連の業務である。

次期システム基盤の位置づけ・本調達の対象範囲・次期システム基盤の概要は次の図のとおりである。なお、基幹業務システム及びグループウェアシステムの一部アプリケーションは対象範囲とする。詳細は別紙「ハードウェア要件一覧」を参照すること。詳細は別紙「ハードウェア要件一覧」を参照すること。なお、汎用OS以

外のアプリケーション及びミドルウェア等のバージョンアップの際は、機構及び基幹業務システム及びグループウェアシステムの事業者との協議のうえ、対策を検討すること。その際の費用負担は協議とする。

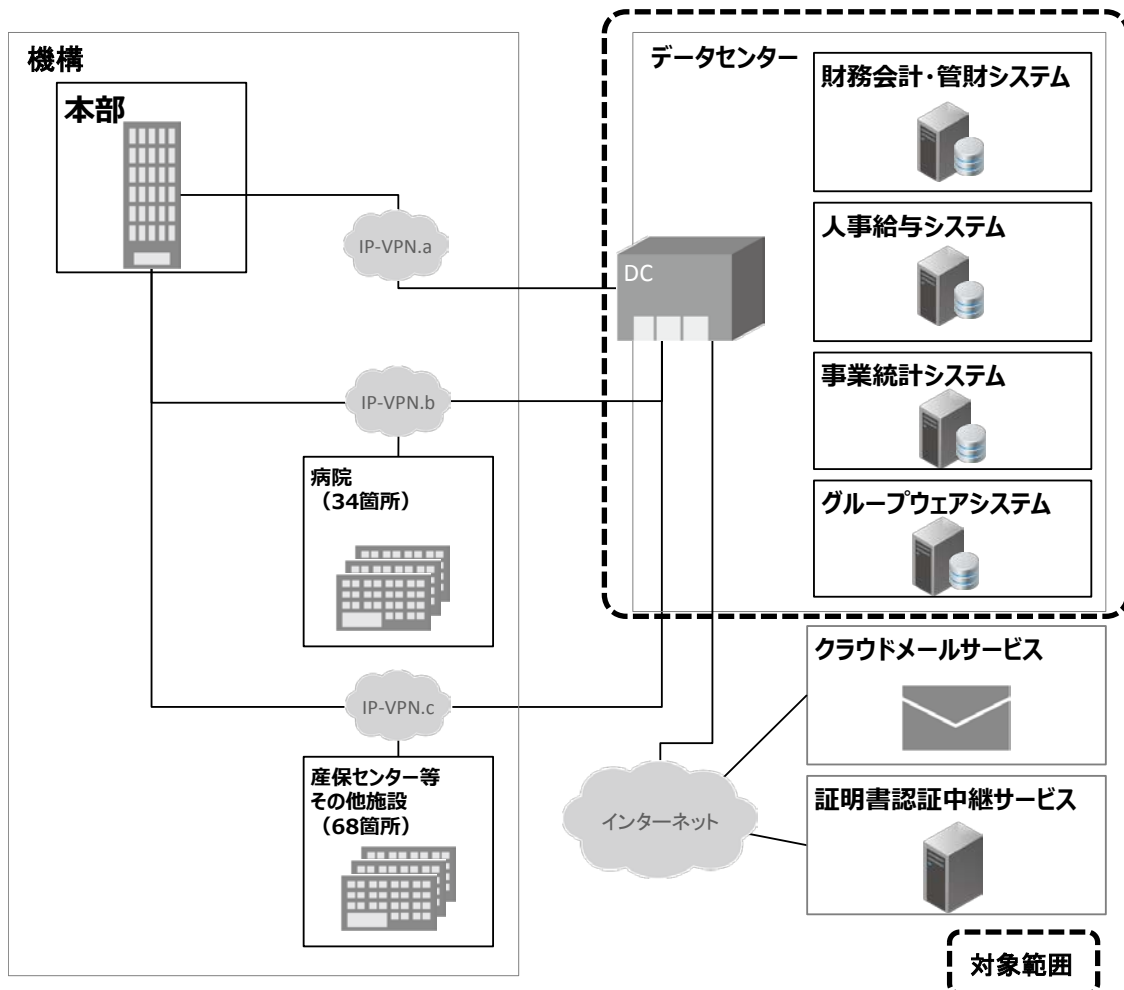


図 1-1 次期システムの構成概要図

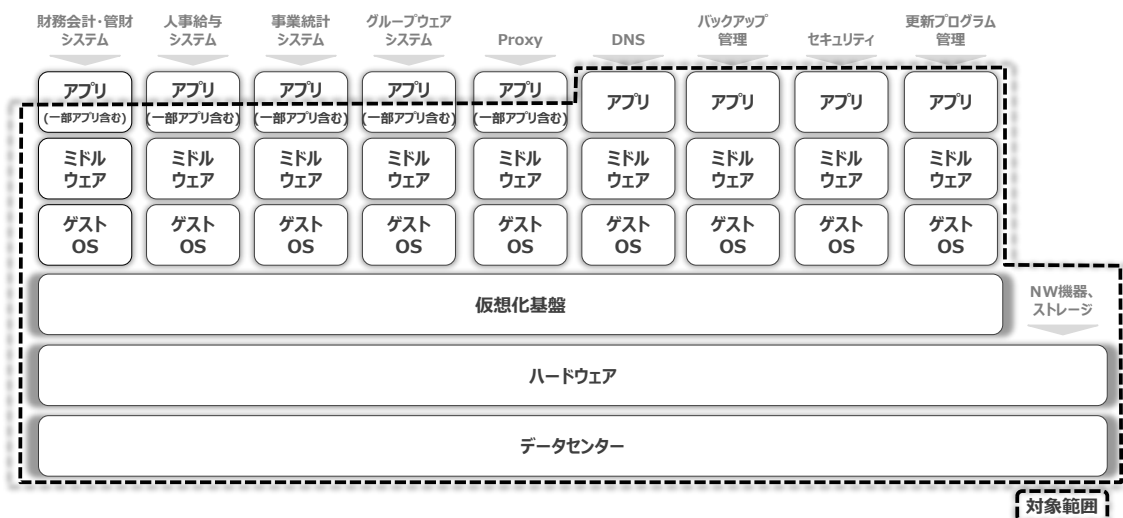


図 1-2 次期システムにおける次期システム基盤との関係性

1.5 契約期間

契約締結日から平成35年3月31日までとする。

1.6 作業スケジュール

共通基盤の構築及び運用・保守業務並びにデータセンターの運用業務（以下、本業務という。）における作業スケジュールは次の表のとおりである。次期システム基盤上での基幹業務システム及びグループウェアシステムの試験は、平成29年11月以降を想定している。なお、工程「試験」は、次期システム基盤上で基幹業務システム及びグループウェアシステムの構築事業者が実施する総合試験及び機構が実施する受入試験の期間を示す。また、工程「移行」は、現行システムとの並行稼働期間を示す。

表 1-1 本業務における作業スケジュール

| 工程 | 期間（想定） |
|------------------|-----------------|
| 次期システム基盤構築・試験・移行 | 契約締結日～平成30年3月 |
| データセンター構築・設置作業 | 契約締結日～平成30年3月 |
| 次期システム基盤運用保守 | 平成30年4月～平成35年3月 |
| データセンター運用 | 平成30年4月～平成35年3月 |

次期システムにおける全体スケジュールは次の図のとおりである。

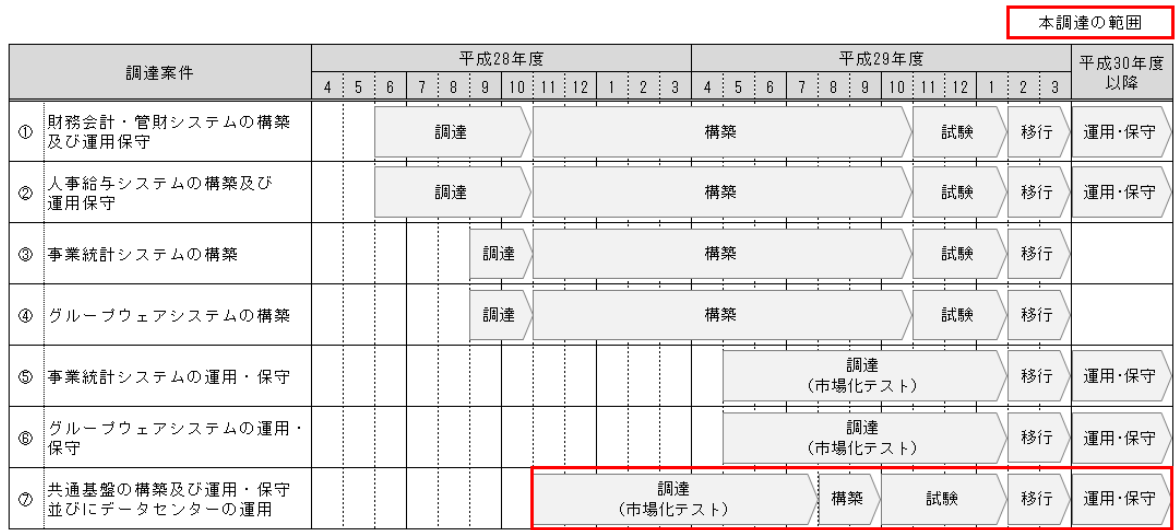


図 1-3 全体作業スケジュール

2. 調達案件及び関連調達案件の調達単位、調達方式等に関する事項

2.1 調達案件、調達単位、調達の方式及び実施時期

関連する調達案件の調達単位、調達の方式、実施時期は次の表のとおりである。

表 2-1 関連する調達案件一覧

| No | 調達案件名 | 調達方式 | 実施時期 | 補足 |
|----|---|----------------------|---|-----|
| 1 | 基幹業務システム及びグループウェアシステム更新に伴う調査分析、調達支援及び工程管理支援業務 | 企画競争入札 | 入札公告：平成26年10月 契約日：平成26年12月 | 調達済 |
| 2 | 財務会計・管財システムの構築及び運用保守業務 | 一般競争入札 (総合評価落札方式) | 意見招請：平成28年6月 入札公告：平成28年8月 落札者決定：平成28年10月 | |
| 3 | 人事給与システムの構築及び運用保守業務 | 一般競争入札 (総合評価落札方式) | 意見招請：平成28年6月 入札公告：平成28年8月 落札者決定：平成28年10月 | |
| 4 | 事業統計システムの構築業務 | 一般競争入札 (最低価格落札方式) | 入札公告：平成28年9月 落札者決定：平成28年10月 | |
| 5 | グループウェアシステムの構築業務 | 一般競争入札 (最低価格落札方式) | 入札公告：平成28年9月 落札者決定：平成28年10月 | |
| 6 | 事業統計システムの運用・保守業務 | 一般競争入札 (総合評価落札方式) | 意見招請：平成29年6月頃 入札公告：平成29年10月頃 落札者決定：平成30年1月頃 | |
| 7 | グループウェアシステムの運用・保守業務 | 一般競争入札 (総合評価落札方式) | 意見招請：平成29年6月頃 入札公告：平成29年10月頃 落札者決定：平成30年1月頃 | |
| 8 | 共通基盤の構築及び運用・保守業務並びにデータセンターの運用業務 | 一般競争入札 (総合評価落札方式) | 意見招請：平成29年1月頃 入札公告：平成29年4月頃 落札者決定：平成29年7月頃 | 本調達 |

2.2 調達案件間の入札制限

- (1) 相互牽制の観点から、本調達は「表2-1 関連する調達案件一覧」に示した調達のうち「No.1 基幹業務システム及びグループウェアシステム更新に伴う調査分析、調達支援及び工程管理支援業務」を相互に入札制限の対象とする。

3. 作業の実施内容に関する事項

請負者は本業務において、最新の政府方針による制度改正（年号改正に伴う改正含む）や情報セキュリティポリシーの改訂等に対応させることを前提とする。

3.1 設計・開発に係る作業

3.1.1 プロジェクト管理の実施

- (1) プロジェクト管理実施においては、進捗管理、品質管理、課題管理、変更管理、リスク管理、文書管理、情報セキュリティ管理、コミュニケーション管理、障害管理、構成管理並びに体制管理を実施すること。また、進捗状況報告書及び各種管理表等を作成し、適宜、機構に進捗状況の報告を行うこと。
- (2) 請負者は、品質報告、工程完了等の会議体を通じて機構に報告を行うこと。なお、工程完了報告等により機構の承認を受けた成果物や作業範囲等の変更を行う際には、プロジェクト計画書にて定義した変更管理の手順に基づき、スケジュールや費用等の影響範囲を明確にし、機構の承認を得た上で変更を行うこと。

3.1.2 プロジェクト計画書等の作成

- (1) 請負者は、標準管理要領と整合をとりつつ、機構の指示に基づき、工程管理支援事業者と調整のうえ、体制・役割（請負者及び機構の役割分担）、詳細な作業内容、スケジュール、並びに「3.1.1 プロジェクト管理の実施」における管理手法等を記載したプロジェクト計画書の案を作成し、機構の承認を受けること。なお、標準管理要領は、機構にて、入札説明会の翌日（入札公告後、約一週間後）から閲覧可能とする。

3.1.3 次期システム基盤の構築及びソフトウェアの導入・設定・保守

- (1) 請負者は、本業務で構築する次期システム基盤に、別途調達（表2-1「関連する調達案件一覧」に示したNo.2～7）の請負者（以下「アプリケーション開発業者」という。）により構築される各次期システムを動作させるために必要となるソフトウェア（ライセンスを含む。）及びハードウェア・ネットワーク機器等を導入・設定し、すべてが正常かつ安定的に動作する旨を確認すること。また、これらの導入したソフトウェア（ライセンスを含む。）及びハードウェア（消耗品を除く。）に関して、すべて保守契約を締結し、確実に保守が出来る状態にすること。なお、これらの移設及び移行に伴う接続回線に掛かる費用についてはすべて入札金額に含めるものとする。
- (2) 本調達では、障害発生時において責任分解点が不明瞭となることを避けるため、アプリケーション開発業者からの求めに応じ機構が必要と認めた場合には、三者協議の上、共同にて原因を解明し、システム全体を正常に動作させること。原因の解消に必要な場合は、ホストOS・ゲストOS及び各種ネットワーク機器の設定変更や再構築を行い、システム全体が正常に動作する旨を

保証すること。これらの作業を実施する際にアプリケーション開発業者との調整が必要となる場合は、適宜、打合せ等を開催し円滑に業務を完了させること。なお、打合せの開催に際して発生する費用についてはすべて入札金額に含めるものとする。

- (3) 請負者は、機構が保有するライセンスの条件を確認し、適正なライセンス形態で本システムを構築すること。なお、機構が保有するライセンス情報は、機構にて、入札説明会の翌日（入札公告後、約一週間後）から閲覧可能とする。

3.1.4 設計

- (1) 請負者は、「共通基盤の構築及び運用・保守及びデータセンターの運用に係る要件定義書」の業務要件及び非機能要件を満たすための設計を行い、成果物（機器設計書、個別設計書、環境定義書）について機構の承認を受けること。
- (2) 請負者は、アプリケーション開発業者と連携して、次期システム及び次期システム基盤の移行の方法、環境、ツール、段取り等を記載した移行計画書を作成し、機構の承認を受けること。
- (3) 請負者は、運用設計及び保守設計を行い、本システムのライフサイクルを観点として、次々期更改までの間に計画的に発生する作業内容、その想定される時期等を取りまとめた中長期運用・保守作業計画の案を作成し、機構の承認を受けること。
- (4) 請負者は、運用設計及び保守設計を行い、定常時における月次の作業内容、その想定スケジュール、障害発生時における作業内容等を取りまとめた運用計画書及び保守作業計画書の案を作成し、機構の承認を受けること。

3.1.5 構築・テスト

- (1) 請負者は、テスト体制、テスト環境、作業内容、作業スケジュール、テストシナリオ、合否判定基準等を記載したテスト計画書（接続テストを含む）を作成し、機構の承認を受けること。
- (2) 請負者は、設計工程の成果物及びテスト計画書（接続テストを含む）に基づき、共通基盤システムの開発、テストを行うこと。なお、これらテスト環境構築の費用についてはすべて入札金額に含めるものとする。
- (3) 請負者は、テスト計画書（接続テストを含む）に基づき、各テストの実施状況を機構に報告すること。

3.1.6 受入テスト支援

- (1) 請負者は、機構の責任において実施する受入テストのテスト計画書案を作成し、機構の承認を受けること。なお、受入テスト実施体制等を踏まえて、機構がテスト計画書案を確定する。
- (2) 請負者は、機構が受入テストを実施するに当たり、環境整備、運用等の支援を行うこと。

3.1.7 情報システムの移行

- (1) 請負者は、機構の移行判定を受けて、アプリケーション開発業者と連携して、移行計画書に基づく移行作業を行うこと。移行作業は、LANの切り替えやリリース前のデータバックアップ等を行うこと。なお、移行作業の範囲は基幹業務システム及びグループウェアシステムの関係事業者と協議のうえ、決定すること。
- (2) 請負者は、本調達で導入されるハードウェア及び運用業務に係るソフトウェアの利用方法等に関する手順書を作成し、機構の承認を受けること。
- (3) 請負者は、データ移行のため、次期基盤システムと現行基盤システムのサーバ間で通信を可能とすること。

3.1.8 引継ぎ

- (1) 請負者は、設計・構築の設計書、作業経緯、残存課題等を文書化し、設計・構築担当者から運用担当者及び保守担当者に対して確実な引継ぎを行うこと。また、必要に応じて次期システムの運用保守事業者に対して、上記の情報を提供すること。

3.2 運用に係る作業

3.2.1 中長期運用・保守作業計画の確定支援

- (1) 請負者は、機構が中長期運用・保守作業計画を確定するに当たり、次期システム基盤の構成やライフサイクルを通じた運用業務及び保守作業の内容について、計画案の妥当性の確認、情報提供等の支援を行うこと。

3.2.2 運用計画の更新

- (1) 請負者は、具体的な作業内容や実施時間、実施サイクル等に関して機構と調整のうえ、運用計画書の案を更新し、機構の承認を受けること。

3.2.3 定常時対応

- (1) 請負者は、「共通基盤の構築及び運用・保守及びデータセンターの運用に係る要件定義書」の運用要件に示す定常時運用業務（システム操作、運転管理・監視、稼動状況監視、サービスデスク提供等）を行うこと。具体的な実施内容・手順は運用計画に基づいて行うこと。なお、システム利用に係る機構からの一次問合せ先及び一次調査の実施は請負者とし、一次調査の結果、端末や基幹システム及びグループウェアシステム等、請負者の範囲外の部分に起因すると想定される場合は、該当範囲の担当側で調査することとする。
- (2) 請負者は、運用計画に基づき、運用業務の内容や工数等の作業実績状況、サービスレベルの達成状況、次期システム基盤の構成と運転状況（情報セキュリティ監視状況を含む。）、次期システム基盤の定期点検状況、次期システム基盤の利用者サポート、リスク・課題の把握・対応状況について月次で運用作業報告書を取りまとめること。

- (3) 請負者は、月間の運用実績を評価し、運用計画に基づく達成状況が目標に満たない場合はその要因の分析を行うとともに、達成状況の改善に向けた対応策を提案すること。
- (4) 請負者は、運用作業報告書の内容について、月例の定期運用会議に出席し、その内容を報告すること。
- (5) 請負者は、ソフトウェア製品の保守の実施において、ソフトウェア製品の構成に変更が生じる場合には、機構にその旨を報告し、変更後の環境がライセンスの許諾条件に合致するか否かの確認を受けること。

3.2.4 障害発生時対応

- (1) 請負者は、次期システム基盤の障害発生時（または発生が見込まれる時）には、速やかに機構に報告するとともに、その緊急度及び影響度を判断のうえ、「共通基盤の構築及び運用・保守及びデータセンターの運用に係る要件定義書」の運用要件に示す障害発生時運用業務（障害検知、障害発生箇所の切り分け、保守担当者またはハードウェアメーカー等への連絡、復旧確認、報告等）を行うこと。障害には、情報セキュリティインシデントを含めるものとする。具体的な実施内容・手順は運用計画に基づいて行うこと。
- (2) 請負者は、次期システム基盤の障害に関して事象の分析（発生原因、影響度、過去の発生実績、再発可能性等）を行い、同様の事象が将来にわたって発生する可能性がある場合には、恒久的な対応策を提案し、機構の承認を受けた後にその対応策を実施すること。
- (3) 請負者は、大規模災害等の発災時には、機構の指示を受けて、運用計画に基づく運用業務を実施すること。

3.2.5 次期システム基盤の現況確認支援

- (1) 請負者は、現況確認の結果、ライセンス許諾条件に合致しない状況が認められる場合は、当該条件への適合可否、条件等を調査のうえ機構に1年に1回以上報告すること。その際、別途購入が必要となったソフトウェアライセンス等の購入及び設定変更、テスト等の環境更新作業については本調達には含まないものとする。
- (2) 請負者は、現況確認の結果、サポート切れのソフトウェア製品の使用が明らかとなった場合は、当該製品の更新の可否、更新した場合の影響の有無等を調査のうえ機構に1年に1回以上報告すること。その際、別途購入が必要となったソフトウェアライセンス等の購入及び設定変更、テスト等の環境更新作業については本調達には含まないものとする。

3.2.6 運用作業の改善提案

- (1) 請負者は、年度末までに年間の運用実績を取りまとめるとともに、必要に応じて中長期運用・保守作業計画、運用計画に対する改善提案を行うこと。

3.2.7 引継ぎ

- (1) 請負者は、機構が次期システム基盤の更改を行う際には、次々期の情報シス

テムにおける調達支援事業者及び設計・開発事業者等に対し、作業経緯、残存課題等に関する情報提供及び質疑応答等の協力を行うこと。また、次々期の情報システムにおける設計・開発事業者に対し、円滑なデータ移行等が可能となるよう、更改作業が完了するまで支援を行うこと。なお、本支援に際して発生する費用についてはすべて入札金額に含めるものとする。

- (2) 請負者は、本契約の終了後に他の運用事業者が次々期の情報システム基盤の運用を請負った場合には、次々期運用事業者に対し、作業経緯、残存課題等についての引継ぎを行うこと。

3.3 保守に係る作業

3.3.1 中長期運用・保守作業計画の確定支援

- (1) 請負者は、機構が中長期運用・保守作業計画を確定するに当たり、次期システム基盤の構成やライフサイクルを通じた運用業務及び保守作業の内容について、計画案の妥当性の確認、情報提供等の支援を行うこと。

3.3.2 保守作業計画の更新

- (1) 請負者は、具体的な作業内容や実施時間、実施サイクル等に関して機構と調整のうえ、保守作業計画書の案を更新し、機構の承認を受けること。

3.3.3 定常時対応

- (1) 請負者は、「共通基盤の構築及び運用・保守及びデータセンターの運用に係る要件定義書」の保守要件に示す定常時保守作業（定期点検、不具合受付等）を行うこと。具体的な実施内容・手順は保守作業計画に基づいて行うこと。
- (2) 請負者は、保守作業計画に基づき、保守作業の内容や工数等の作業実績状況（次期システム基盤の脆弱性への対応状況を含む。）、サービスレベルの達成状況、次期システム基盤の定期点検状況、リスク・課題の把握・対応状況について月次で保守作業報告書を取りまとめること。
- (3) 請負者は、ホストOSへのパッチ適用を月1回以上実施すること。なお、ソフトウェア、ミドルウェア、ゲストOSへのパッチ適用は基幹業務システム及びグループウェアシステム事業者が実施するため、パッチ適用への影響等、基幹業務システム及びグループウェアシステム事業者と連携を図ること。なお、情報セキュリティの関係上、インターネットに接続しない基幹業務システムのサーバは、手動にてホストOSのパッチ適用を行うこと。パッチ適用に際しては、対応方針について機構承認を受けた上で、対応要否を決定すること。また、重大な脆弱性が発見された場合は、機構へ報告のうえ速やかに対応を行うこと。その際の費用は、本調達に含めること。
- (4) 請負者は、月間の保守実績を評価し、保守作業計画に基づく達成状況が目標に満たない場合はその要因の分析を行うとともに、達成状況の改善に向けた対応策を提案すること。
- (5) 請負者は、保守作業報告書の内容について、月例の定期運用会議に出席し、

その内容を報告すること。

3.3.4 障害発生時対応

- (1) 請負者は、次期システム基盤の障害発生時（または発生が見込まれる時）には、機構または運用担当者からの連絡を受け、「共通基盤の構築及び運用・保守及びデータセンターの運用に係る要件定義書」の保守要件に示す障害発生時保守作業（原因調査、応急措置、報告等）を行うこと。障害には、情報セキュリティインシデントを含めるものとする。具体的な実施内容・手順は保守作業計画に基づいて行うこと。
- (2) 請負者は、次期システム基盤の障害に関して事象の分析（発生原因、影響度、過去の発生実績、再発可能性等）を行い、同様の事象が将来にわたって発生する可能性がある場合には、恒久的な対応策を提案し、機構の承認を受けた後にその対応策を実施すること。なお、請負者の責めによる障害は、機構の指示に従い、請負者の負担において速やかに対応を実施すること。
- (3) 請負者は、大規模災害等の発災時には、機構の指示を受けて、保守作業計画に基づく保守作業を実施すること。

3.3.5 保守作業の改善提案

- (1) 請負者は、年度末までに、年間の保守実績を取りまとめるとともに、必要に応じて中長期運用・保守作業計画、保守作業計画に対する改善提案を行うこと。

3.3.6 引継ぎ

- (1) 請負者は、機構が次期システム基盤の更改を行う際には、次々期の情報システムにおける調達支援事業者及び設計・開発事業者等に対し、作業経緯、残存課題等に関する情報提供及び質疑応答等の協力を行うこと。
- (2) 請負者は、本契約の終了後に他の保守事業者が次々期の情報システム基盤の保守を請負った場合には、次々期保守事業者に対し、作業経緯、残存課題等についての引継ぎを行うこと。

4. 成果物の範囲、納品期日等

4.1 成果物

本業務の成果物を次の表に示す。原則成果物は全て対象であるため、請負者が作成する成果物を示すとともに、機構が求める成果物との対応関係を示すこと。

表 4-1 成果物一覧

| No | 工程 | 成果物名 | 納品期日 | |
|----|-----------|---|--|--|
| 1 | 計画 | プロジェクト計画書 | 契約締結日から2週間以内 | |
| 2 | 基本設計・詳細設計 | 機器設計書 | 平成30年3月18日 (各成果物の承認期限は請負後に機構と調整のうえ決定) | |
| 3 | | 個別設計書 | | |
| 4 | | 環境定義書 | | |
| 5 | 製造・テスト | テスト計画書 | | |
| 6 | | テスト仕様書兼結果報告書 | | |
| 7 | | 接続テスト計画書 | | |
| 8 | | 接続テスト仕様書兼結果報告書 | | |
| 9 | | 受入テスト計画書案 | | |
| 10 | 移行 | 移行計画書 | | |
| 11 | | 移行手順書 | | |
| 12 | | 移行作業結果報告書 | | |
| 13 | 教育 | 操作手順書（情報システム管理者及び機構担当者、次期システム運用保守事業者向け） | | |
| 14 | | 研修用資料（情報システム管理者及び機構担当者、次期システム運用保守事業者向け） | | |
| 15 | 運用・保守 | 中長期運用・保守作業計画（案） | | 平成30年1月31日 (各成果物の承認期限は請負後に機構と調整のうえ決定) |
| 16 | | 運用計画書（案） | | |
| 17 | | 保守作業計画書（案） | | |
| 18 | | 運用作業報告書 | 平成30年4月以降、項目に応じ日時、週次、月次、年次で報告 | |
| 19 | | 保守作業報告書 | 平成30年4月以降、項目に応じ日 | |

| No | 工程 | 成果物名 | 納品期日 |
|----|-----|--------|--|
| | | | 時、週次、月次、年次で報告 |
| 20 | その他 | 進捗報告資料 | プロジェクト計画書の承認後、進捗報告時に毎回 |
| 21 | | 打合せ資料 | 平成30年3月18日 (各成果物の承認期限は請負後に機構と調整のうえ決定) |
| 22 | | 議事録 | |

4.2 納品方法

- (1) 成果物は、全て日本語で作成すること。
- (2) 用字・用語・記述符号の表記については、「公用文作成の要領（昭和27年4月4日内閣閣令第16号内閣官房長官依命通知）」を参考にすること。
- (3) 情報処理に関する用語の表記については、日本工業規格（JIS）の規定を参考にすること。
- (4) 成果物は紙媒体及び電磁的記録媒体により作成し、機構から特別に示す場合を除き、原則紙媒体は正1部・副1部、電磁的記録媒体は2部を納品すること。
- (5) 紙媒体による納品について、用紙のサイズは、原則として日本工業規格A列4番とするが、必要に応じて日本工業規格A列3番を使用すること。
- (6) 電磁的記録媒体による納品について、Microsoft Office（Word、Excel及びPowerPoint）及びPDFのファイル形式で作成し、CD-ROMの媒体に格納して納品すること。また、納品後機構において改変が可能となるよう、図表等の元データも併せて納品すること。
- (7) 成果物の作成に当たって、特別なツールを使用する場合は、担当職員の承認を得ること。
- (8) 成果物が外部に不正に使用されたり、納品過程において改ざんされたりすることのないよう、安全な納品方法を提案し、成果物の情報セキュリティの確保に留意すること。
- (9) 電磁的記録媒体により納品する場合は、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行う等して、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処すること。

4.3 納品場所

機構の指定する場所に納品すること。

5. 満たすべき要件に関する事項

本業務の実施に当たっては、「共通基盤の構築及び運用・保守及びデータセンターの運用に係る要件定義書」の各要件を満たすこと。

要件と異なる対応をとることは原則不可とする。やむを得ず要件と異なる要件の対応をとる必要がある場合は、速やかに機構と協議のうえ、機構がその変更を承認した場合のみに実施できるものとする。なお、変更対応については、契約金額の範囲内にて対応すること。ただし、機構からの変更要望は、費用面も含めて機構と協議のうえ、対応を決定する。

6. 作業の実施体制・方法に関する事項

6.1 作業実施体制

- (1) 本業務に係る各種作業を効率よく実施できる体制を整えること。なお、本業務の全体体制と会議体は、以下を想定しているが、請負者にて本業務遂行に必要な体制、会議体を提案し、プロジェクト開始前に機構と協議の上、機構の承認を受けること。

図 6-1 全体体制

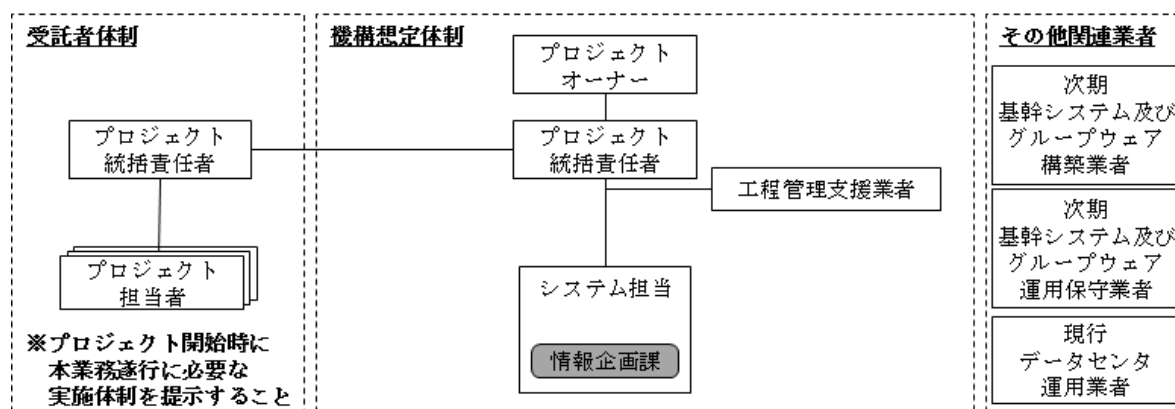


表 6-1 会議体

| 会議体 | 会議内容 | 開催頻度 | 機構参加予定 |
|---------|--|-----------|---|
| キックオフ会議 | <ul style="list-style-type: none"> ・ プロジェクト計画書の承認 | プロジェクト開始時 | <ul style="list-style-type: none"> ・ プロジェクトオーナー ・ プロジェクト統括責任者 ・ 業務担当 ・ システム担当 ・ 工程管理支援業者 |

| 会議体 | 会議内容 | 開催頻度 | 機構参加予定 |
|-----------------|---|--------------|---|
| 進捗会議 | ・ 進捗、リスク、課題の確認 | 隔週/ 月1回 | ・ プロジェクト統括責任者 ・ 業務担当 ・ システム担当 ・ 工程管理支援業者 |
| 個別検討会議 | ・ 個別作業の進捗、課題の確認 ・ 仕様の検討、設計内容の確認 | 適宜 | ・ 業務担当/システム担当 ・ (その他事業者) |
| 工程会議 | ・ 工程開始、工程終了の判定 | 工程開始・ 終了時 | ・ プロジェクトオーナー ・ プロジェクト統括責任者 ・ 業務担当 ・ システム担当 ・ 工程管理支援業者 |
| ステアリング コミッティ | ・ プロジェクト上の重要な方針 協議・意思決定 (重要課題の方針協議・意思 決定、変更管理の承認等) | 必要に応じて 開催 | ・ (都度対象者を招集) |

※本内容は案であるため、本業務遂行に必要な会議体を提案すること

- (2) プロジェクト全体を統括する責任者を任命すること。なお、作業体制の品質確保のため、責任者が業務終了まで継続して遂行すること。万一交代する場合は同等以上の人物が担当するものとして事前に機構の承認を得ること。
- (3) 本業務に係る要員とその役割及び連絡先がわかる資料（作業体制図等）を作成し、連絡の一元化を図ること。
- (4) 要員、連絡体制、その他請負者に係る情報について変更が生じた際は速やかに機構に連絡を行い、必要に応じて手続き、書類の提出等を行うこと。
- (5) 「6.2 作業要員に求める資格等の要件」に該当する要員は、本業務に係る機構との打合せに参加すること。

6.2 作業要員に求める資格等の要件

本業務に係る作業要員は、十分なシステム構築・運用・保守における技術力を有していることが不可欠であるため、下記の資格を有している必要がある。

- (1) 本業務に係る統括プロジェクト責任者は、情報処理技術者試験 プロジェクトマネージャもしくはPMP等のプロジェクト管理関連資格を有する者であること。なお、関連資格の認定書等の写しを提出すること。
- (2) 本作業の責任者は、本調達と類似の案件を実施した経験を有する者であること。なお、この経験を証明するための資料を提出すること。
- (3) 本作業の担当者は、新規構築に加え現行機器設定の移行も行うこと、また、

ラックレイアウト、ネットワーク構成等、次期システム基盤の構築・設置に必要な情報について、関連事業者との確認・調整を正確に実施する必要があり、次期システム基盤の関連技術に関する専門的知見を有していることが必要となることから、以下の資格・実績を有する必要がある。①～④の資格は担当者それぞれが有していることが望ましいが、担当者の手配が困難な場合複数の担当者でこれら全ての資格を満たしても可とする。また、⑤～⑪の実績や経験は担当者それぞれが有していることが望ましいが、これらの条件は任意とする。

- ① 情報処理技術者試験 応用情報技術者
- ② 情報処理技術者試験 ネットワークスペシャリスト
- ③ 情報処理技術者試験 情報セキュリティスペシャリスト（情報処理安全確保支援士）
- ④ マイクロソフト認定テクノロジー スペシャリスト資格 「MCTS : Windows Server 2008」又は、マイクロソフト認定ソリューションアソシエイト資格 「MCSA : Windows Server 2008」又は、「MCSA : Windows Server 2012」に関する資格
- ⑤ CA Technologies Certified CA ARCserve Backup Administrator 若しくは相当のARCserveを利用したバックアップシステムの運用経験
- ⑥ 本調達と同等規模以上（ユーザ数が600人又は仮想サーバ数が32台以上）のMicrosoft Hyper-Vを利用した仮想化システムの導入及び運用実績
- ⑦ RedHat Linux上でBINDを利用したクライアント数100台以上のDNSサーバの構築及び運用経験
- ⑧ アプライアンスサーバを利用したクライアント数100台以上のProxyサーバの構築及び運用経験
- ⑨ ファイバーチャネルを利用したSAN（ストレージエリアネットワーク）の構築及び運用経験
- ⑩ フォーティネット社製ファイアウォールFortiGateを利用し本構成と類似のネットワークの構築及び運用経験、若しくは同ファイアウォールからの移行経験
- ⑪ 公的機関における分割調達の内、システム構築部分のみを単独で請負ったプロジェクトにおいてメンバーとして参加した実績

6.3 作業場所

- (1) 事前に機構と協議の上、許可を受けた場所のみで作業を実施すること。
- (2) 本業務の作業場所及び作業に当たり必要となる設備、備品、消耗品、什器等については、請負者の責任において必要数量を用意すること。なお、請負者の責めによる機器障害及び設備の破損等は、機構の指示に従い、請負者の負担において修理、修復または交換を速やかに実施すること。

6.4 作業の管理に関する要領

- (1) 請負者は、機構が承認したプロジェクト計画書に基づき、設計・開発、並びに運用保守業務を実施すること。

7. 作業の実施に当たっての遵守事項

7.1 機密保持、資料の取扱い

- (1) 本調達で知り得た情報を機構に無断で、第三者に開示並びに漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。
- (2) 請負者が作成または入手した機密資料の取扱いについては、「7.2 遵守する法令等」に記載の労働者健康安全機構情報セキュリティポリシー並びに情報セキュリティの確保に関する各種規程を遵守すること。
- (3) 請負者の責に起因する情報セキュリティインシデントが発生する等、万一の事故があった場合に直ちに報告すること。また、損害に対する賠償等の責任を負うこと。
- (4) 業務の履行中に受け取った情報の管理、業務終了後の返却又は抹消等を行い復元不可能な状態にすること。
- (5) 適切な措置が講じられていることを確認するため、遵守状況の報告を求められた際には応じること。また、機構が必要と判断した場合には、作業場所の現地調査に応じること。
- (6) 契約時に機構及び請負者の双方で機密情報の保護に関する取り決めに締結することとする。

7.2 遵守する法令等

- (1) 本業務の遂行に当たっては、「民法」（明治29年法律第89号）、「刑法」（明治40年法律第45号）、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）、「著作権法」（昭和45年法律第48号）、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」（平成11年法律第128号）、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第58号）、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）等の関連法規を遵守すること。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、労働者健康安全機構情報セキュリティポリシー並びに情報セキュリティの確保に関する各種規程を遵守すること。

7.3 その他文書、標準への準拠

- (1) 本業務の遂行に当たっては、「プロジェクト計画書」との整合を確保して行うこと。

- (2) 本業務の管理に当たっては、標準管理要領を参照するとともに、「プロジェクト計画書」との整合を確保して行うこと。なお、標準管理要領は、機構にて、入札説明会の翌日（入札公告後、約一週間後）から閲覧可能とする。

8. 成果物の取扱いに関する事項

8.1 知的財産権の帰属

- (1) 納品物（納入成果物及び中間成果物を含む）の著作権及び二次的著作物の著作権（著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む。）は機構に帰属することとする。また、機構はこれらについて自由に複製・改変できることに加え、それらを第三者に許諾することができるものとする。なお、パッケージソフトの著作権に関してはこの限りでない。
- (2) 納品物品及び成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者は、当該著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。この場合、請負者は、当該既存著作物の内容について、事前に機構の承認を得ることとし、機構は、既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用することとする。
- (3) 請負者が、第三者が権利を有する著作物、知的所有権等を利用する場合は、本請負者の責任において、その権利の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。

8.2 瑕疵担保責任

- (1) 請負者は、本業務について検収を行った日（システム納入完了日）を起算日として1年間、成果物に対する瑕疵担保責任を負うものとする。その期間内において瑕疵（障害等）があることが判明した場合には、その瑕疵が機構の指示によって生じた場合を除き（ただし、請負者がその指示が不相当であることを知りながら、または過失により知らずに告げなかったときはこの限りでない。）、請負者の責任及び負担において速やかに原因究明、修正等を行い、指定された日時までに再度納品するものとする。なお、修正方法等については事前に機構の承認を得てから着手するとともに、修正結果等についても機構の承認を受けること。原因究明に当たっては本部担当者の指示の下、次期システム構築、運用・保守業者と協力し調査を行うこと。
- (2) 本業務の範囲においてハードウェアに係る設計・構築等に起因する瑕疵が運用保守の期間に判明された場合には、請負者の責任において直ちに復旧対応を無償で実施すること。また、障害によってデータの異常が生じた場合には、データの修正とデータの検証を行うこと。

- (3) 機構は、前各項の場合において、瑕疵の修正等に代えて、当該瑕疵により通常生ずべき損害に対する賠償の請求を行うことができるものとする。また、瑕疵を修正しても、なお生じる損害に対しても同様とする。

8.3 検収

- (1) 本業務の請負者は、成果物等について、納品期日までに機構に内容の説明を実施して検収を受けること。
- (2) 検収の結果、成果物等に不備又は誤り等が見つかった場合には、直ちに必要な修正、改修、交換等を行い、変更点について機構に説明を行った上で、指定された日時までに再度納品すること。

9. 入札参加資格に関する事項

9.1 入札参加要件

9.1.1 審査登録機関の認証等

- (1) 請負者は、以下の①及び、②または④の認証を取得していること。また、請負者の所有するデータセンター、またはデータセンターの主管事業所にて、以下の②及び③について認証を取得していること。なおこれらの認証については、認定書等の写し等、認証取得を証明する書類を提出すること。

- ① 品質マネジメントシステム (ISO9001)
- ② 情報セキュリティマネジメントシステム (ISO27001)
- ③ ITサービスマネジメントシステム (ISO/IEC20000)
- ④ プライバシーマーク

9.1.2 受注実績

- (1) 請負者は、システムの導入から更改まですべての経験を有していることが望ましいことから、データセンター事業者として5年以上の運用実績を有すること。
- (2) 前項の実績に関して、実績を証明する書類を提出すること。

9.1.3 全省庁統一資格

- (1) 平成28・29・30年度の厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、資格の種類「物品の製造」、「物品の販売」又は「役務の提供」のA、B、C又はDの等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者、又は当該競争参加資格を有しない者で、入札書の開札日時までに競争参加資格審査申請書を提出し資格の認定を受けたもの。（資格審査結果通知書の写しを添付すること。）

9.2 入札制限

- (1) 次の事業者（再委託先等を含む。）及びこの事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）第8条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者は、入札には参加できない。
 - ① 「基幹業務システム及びグループウェアシステム更新に伴う調査分析、調達支援及び工程管理支援業務」の請負事業者
法第15条において準用する法第10条各号（第11号を除く。）に該当する者でないこと。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規程に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規程に該当しない者であること。
- (4) 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (5) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。
- (6) 当機構及び他府省等における物品等の契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

9.3 複数事業者による共同提案

- (1) 複数の事業者が共同提案する場合、その中から全体の意思決定、運営管理等に責任を持つ共同提案の代表者を定めるとともに、本代表者が本調達に対する入札を行うこと。
- (2) 共同提案を構成する事業者間においては、その結成、運営等について協定を締結し、締結に関する協定書（又はこれに類する書類）を作成のうえ、提出すること。業務の遂行に当たっては、代表者を中心に、各事業者が協力して行うこと。事業者間の調整事項、トラブル等の発生に際しては、その当事者となる当該事業者間で解決すること。また、解散後の瑕疵担保責任に関しても協定の内容に含めること。
- (3) 共同提案を構成するすべての事業者は、本入札への単独提案又は他の共同提案への参加を行っていないこと。
- (4) 共同提案を構成するすべての事業者は、「9.1.3 統一参加資格」及び「9.2 入札条件」の条件を満たすこと。

10. 再委託に関する事項

10.1 再委託の制限及び再委託を認める場合の条件

- (1) 本調達のすべてについて、請負者が一部でも再委託する場合、再委託の内容、含まれる情報、再委託先及び再委託先に対する管理方法等を事前に機構と協議の上、承認を得て行うこととし、承認を得た場合においても、再委託に係る委託料の割合は、本契約金額の2分の1未満とする。
- (2) 再委託先が行った作業については、本調達の請負者が全責任を負うこと。
- (3) 請負者における遂行責任者を再委託先事業者の社員や契約社員とすることはできない。
- (4) 再委託を行う場合、再委託先が「9.2 入札制限」に示す要件を満たすこと。
- (5) 再委託先における情報セキュリティの確保については、請負者の責任とする。

10.2 承認手続

- (1) 本業務の実施の一部を合理的な理由及び必要性により再委託する場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を機構に提出し、あらかじめ承認を受けること。
- (2) 前項による再委託の相手方の変更等を行う必要が生じた場合も、前項と同様に再委託に関する書面を機構に提出し、承認を受けること。
- (3) 再委託の相手方が更に委託を行うなど複数の段階で再委託が行われる場合（以下「再々委託」という。）には、当該再々委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再々委託を行う業務の範囲を書面で報告すること。

10.3 再委託先の契約違反等

- (1) 再委託先において、本調達仕様書に定める事項に関する義務違反又は義務を怠った場合には、請負者が一切の責任を負うとともに、機構は、当該再委託先への再委託の中止を請求することができるものとする。

11. その他特記事項

11.1 前提条件及び制約条件

- (1) 本調達は、平成29年度の予算成立を条件とする。
- (2) 本調達請負後に本調達仕様書（別紙「共通基盤の構築及び運用・保守及びデータセンターの運用に係る要件定義書」を含む。）の内容の一部について変更を行おうとする場合、その変更の内容、理由等を明記した書面をもって機構に申し入れを行うこと。双方の協議において、その変更内容が軽微（請負料、納期に影響を及ぼさない）かつ許容できると判断された場合は、変更の内容、理由等を明記した書面に双方が記名捺印することによって変更を確定する。

11.2 納入条件

- (1) 本調達仕様書（別紙「共通基盤の構築及び運用・保守及びデータセンターの運用に係る要件定義書」を含む。）に記載されるすべての要求要件を満たすこと。

11.3 その他

- (1) 請負者が本調達を実施するために必要となる、設計資料、マニュアル、実行形式ファイル、インストーラ等については、機構が著作権を有するものに関して貸与することが可能である。詳細については、機構と相談すること。
- (2) 本調達仕様書（別紙「共通基盤の構築及び運用・保守及びデータセンターの運用に係る要件定義書」を含む。）の各項目に不明な点がある場合は、機構と打ち合わせを行い、その指示に従うこと。

12. 附属文書

12.1 要件定義書

- (1) 要件定義書は、別紙「共通基盤の構築及び運用・保守及びデータセンターの運用に係る要件定義書」に示すとおりである。

以上

共通基盤（ハードウェア）の構築及び
運用・保守並びにデータセンター運用に係る
要件定義書

独立行政法人 労働者健康安全機構

目次

| | |
|-----------------------------|----|
| 用語の定義 | 1 |
| 1. 業務要件 | 2 |
| 1.1 業務概要 | 2 |
| 1.2 規模 | 3 |
| 1.2.1 利用者数 | 3 |
| 1.3 時期・時間 | 4 |
| 1.4 業務の実施場所 | 4 |
| 1.5 情報システム化の範囲 | 6 |
| 2. 非機能要件 | 10 |
| 2.1 性能に関する事項 | 10 |
| 2.2 信頼性に関する事項 | 10 |
| 2.2.1 可用性要件 | 10 |
| 2.3 拡張性に関する事項 | 10 |
| 2.4 上位互換性に関する事項 | 10 |
| 2.5 中立性に関する事項 | 11 |
| 2.6 継続性に関する事項 | 11 |
| 2.7 情報セキュリティに関する事項 | 12 |
| 2.7.1 情報セキュリティ対策要件 | 12 |
| 2.8 情報システム稼働環境に関する事項 | 15 |
| 2.8.1 ハードウェア要件 | 15 |
| 2.8.2 ソフトウェア要件 | 17 |
| 2.8.3 ネットワーク要件 | 18 |
| 2.8.4 データセンター要件 | 18 |
| 2.9 テストに関する事項 | 23 |
| 2.10 引継ぎに関する事項 | 24 |
| 2.10.1 プロジェクト開始時の引継ぎ | 24 |
| 2.10.2 運用期間中の引継ぎ | 24 |
| 2.10.3 運用終了時の引継ぎ | 24 |
| 2.11 教育に関する事項 | 24 |
| 2.11.1 教育対象者の範囲、教育の方法 | 24 |
| 2.11.2 教材の作成 | 25 |
| 2.12 運用に関する事項 | 25 |
| 2.12.1 運転管理・監視等要件 | 25 |
| 2.12.2 運用サポート業務 | 27 |
| 2.12.3 運用実績の評価と改善 | 27 |

| | |
|----------------------------|----|
| 2.13 保守に関する事項 | 29 |
| 2.13.1 ハードウェアの保守要件 | 29 |
| 2.13.2 ソフトウェア製品の保守要件 | 29 |
| 2.13.3 保守実績の評価と改善 | 30 |

用語の定義

本要件定義書で使用する用語について、以下のとおり定義する。

表 用語一覧

| 用語 | 内容 |
|----------|---|
| 現行システム | 現在、機構で稼動しているシステムを表す。 |
| 本システム | 本要件定義書の要件に該当するシステムを表す。 |
| 次期システム | 本システムを含む、平成30年4月更改予定のシステム群（財務会計・管財システム、人事給与システム、事業統計システム及びグループウェアシステム）を表す。 |
| 次々期システム | 本システム契約期間後のシステムを表す。 |
| 基幹業務システム | 以下、システム群を表す。 <ul style="list-style-type: none">・財務会計・管財システム・人事給与システム・事業統計システム |

1. 業務要件

1.1 業務概要

本業務では、独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）における以下の業務を支援する各システムの共通基盤の設置及び運用・保守とデータセンターに係る運用を実施する。

① 財務会計・管財

機構の予算管理、現預金管理、決算業務等を行う。また、動産・不動産等の固定資産に関する情報の一元管理及びその取得から減価償却、売却・除却に至るライフサイクル管理を行う。なお、本業務を支援するシステムを財務会計・管財システムという。

② 人事給与

人事管理業務は、職員数の維持・管理であり、職員の募集から採用までの事務処理、職員の個人情報管理、人事発令案や辞令の作成・確定、研修受講記録・表彰記録等を管理している。この業務は「人事システム」により支援がなされ、その支援対象は、「職員の個人情報管理」及び「発令」並びに「辞令」である。給与計算業務は、機構内部で定められた給与規程に従い、人事発令情報や、各職員の勤怠実績より月例給与、賞与及び退職金手当等の計算を行う。この業務は「給与システム」により支援がなされ、その支援対象は「月例給与」、「賞与」等の計算である。なお、本業務を支援するシステムを人事給与システムという。

③ 事業統計

機構本部が労災病院及び治療就労両立支援センターの運営指標を収集・分析し、機構の事業運営の把握・改善を行う。また、各施設の医事業務に関わる情報を集計し統計帳票を作成する。なお、本業務を支援するシステムを事業統計システムという。

④ グループウェア

機構内外における情報伝達や情報収集の手段として、グループウェア、データ収集・集計、メールサービスの機能を利用する。なお、本業務を支援するシステムをグループウェアシステムという。

1.2 規模

1.2.1 利用者数

本システムの利用者数は以下のとおり。

① 財務会計・管財システム

表 1-1 財務会計・管財システムの利用者数

| 利用者 | 主な利用拠点 | 利用者数 | 補足 |
|-----------|-------------------|-------|----|
| 業務実施部門担当者 | 機構本部 | 約26人 | |
| | 労災病院等施設 | 約263人 | |
| | 看護学校、治療就労両立支援センター | 約25人 | |
| | 産業保健総合支援センター | 約26人 | |
| | 労働安全衛生総合研究所 | 約10人 | |
| | 日本バイオアッセイ研究センター | 約5人 | |
| 情報システム管理者 | 機構本部 | 約3人 | |

② 人事給与システム

表 1-2 人事給与システムの利用者数

| 区分 | 利用者 | 主な利用拠点 | 利用者数 | 補足 |
|----|---------------|-------------------|------|----|
| 人事 | 業務実施部門 担当者 | 機構本部 | 約18人 | |
| | | 労災病院等施設 | 約79人 | |
| | | 看護学校、治療就労両立支援センター | 約21人 | |
| | | 産業保健総合支援センター | 約55人 | |
| | | 労働安全衛生総合研究所 | 約10人 | |
| | | 日本バイオアッセイ研究センター | 約5人 | |
| | 情報システム 管理者 | 機構本部 | 約3人 | |
| 給与 | 業務実施部門 担当者 | 機構本部 | 約5人 | |
| | | 労災病院等施設 | 約84人 | |
| | | 看護学校、治療就労両立支援センター | 約21人 | |
| | | 産業保健総合支援センター | 約73人 | |
| | | 労働安全衛生総合研究所 | 約10人 | |
| | | 日本バイオアッセイ研究センター | 約5人 | |
| | 情報システム 管理者 | 機構本部 | 約3人 | |

③ 事業統計システム

表 1-3 事業統計システムの利用者数

| 利用者 | 主な利用拠点 | 利用者数 | 補足 |
|-----------|--------------|------|----|
| 業務実施部門担当者 | 機構本部 | 約5人 | |
| | 労災病院等施設 | 約68人 | |
| | 治療就労両立支援センター | 約9人 | |
| 情報システム管理者 | 機構本部 | 約3人 | |

④ グループウェアシステム

表 1-4 グループウェアシステムの利用者数

| 区分 | 利用者 | 主な利用拠点 | 利用者数 | 補足 |
|----------|-----------|------------------------|-------|-------------------------------------|
| グループウェア | 情報システム管理者 | 機構本部 | 約3人 | 情報企画課 |
| | システム利用者 | 機構本部 | 約200人 | |
| | | 各施設 | 約420人 | 院長、事務局長、課長等が利用。インターネット網（SSL通信）による利用 |
| データ収集・集計 | 情報システム管理者 | 機構本部 | 約3人 | 情報企画課 |
| | システム利用者 | 機構本部、労災病院、産業保健総合支援センター | 約100人 | |
| メールサービス | 情報システム管理者 | 機構本部 | 約3人 | 情報企画課 |
| | システム利用者 | 機構本部 | 約200人 | |
| | | 各施設 | 約420人 | 院長、事務局長、課長等が利用。インターネット網（SSL通信）による利用 |

1.3 時期・時間

① 基幹業務システム

通常業務時間は、平日の午前8時から午後6時である。但し、通常業務時間外の実施も想定されるため、本システムは、原則、日次バックアップの時間を除いた時間で利用可能とする。

② グループウェアシステム

通常業務時間は、平日の午前8時から午後6時である。但し、通常業務時間外の実施も想定されるため、本システムは、原則24時間365日利用可能とする。

1.4 業務の実施場所

各業務の実施場所は、以下のとおり。

① 財務会計・管財

表 1-5 財務会計・管財に関する業務の実施場所

| 実施場所 | 箇所数 | 補足 |
|-------------------|------|----|
| 本部 | 1箇所 | |
| 労災病院等施設 | 34箇所 | |
| 看護学校、治療就労両立支援センター | 18箇所 | |
| 産業保健総合支援センター | 8箇所 | |
| 労働安全衛生総合研究所 | 2箇所 | |
| 日本バイオアッセイ研究センター | 1箇所 | |

② 人事給与

表 1-6 人事給与に関する業務の実施場所

| 実施場所 | 箇所数 | 補足 |
|-------------------|------|----|
| 本部 | 1箇所 | |
| 労災病院等施設 | 34箇所 | |
| 看護学校、治療就労両立支援センター | 18箇所 | |
| 産業保健総合支援センター | 47箇所 | |
| 労働安全衛生総合研究所 | 2箇所 | |
| 日本バイオアッセイ研究センター | 1箇所 | |

③ 事業統計

表 1-7 事業統計に関する業務の実施場所

| 実施場所 | 箇所数 | 補足 |
|--------------|------|----|
| 本部 | 1箇所 | |
| 労災病院等施設 | 34箇所 | |
| 治療就労両立支援センター | 9箇所 | |

④ グループウェア

表 1-8 グループウェアに関する業務の実施場所

| 実施場所 | 箇所数 | 区分 | | | 補足 |
|--|------|---------|----------|---------|----|
| | | グループウェア | データ収集・集計 | メールサービス | |
| 機構本部 | 1箇所 | ○ | ○ | ○ | |
| 労災病院 | 31箇所 | ○ | ○ | ○ | |
| 吉備高原医療リハビリテーションセンター | 1箇所 | ○ | ○ | ○ | |
| 総合せき損センター | 2箇所 | ○ | ○ | ○ | |
| 労災看護専門学校 | 9箇所 | ○ | △ | ○ | |
| 治療就労両立支援センター | 9箇所 | ○ | △ | ○ | |
| 産業保健総合支援センター | 47箇所 | ○ | ○ | ○ | |
| 労働安全衛生総合研究所 | 2箇所 | ○ | △ | ○ | |
| 日本バイオアッセイ研究センター | 1箇所 | ○ | △ | ○ | |
| 凡例：○：業務の実施場所 △：今後、業務利用の拡張が予想される実施場所 | | | | | |

1.5 情報システム化の範囲

各業務における情報システム化の範囲（本システムの範囲）は、以下のとおり。

① 財務会計・管財

1. 予算（管理会計）

- (1) 当初予算・業務会計機能
- (2) 予算協議資料の出力機能（科目別・行為別）
- (3) 予算実施計画の示達機能
- (4) 示達予算の登録機能
- (5) 予算の登録機能
- (6) 当初予算の流用変更機能
- (7) 予算の振替機能
- (8) 予算確認資料の出力機能

2. 契約機能

- (1) 契約及び支出決議の登録機能
- (2) 決議書の出力機能
- (3) 予算執行状況の出力機能
- (4) 資産の連動機能

3. 支出機能

- (1) 契約及び支出決議の登録機能
- (2) 会計伝票の作成機能

- (3) 補助帳簿の出力機能
- (4) 支払情報の出力機能
- 4. 収入機能
 - (1) 会計伝票の作成機能
 - (2) 補助帳簿作成機能
- 5. 資産管理
 - (1) 動産・不動産の登録機能
 - (2) 資産の連動機能
 - (3) 動産・不動産の管理換え（管理部内変更）
 - (4) 動産・不動産の処分機能
 - (5) 資産関連帳票の出力機能
 - (6) 償却確定機能（償却計算）
- 6. 月次会計
 - (1) 会計伝票の作成機能
 - (2) 収支状況報告の登録
 - (3) 消費税報告の登録機能
 - (4) 官公需契約内容の登録
 - (5) 会計帳簿の出力
 - (6) 補助帳簿の出力
 - (7) 諸管理簿の出力
- 7. 月次会計（本部集計）
 - (1) 収支状況報告の本部機能
 - (2) 業務状況報告の本部機能
 - (3) 試算表の本部登録機能
 - (4) 消費税報告の本部機能
 - (5) 附属内訳表の本部登録機能
 - (6) 諸管理簿の本部出力
- 8. 決算
 - (1) 会計伝票の作成機能
 - (2) 収支状況報告の登録機能
 - (3) 消費税報告の登録機能
 - (4) 官公需契約登録機能
 - (5) 会計帳簿の出力機能
 - (6) 補助帳簿の出力機能
 - (7) 決算資料の出力機能
 - (8) 諸管理簿の出力機能
- 9. 決算（本部集計）
 - (1) 決算資料作成機能

- (2) 固定資産除却損・売却損の登録機能
- (3) 決算資料の出力機能
- (4) 諸管理簿の本部出力

10. 病院会計

- (1) 病院会計準則の科目残高振替
- (2) 病院会計準則の追加・控除科目残高
- (3) 病院会計準則の細分化科目残高
- (4) 病院会計準則決算資料の出力
- (5) 病院会計関連資料の出力

11. 病院会計（本部集計）

- (1) 決算時残高の取込
- (2) 追加・控除科目残高の本部登録
- (3) 病院会計準則適用決算書の本部出力
- (4) 病院会計関連資料の本部出力

② 人事給与

1. 人事

- (1) 人事情報管理
- (2) 任免発令管理
- (3) 人事検索管理
- (4) 通知情報管理
- (5) 情報保守管理
- (6) 線引き表情報管理

2. 給与

- (1) 職員月例給与計算
- (2) 職員記録登録
- (3) 標準報酬計算
- (4) 賞与計算
- (5) 一時金計算
- (6) 年末調整計算
- (7) 嘱託職員月例給与計算
- (8) 給与帳票
- (9) 給与統計表
- (10) 給与情報保守
- (11) 支給年月変更
- (12) 給与手当情報保守
- (13) 給与賞与関連情報保守
- (14) 給与控除関連情報保守

- (15) 給与その他情報保守
 - (16) 給与確定処理
 - (17) 嘱託確定処理
 - (18) 部門別IF
3. 内部統制
- (1) ユーザ管理
 - (2) 権限管理
 - (3) 操作ログ管理閲覧
 - (4) パスワードポリシー管理

③ 事業統計

- 1. 帳票入力機能
- 2. 締め機能
- 3. 帳票出力機能
- 4. 管理機能

④ グループウェア

- 1. グループウェア機能
 - (1) 利用者の一元管理
 - (2) 掲示板
 - (3) 利用者別・グループ別のスケジュールの登録・変更・削除・共有等
 - (4) 利用者別・グループ別アドレス帳の登録・変更・削除・共有等
 - (5) 施設及び備品等の予約
 - (6) 内部に限定したメールの送受信及び蓄積
 - (7) 内部と外部とのメールの送受信及び蓄積
 - (8) 内部の電子ファイル共有
 - (9) 電子承認
 - (10) ポータル機能
 - (11) ToDoリストの登録・変更・削除・共有等
 - (12) 利用者の在席確認
 - (13) 電子メモ（付箋等）の登録・変更・削除・共有等
- 2. データ収集・集計機能
 - (1) 利用者の一元管理
 - (2) データ収集・集計
- 3. メールサービス機能
 - (1) メール送受信
 - (2) 監査
 - (3) セキュリティ対策

2. 非機能要件

2.1 性能に関する事項

1. 基幹業務システム及びグループウェアシステムのハードウェア要件を満たすこと。

2.2 信頼性に関する事項

2.2.1 可用性要件

1. システムがサービスを提供する時間中において、稼働率99.9%で基幹業務システム及びグループウェアシステムへの電力提供、温湿度管理を保証すること。また、業務に重大な影響を与えないこと。なお、事前通知のある請負側のメンテナンス作業については、この限りではない。また、システムのサービス提供時間は、年2回の定期保守点検時並びに日次バックアップの時間を除いた時間とする。定期保守点検は、機器の外観チェック、機器の清掃、サーバの動作診断（CPU、メモリ、ハードディスクドライブ、RAIDコントローラ、リムーバブルメディア等の動作診断）等を示す。
2. 障害発生時は、マウスやキーボードが動作しない状態であっても、メモリ情報をディスクに書き出す手段を有し、障害の原因究明を容易にする仕組みを有すること。
3. サーバ管理機能のIPMI2.0をサポートし、IPMI仕様に従ってサーバの温度・電流・電圧・ファン動作等のハードウェア部品のセンサー情報やシステムイベントログ等を収集・監視し、異常が発生した場合、任意の管理端末に通報できること。さらにサーバ本体の電源ON/OFFやリセット等が任意の管理端末からリモートで実施できること。

2.3 拡張性に関する事項

1. 機構では、各労災病院や産業保健総合支援センター等を結ぶWANの統合を検討しているため、二重投資の回避や性能を容易にスケールアップ及びスケールダウンできる「サービス」の導入、業務要件の変更に伴うデータ容量の増加等、将来的な拡張に備えた設計を検討すること。拡張性は、性能と機能の二つの観点から検討すること。また、スケールアップ及びスケールダウンの対応期限は機構と別途協議のうえ、決定すること。

2.4 上位互換性に関する事項

1. 本調達で導入されるハードウェア及びソフトウェアについて、セキュリティ上の機能向上に関するアップデートプログラム等が公開された場合、請負者はその適用について機構に対して提案を行うこと。
2. 本調達で導入されるハードウェア及びソフトウェアは、導入時点において市

場性の高い製品であること。また、市場性の高い製品であることを証明する情報を機構へ提示すること。なお、提示できない場合はその理由を報告すること。「市場性の高い」とは、国内での出荷数が多く市場占有率が高いことに加え、その製品のロードマップが表明されており将来性があることを示している。

3. 本調達で導入されるハードウェア及びソフトウェアがシステム利用期間（契約期間中）にメーカーのサポートが終了しないハードウェア・ソフトウェアを選定すること。なお、メーカーによるサポートを受けることが困難な状態になった場合には、検収終了後であってもサポートを受けることが可能な同等機能以上を有した製品を設計・構築・導入・テストのうえ、代替品として利用可能な状態にすること。なお、この際に発生する費用については、協議とする。また、メーカーによるサポート終了前に対応OSのバージョンアップが発生した場合は、機構、基幹業務システム及びグループウェアシステムの関係事業者と協議のうえ、OSのバージョンを切り替えること。その際の費用負担は協議とする。

2.5 中立性に関する事項

1. 本調達により構築されたシステムの運用が、請負者以外の者によって遂行することが可能となるように資料類の整備を行うこと。

2.6 継続性に関する事項

1. バックアップについては、テープ媒体またはストレージを利用し、共通基盤上で動作するすべてのホストサーバ・ゲストサーバを対象とすること。また、バックアップデータの世代管理は最低2世代の保管管理に対応するよう設計・構築を行うこと。なお、必要なテープ媒体は、その規格、定価、売価等の情報を提案書に記載すること。
2. 定期的なバックアップの実施にあたっては、バックアップアプリケーションのスケジュール機能を利用することで自動的なバックアップが実施できること。なお、バックアップ対象、スケジュール等の設定情報については、アプリケーション構築業者と協議し決定すること。
3. 本システムのバックアップ作業で取得したアプリケーションデータは、データ損失のリスクを回避することを目的として、メインのデータセンターとは異なる電力会社の管内に分散し保管すること。また、そのバックアップに必要なネットワークについても本調達範囲に含めることとする。また、被災時のシステム復旧においては、本システムの再構築及びリカバリ作業を可能な限り迅速に行い、業務中断の最小化を検討すること。
4. 災害以外に起因する障害発生時には、障害発生から次期基盤システムの復旧、システム・データのリカバリ等を行うこと。また、基幹業務システム及びグ

ループウェアシステム側の復旧作業についても支援すること。なお、障害発生からシステムを復旧させるまでの所要時間の目標（リカバリ復旧目標）を24時間以内とすること。また、復旧させる際のバックアップデータは、障害発生前の24時間以内のものを用いること。

5. 機構が事業継続性計画の策定及び改訂をする際、請負者は、本システムの影響範囲や対処方法等について、機構側からの情報提供依頼や相談に対して協力すること。

2.7 情報セキュリティに関する事項

2.7.1 情報セキュリティ対策要件

1. 「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」（平成28年8月31日内閣サイバーセキュリティ戦略本部決定）及び「府省庁対策基準策定のためのガイドライン」（平成28年8月31日内閣サイバーセキュリティセンター決定）に従い、情報システム及び取り扱う情報資産の重要度分類に応じ、情報システムを適切なネットワーク構成を設計すること。
2. 本システムにて取り扱う個人情報（機構の人事、給与情報等）への対応は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保管に関する法律」（平成15年法律第59号）及び機構が定める個人情報保護規程に従い設計すること。
3. 本調達で導入されるハードウェア及びソフトウェアのうち、利用者の権限を限定できるものについては、利用者群ごとにIDを付与し利用者の権限に応じた機能を割り当てること。なお、権限の割当に関しては、機構担当者・アプリケーション開発業者・運用業者等と調整しながら決定すること。
4. 本調達で導入されるハードウェア及びソフトウェアのうち、利用者の権限を限定できるものについては、管理者によるIDの削除、パスワードの初期化・ユーザ自身によるパスワード変更等のパスワード管理機能を有していること。また、特権ユーザについては、初期パスワードのまま利用されることのないよう確認するテスト工程等を設けること。
5. 情報セキュリティ監査、情報システムセキュリティ監査、個人情報保護に係る監査時に必要なアクセスログの取得、閲覧、分析機能等の監査機能を有していること。なお、アクセスログは、特権を有する者によって容易に外部媒体への複製ができること。
6. syslogサーバを構築し、各システムのシステムログ・アプリケーションログ及びネットワーク機器のログを一元管理し、ログは1年以上保存できること。なお、syslogサーバはログの改ざん等が行われないようセキュアな環境に設置すること。なお、セキュアな環境とはインターネットと論理的に分離させた環境を示す。
7. 基幹業務システムが動作するすべてのホストサーバ・ゲストサーバに対して、原則として最新のファームウェアやセキュリティパッチを適用しセキュリ

- ティホール対策を実施すること。また、実施結果を機構へ提出すること。
8. 基幹業務システムが動作するすべてのホストサーバ・ゲストサーバに機構がライセンスを所有するウィルス対策ソフトを導入し、不正なプログラムの侵入に対して対策を講じること。なお、機構が所有するウィルス対策ソフトのライセンスは、機構にて、入札説明会の翌日（入札公告後、約一週間後）から閲覧可能とする。
 9. セキュリティホール対策及び不正プログラム対策を施したシステム環境に対して、脆弱性検知ツール及びエンジニアによる手動の検査を行い、情報セキュリティ対策に不備がない旨を年4回以上調査し、調査結果を機構へ提出すること。報告書には、発見された不備に関する説明や対応案を記載すること。アプリケーションについては再現方法等もあわせて記載すること。不備が発見された場合、その対応について、機構担当者・アプリケーション開発業者・運用業者と協議のうえ、実施すること。
 10. 外部接続されるネットワークからの侵入経路にファイアウォールを配置すること。また、インターネット経由での侵入経路においては、ファイアウォールと合わせてIPSを配置すること。
 11. ファイアウォールにより、ネットワーク設定及び通信ポリシーについて適切に設定し、運用中における設定についても管理することで適切な境界防御を提供する運用を実施すること。ただし、個別導入でも可とする。
 12. ファイアウォールでは以下設定ができること。
 - (1) ステートフルインスペクション型による高度なアクセス制御が可能であること。
 - (2) アドレス変換機能、透過機能を有すること。
 - (3) TCPポート番号変換機能（NAPT）を有すること。
 - (4) ネットワークインタフェース毎に通過するパケットの総量を制限するQoS機能を有すること。
 - (5) 不正な通信を検知するために、IPSで検知したセキュリティアラートに加えアラート検知時のパケットキャプチャデータやProxyログとの相関分析を行い、危険度の高いイベントを通知すること。
 - (6) 1,000種類以上のアプリケーションを識別し、且つ、制御することができること。
 - (7) 世界中のセキュリティデバイスより収集したリアルタイムな攻撃情報をもとに、未知の脅威に迅速に対応できること。
 - (8) 送信元情報・送信先情報・アプリケーション、有効にする時間帯を含めた帯域制御ルールを作成できること。
 13. IPSにより、以下の情報セキュリティ対策及び対応を行うこと。
 - (1) 事前探索や不正アクセスに対策できること。
 - (2) IPSの接続形態はプロミスキャスモードをとすること。

- (3) IPSの処理性能や信頼性がネットワークの可用性や信頼性に影響しないこと。
 - (4) パケットの許可及び拒絶の通信ログをログ保管用のサーバ等に転送し、1年以上保存できること。
14. Proxyサーバにより、以下の情報セキュリティ対策及び対応を行うこと。
- (1) HTTP、HTTPS、FTP等のプロトコルにおけるWebセキュリティ機能（マルウェア対策、スパム対策、コンテンツフィルタリング、セキュアコンテンツキャッシュ、URLフィルター、Webレピュテーション）を有すること。
 - (2) 暗号化通信は復号化し、アクセスログ（宛先情報、送信元情報、サービス情報（ポート番号））を蓄積、管理すること。また、Webセキュリティ機能を用いて検査を行い、ユーザと通信先のサーバ間を暗号化した状態で通信すること。
 - (3) URL及びIPのフィルタリングを毎年2,000件登録できること。
15. DNSサーバにより、以下の情報セキュリティ対策及び対応を行うこと。
- (1) キャッシュDNSサーバは、アクセス元を限定し、インターネット全体から利用が可能な状況にならないよう対策を行うこと。
 - (2) キャッシュDNSサーバの送信元ポートをランダム化し、DNSキャッシュポイズニングの対策を行うこと。
16. ウイルス対策サーバにより、以下の対応を行うこと。
- (1) 全てのサーバ及びクライアント端末にウイルス対策ソフトウェアを導入すること。ウイルス対策ソフトウェアを搭載しないサーバがある場合は、どこで検出・駆除されるのかを具体的に提案書に明記すること。
 - (2) パターンファイルの更新については、パターンファイルが公開された時点で迅速に適用できる仕組みを用意すること。また、機構の作業負担のない方法を実現すること。
 - (3) ウイルス検出時には、機構に迅速に通知する機能を持つと同時に、駆除・削除ができること。
 - (4) 毎日、曜日指定、毎週、毎月及び起動時、時分等のスケジュールを指定したウイルスチェックができること。
 - (5) クライアント端末のウイルス対策ソフトウェアのパターンファイルの更新の方法については、クライアント端末によるパターンファイルの更新に掛かるネットワークへの負荷を考慮し、適切な方法を提案すること。
17. 更新プログラム管理サーバにより、以下の対応を行うこと。
- (1) クライアントが更新プログラム管理サーバよりセキュリティパッチ等の更新プログラムをダウンロード及び自動適用できるようにすること。
 - (2) 全端末の更新プログラム適用状況を更新プログラム管理サーバの端末上で確認できるようにすること。
 - (3) 情報セキュリティの関係上、インターネットに接続しない基幹業務シス

テムのサーバは、手動にてホストOSのパッチ適用を行うこと。

2.8 情報システム稼働環境に関する事項

2.8.1 ハードウェア要件

(1) ハードウェア構成図

1. 機器の拡張性を考慮し、サービスの利用できる機能はサービスを利用することを検討すること。以下の構成図では、ファイアウォール、Proxyサーバ、DNSサーバ、ファイアウォールはサービスを利用することを前提としている。なお、機器での導入でも可とする。

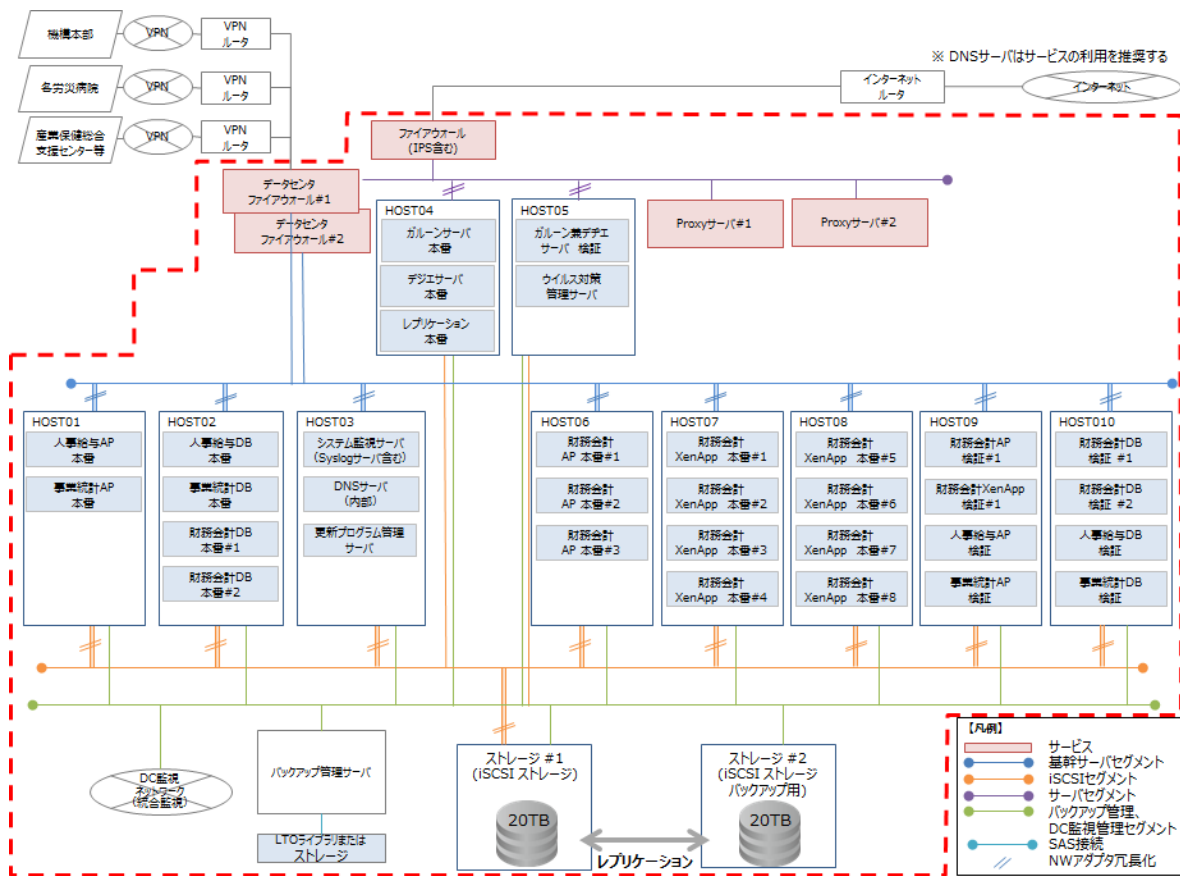


図 2-1 システム構成図

(2) ハードウェア要件

1. 契約期間中、24時間365日対応のサポートを行える機器を選択すること。
2. 各システムの機器等詳細は、「別添03 ハードウェア要件一覧」を参照のこと。

表 2-1 各システムの機器一覧

| No | システム | ハードウェア・ゲスト名 | 要件 |
|----|-----------------|-----------------------------|---|
| 1 | 財務会計・管 財システム | 財務会計 AP 本番 | 詳細は「別添 03 ハードウェア要件一 覧」を参照すること。 |
| 2 | | 財務会計 XenApp 本番 | |
| 3 | | 財務会計 DB 本番 | |
| 4 | | 財務会計 AP 検証 | |
| 5 | | 財務会計 DB 検証 | |
| 6 | 人事給与ス テム | 人事給与 AP 本番 | 詳細は「別添 03 ハードウェア要件一 覧」を参照すること。 |
| 7 | | 人事給与 DB 本番 | |
| 8 | | 人事給与 AP 検証 | |
| 9 | | 人事給与 DB 検証 | |
| 10 | 事業統計ス テム | 事業統計 AP 本番 | 詳細は「別添 03 ハードウェア要件一 覧」を参照すること。 |
| 11 | | 事業統計 DB 本番 | |
| 12 | | 事業統計 AP 検証 | |
| 13 | | 事業統計 DB 検証 | |
| 14 | グループウェ アシステム | ガルーン兼デヂエ 本番 | 詳細は「別添 03 ハードウェア要件一 覧」を参照すること。 |
| 15 | | デヂエ 本番 | |
| 16 | | レプリケーションサーバ 本番 | |
| 17 | | ガルーン兼デヂエ 検証 | |
| 18 | 運用管理ス テム | ウイルス対策管理サーバ | インターネット経由の ウィルス 侵入 を検知し駆除等を行うこと。 |
| 19 | | 更新プログラム管理サーバ | 機構内環境の更新プログラムの集中管 理等を行うこと。 |
| 20 | | システム監視サーバ (Syslog サーバ含む) | サーバログ管理、システム管理等を行 うこと。 |
| 21 | | DNS サーバ (内部) | 内部のドメイン名やホスト名と IP ア ドレスの対応関係を管理すること。 |
| 22 | バックアップ システム | バックアップ管理サーバ | 定期的にデータやシステムを複製 (バックアップ) することを管理する こと。 |
| 23 | ネットワーク 関連 | データセンタファイアウォー ル#1 | 内外の通信を中継・監視し、外部の攻 撃から内部を保護する等を行うこと。 詳細は「2.7.1 情報セキュリティ対策 要件」を参照すること。 |
| 24 | | データセンタファイアウォー ル#2 | |

| No | システム | ハードウェア・ゲスト名 | 要件 |
|----|------|-------------------|--|
| 25 | | DNS サーバ | ドメイン名やホスト名と IP アドレスの関係性の管理等を行うこと。また、情報セキュリティ対策を行うこと。詳細は「2.7.1 情報セキュリティ対策要件」を参照すること。 |
| 26 | | Proxy サーバ#1 | 冗長化構成とし、代理通信機能、キャッシング機能、フィルタリング機能等を有すること。 |
| 27 | | Proxy サーバ#2 | |
| 28 | | スイッチング HUB | 2 つ以上の異なるネットワーク間に中継すること。 |
| 29 | | ファイアウォール (IPS 含む) | 内外の通信の中継・監視、外部攻撃からの保護等を行う。詳細は「2.7.1 情報セキュリティ対策要件」を参照すること。 |
| 30 | 共通機器 | 液晶ディスプレイ | 15 インチ型以上のディスプレイを用意すること。 |
| 31 | | キーボード | キーボードは必要に応じて準備すること。 |
| 32 | | マウス | マウスは必要に応じて準備すること。 |
| 33 | | ストレージ #1 | 各システムのデータ及びシステムイメージ (20TB の容量) が蓄積できること。また、メインのデータセンターとは異なる電力会社の管内に分散し保管すること。また、そのバックアップに必要な NW についても本調達範囲に含めることとする。 |
| 34 | | ストレージ #2 | |

2.8.2 ソフトウェア要件

1. 契約期間中、24時間365日対応のソフトウェアサポートが可能な製品を選択すること。
2. オペレーティングシステムは契約期間中にサポートが終了しない製品を選定すること。
3. 各基幹業務システムに、ネットワークを通じてLTOライブラリまたはバックアップ用ストレージにホストOS環境及びゲストOS環境のバックアップが可能なバックアップ用プロダクトソフトウェアを用意すること。また、バックアップに関連する以下の機能を有すること。
 - (1) フルバックアップ媒体からオペレーティングシステムとユーザデータを

迅速に復旧する機能。

(2) 使用中のファイルをバックアップできる機能。

(3) 本サーバ上でバックアップデータの暗号化及び差分バックアップの取得ができる機能。

4. Proxyサーバでは、HTTP、HTTPS、FTP等のプロトコルにおけるWebセキュリティ機能（マルウェア対策、スパム対策、コンテンツフィルタリング、セキュアコンテンツキャッシュ、URLフィルター、Webレピュテーション）を有し、200ユーザが利用できるライセンスを用意すること。
5. 機構が指定するウィルス対策ソフトを各サーバに導入すること。

2.8.3 ネットワーク要件

1. 業務処理用LANと、サーバ管理及びデータバックアップ用LANは、別セグメントとすること。
2. 各労災病院及び産業保健総合支援センター等とデータセンター間はIP-VPNを用いて接続されているため、それらのネットワークと接続すること。
3. 運用保守を行う環境からリモートで運用管理サーバに接続できること。また、運用管理サーバへの接続はVDIを使用する等し、システムの情報が外部に漏れることが無いようにすること。

2.8.4 データセンター要件

(1) 基本要件

1. サービス継続性の観点から、データセンターは請負者が所有することを基本とする。やむを得ず自社所有ではないデータセンターを利用する場合は、本調達の実要件の全てを満たしたうえで、契約期間の終了後から最低5年間、同一ロケーションで次期基幹業務システムを利用し続けることができる旨の保証を受けること。なお、この保証については、書面にて取得し入札時に提出すること。
2. 次期基幹業務システム及び次期グループウェア運用開始後に機能追加等が発生した場合に、別途調達する機器や回線が導入・設置できること。また、これら導入・設置に係る業者の入退館及び館内作業が土日を含めた24時間いつでもできること。
3. 法定点検や回線工事等による計画休止が発生する場合、少なくとも2週間前までに機構に事前に連絡し、了承を得ること。
4. システムの導入から更改まですべての経験を有していることが望ましいことから、データセンター事業者として5年以上の運用実績を有すること。
5. データセンターは、米国愛国者法（アメリカパトリオット法）等、国外法の適用外であること。
6. データセンターは、システムがサービスを提供する時間中において稼働

率99.9%で基幹業務システム及びグループウェアシステムへの電力提供、温湿度管理を保証すること。また、業務に重大な影響を与えないこと。なお、システムのサービス提供時間は計画停止の時間及び日次バックアップの時間を除いたものとする。

7. 必要に応じて、サーバベゼルをロックするための鍵やインストール媒体等を格納できる設備を用意すること。

(2) 立地要件

1. 万一、情報漏えい事故や大規模なシステム障害が発生した際に復旧時間を短縮できるよう、データセンター所在地は機構本部から可能な限り迅速に到着できる場所にあること。
2. 公共交通機関の運休等の影響を受けることの無いよう、複数の公共交通機関を用いて到着できる場所に設置すること。
3. 夜間等の緊急入館用に駐車場をデータセンター側で用意していること。
4. 駐車場出入口と機器搬入出用車輛の出入口は安全を考慮し、別々に用意されていること。なお、出入口には、無許可車両防止ゲートを設置していること。
5. 地震、風水害等の自然災害による被害を低減できるよう以下の要件を満たしていること。
 - (1) データセンター所在地は行政機関の洪水想定区域外となっていること。
 - (2) データセンター所在地は急傾斜崩落危険区域外となっていること。
 - (3) データセンター所在地は行政機関の浸水想定地域外となっていること。
 - (4) データセンター所在地は液状化発生の区域外となっていることが行政機関発行の液状化マップによって証明することができること。
 - (5) 過去40年間において津波、高潮、集中豪雨による水害が発生していない場所に所在していること。
 - (6) 全ての開口部は、地面より高くなっていること。
 - (7) 設置場所は活断層が発見されていないことが証明できること。
 - (8) 設置場所はN値50相当の地層を支持地盤とし、軟弱地盤の恐れが無いこと。また、標準貫入試験（JISA1219）等によって、杭基礎が支持地盤として当該N値以上のものであることが証明できること。
 - (9) マイクロ回線、レーダ施設、送電線、トランス、強電実験室等から離れている等、電界及び磁界の被害を受ける恐れのない場所に設置されていること。
 - (10) 空気汚染及び塩害による被害を受ける恐れのない場所に設置されていること。

(3) 建物要件

1. 震度6強以上の地震に耐える基礎免震構造であること。なお、耐震性能は、耐震安全性とグレードが特級（免震）以上であること。また、空調設備等、外部設備についても免震構造であること。
2. 建物はデータセンター専用のものであること。
3. 不正侵入及び飛来物による損傷を防止するためデータセンターの外壁に防護柵等の対策が施されていること。
4. 出水被害から建物及び情報システムを保護する構造であること。
5. 建築基準法に規定する耐火・耐震性能を有した建築物であること。
6. 建築基準法、消防法に規定する非常用設備を有すること。
7. 避雷設備を有すること。
8. 消火設備については、火災発生時コンピューター設備に被害を与えないよう、そのすべてが消防法の基準に準拠したガス 소화設備であること。
9. 半径100m以内に消防法による指定量以上の危険物製造設備、火薬製造設備、高圧ガス製造設備がないこと。
10. 延焼防止等のため隣接建物との間隔が10m以上離れていること。なお、10m以上間隔が取られていない場合は、防火壁等の適切な延焼防止がとられていること。
11. 2時間以上の耐火性能のデータ保管設備を有すること。但し、データセンター自体が耐火構造の場合はその限りではない。
12. 内装材は、不燃材または準不燃材（難燃材）であること。
13. 配水管の配管ルートと機器設置室が分離されている等の漏水対策が施されていること。ただし、空調設備と分離する構造である場合、その限りではない。
14. 落雷事故防止策としてデータセンターへの需給電源ケーブルの地中引込等の対策が施されていること。なお、通信ケーブルにおいても同様の対策が施されていること。
15. 落雷による二次被害対策として、雷サージ（誘導サージ、逆流サージ等）による電気設備器具の破損を防止できる構造になっていること。
16. 天井・照明器具等の落下防止措置が施されていること。
17. 什器・備品は、転倒、移動防止措置が施されていること。
18. データセンターの出入口には施錠機能を有すること。
19. 24時間365日警備員による入退館者の管理・監視を実施していること。
20. 搬入設備は搬入専用の設備を設け、安全・円滑に搬入できるよう配慮されていること。
21. 機器の搬入の際には、屋外と屋内を隔離するためのシャッターが設置されていること。シャッターは、平常時閉鎖となっており、搬入時にのみ

開放される運用となっていること。

22. コンピュータ機器の搬入搬出専用ルートが設けており、耐荷重3,000kg以上の専用の搬入出エレベータを有している等、安全且つ迅速に機器等が搬入搬出できること。
23. データセンター内での作業に必要なドキュメント・媒体類を保管するための専用の保管庫を有していること。

(4) 機器設置室要件

1. 機器設置室は、データセンターの外壁から最低3重の壁（部分的な2重の壁も可とする）により区切られたデータセンターの内側に設計されていること。
2. 機器設置室はデータセンター内において、データセンター共用部分から物理的に隔離されていること。
3. 床耐荷重1,000kg/m²以上であること。なお、配線に考慮した構造であること。
4. 天井高はサーバラック接地面（床）から2,500mm以上を確保していること。
5. フリーアクセス床下は、メンテナンス時の作業効率を考慮し、500mm以上の高さを確保していること。なお、フリーアクセス床ではない場合はその限りでない。
6. フリーアクセス床のタイルにおいては、無許可な開閉を防止するための対策を施していること。なお、フリーアクセス床ではない場合はその限りでない。
7. 機器設置室には窓を有しないこと。
8. 機器設置室に漏水検知器が設置されていること。ただし、空調設備と分離されている場合はその限りではない。
9. 機器設置室内には非常時に利用可能な電話設備が設置されていること。
10. ファシリティ管理システム等により、常に適切な温度及び湿度を保てること。
11. 機器設置室内では電源ケーブルと通信ケーブルが干渉しないよう各々別経路での配線が可能なこと。

(5) ラック要件

1. ラックサイズは、40U以上の機器搭載が可能であり、且つ、奥行き1,000mm以上の19インチラックであること。
2. データセンター内のラックはラック毎に施錠ができること。また、鍵についてはデータセンターにて管理されること。
3. 同一ラック内に他社のシステムを共有する場合は、そのシステムと物理的に分割しての施錠ができること。クラウドの場合は、物理的または論

理的に分割して、機密性・完全性を担保すること。また、他システムの影響を受けない可用性を担保すること。

4. データセンターから提供されるラックにおいてはラック毎に温度センサーが実装されていること。
5. ラックの施錠管理はセキュリティを考慮し、常時施錠されている状態とすること。
6. ラック開錠は、データセンターより配布される利用者専用 I C カード及び生体認証等により十分なセキュリティ対策が実施されていること。またデータセンターとして開施錠を管理する仕組みを有し閉め忘れを防止すること。

(6) 電源要件

1. 電力会社からの送電系統に障害が発生した際に予備電源として48時間相当の電源供給が可能なこと。また、その際の発電機用燃料を備蓄し、冗長化された自家発電装置により電源供給ができること。
2. 自家発電装置が稼動するまでの間の電源供給の手段として、並列冗長運転方式のUPS設備を有していること。
3. 自家発電装置及びUPS装置は当該データセンター内の免震機構が施された設置環境下に設置されていること。
4. 1社以上の燃料業者との間で「優先供給契約」を締結しており、複数拠点から緊急車両による燃料運送を行う体制をとっていること。なお、大震災発生時における交通規制の配慮が行われていること。
5. 自家発電装置及びUPS装置の不良等により、過去において電源供給が停止していないこと。また、安定した電源供給ができるよう、自家発電装置は、月1回以上の稼働テストを実施していること。
6. 受変電設備は特別高圧のループ受電方式等により受電され、常時2系統から電源が供給されていること。
7. 受変電設備から設置しているサーバラックまでの間の電源についても二重化がなされ安定した電源の供給ができること。
8. 機器設置室内においては電源ケーブルのノイズ等による影響を考慮し電源ケーブルと通信ケーブルが重なることの無いように別々の経路での配線であること。

(7) 空調要件

1. 空調は、水道供給の障害を考慮した方式を採用すること。

(8) 回線要件

1. 外部との接続回線は通信事業者の制限を受けないこと。

2. データセンターの通信配線ルートは2系統以上用意できること。

(9) 入退出管理要件

1. 常駐警備員による24時間365日の有人監視と入退館管理を実施していること。
2. 機器設置室エリアの入口はIDカード認証等を実施していること。
3. 機器設置室エリアの入口に対し、入退出が確認できる監視カメラが設置されていること。
4. 集中監視室で常時監視を行い、出入りロドアの開閉と連動し自動的に動画記録できること。
5. 機器設置室出入り口には生体認証装置が設置されていること。
6. 機器設置室へ入室するまで3つ以上のアクセス認証が施されていること。
7. データセンターへの入館者は全て事前登録制で、データセンター入口での本人確認と入退館記録管理を行うこと。但し、緊急対応時の入館者確認については、緊急連絡表登録者の確認及びコールバック対応にて入館の許可をすること。
8. 関係者以外が不用意に本システムの設備に触れぬよう、サーバのフロントベゼルの鍵はデータセンター内で個別に保管ができること。
9. 機器設置室への手荷物検査は、本調達に係る要員を対象とし、機器設置室への手荷物は事前の申請及びデータセンター要員が確認し、持ち込み及び持ち出しを管理すること。
10. データセンターに事前申請の無い手荷物を保管可能な鍵付きロッカーがデータセンター内に設置されていること。
11. 個人レベルでの月次入退出履歴の管理がなされていること。
12. データセンターの監視システムが障害等で運用継続が困難となった場合、連携した他のデータセンターに運用を切り替えて監視継続できること。
なお、切り替え先のデータセンターは広域災害を想定し西日本等に設置されたデータセンターから監視ができること。

2.9 テストに関する事項

1. テストを計画的・効率的に実施するため、請負者は、機構と調整のうえ、テスト実施項目を定めるとともに、テスト計画書に以下の項目を明記し、機構の承認を得てテストを行うこと。なお、テスト環境構築の費用に関しては本調達の範囲に含めるものとする。
 - (1) 機構及び請負者のテスト実施体制と役割
 - (2) テストに係る詳細な作業及びスケジュール
 - (3) テスト環境
 - (4) テストツール

(5) 合否判定基準 等

2. テスト計画書には、機構で実施する受入テストに関する資料（接続テスト及び受入テストの実施計画案及び受入テスト実施手順書）を含むこと。

2.10 引継ぎに関する事項

2.10.1 プロジェクト開始時の引継ぎ

1. プロジェクト開始にあたり、機構から基幹業務システム及びグループウェアシステムに係る設計書等に関する資料を貸与するとともに、基幹業務システム及びグループウェアシステムの構築事業者から引継ぎのための説明を受けること。

2.10.2 運用期間中の引継ぎ

1. 運用期間中に要員交代が発生する場合は、要員交代により体制等が変更されることから、運用計画書や中長期運用・保守作業計画書等を更新し機構に交代要員の承認を得ること。
2. 交代後の要員に対して、引継ぎのための説明を行うこと。

2.10.3 運用終了時の引継ぎ

1. 運用期間が終了する際、次々期システムの構築事業者及び運用保守事業者への情報の引継ぎに協力すること。
2. 情報の引継ぎは、次々期システムの構築事業者及び運用保守事業者と打合せを行い、引継ぐ情報と作業内容を明らかにすること。
3. 引継ぎ先に対する運用情報の提供に協力すること。
4. データ移行に際しては現行データの提供のため、数回程度の打合せに協力すること。
5. 運用業務の引継ぎのため、必要に応じて、次々期システムの構築事業者及び運用保守事業者の訓練に協力すること。
6. 機器・設備等は機構が指定する時期までに撤去し、必要に応じて次々期システムの各事業者が作業開始できるスペースを用意すること。

2.11 教育に関する事項

2.11.1 教育対象者の範囲、教育の方法

1. 本調達で導入されるハードウェア及び運用業務に係るソフトウェアの利用方法について、機構担当者及びアプリケーション開発業者・運用業者に対し操作研修を実施すること。また、操作研修の実施にあたっては、機構と協議のうえ、具体的な研修計画を立てること。なお、研修日程は機構担当者及びアプリケーション開発業者・運用業者の予定を考慮し、開催スケジュールの調整を行うこととし、操作研修の実施場所については機構と協議のうえ決定す

ること。

2.11.2 教材の作成

1. 機構と協議のうえ、機構担当者・アプリケーション開発業者・運用業者向けに以下手順書を作成すること。
 - (1) 各サーバ起動・停止・再起動手順書
※物理・論理環境も含む
 - (2) ファイアウォール起動・停止・再起動手順書
 - (3) ルータ起動・停止・再起動手順書
 - (4) IPS起動・停止・再起動手順書
 - (5) 各システムバックアップ手順書
 - (6) 各システムリストア手順書
 - (7) 保守作業手順書
 - (8) 障害発生時の対応手順書
 - (9) 自然災害等、災害復旧に係る対応手順書

2.12 運用に関する事項

2.12.1 運転管理・監視等要件

1. 24時間365日のネットワーク障害受付、故障修理及び復旧ができる体制を有すること。なお、ネットワーク障害とは調達範囲内のネットワーク機器（サービス）による障害とする。
2. 以下の運用メニューに対応し仮想化基盤の監視を行うこと。なお、仮想化基盤の監視対象はホストサーバ、ゲストサーバ、ネットワーク機器とする。
 - (1) 障害発生検出
 - ① サービス動作監視
 - ② イベントログ監視
 - ③ プロセス監視
 - (2) 障害予兆検出
 - ① リソース監視
 - ② ファイル監視
 - (3) サーバ性能監視
 - (4) ユーザアプリケーションの監視（※）
※ユーザアプリケーションの監視は、アプリケーション開発業者・運用業者と協議し監視対象を定めること。なお、監視対象に係る情報は、機構にて、入札説明会の翌日（入札公告後、約一週間後）から閲覧可能とする。
 - ① 出力ログ
 - ② サービス動作状況

- ③ プロセス起動数
- ④ プロセスメモリリーク状況
- (5) ネットワーク監視
 - ① ファイアウォール及びIPSの通信監視
- 3. 通信回線の利用状況、障害等を監視する設備が同一建物内または網内に設置されていること。
- 4. 運用開始後、モニタリングを通じて、軽微な事故（ヒヤリ・ハット等）が漏れなく報告され、運用関係者で情報できる体制が構築されていること。
- 5. 計画的な工事または定期的な保守等に伴いネットワークを停止する場合は、少なくとも、2週間前までに機構に事前連絡し了承を得ること。なお、運用を続けると明らかに障害に至ることがわかっている場合の緊急停止については、機構と協議のうえ対応を決めることとし、緊急停止中は、稼働率の停止時間として扱うものとする。
- 6. トラフィック情報をインターネット経由で（ポータルサイト等を用いて）報告（グラフ等）できること。もしくは、要求に応じてトラフィック情報を電子メールにて報告できること。
- 7. データセンター内のレイアウト変更に伴うラックやハードウェア機器等の移設等を起因とする障害発生を回避し、安定運用を継続するため、データセンター運用期間中は、次期基幹業務システム基盤を構成するラックやハードウェア機器等の移設を行わない運用とすること。
- 8. データセンター運用期間中のレイアウト変更等により、構築作業時に作成した成果物に変更が必要となった場合は、これに対応すること。
- 9. 障害発生時、機構からの指示に従いサーバ及びネットワーク機器の再起動操作を実施すること。
- 10. 機構からの問い合わせや、障害時の対応依頼を24時間365日受け付ける窓口（サービスデスク）を設置すること。
- 11. システムの稼働状況、障害発生及び障害対応状況を確認できるWebサイトを提供すること。
- 12. ラックスペースとは別に、媒体・マニュアル等を格納する設備を提供し、保管すること。
- 13. 各サーバやネットワーク機器等、運用仕様書で定めるIPアドレスを対象に死活監視を行い、異常を発見した際には予め定めた連絡体制表に従い連絡を行うこと。
- 14. 障害が発生した際、障害発生時の運用マニュアルに従いリブート（再起動）作業を実施すること。
- 15. バックアップは、運用仕様書及び計画書に従い実施すること。
- 16. バックアップのリストアを行う場合は、最も障害発生時点に近い状態まで復元可能なバックアップデータからリストアを行うこと。

17. 機構や他の事業者から閲覧可能なWebサイトを用意し、入館申請や、システム障害の対応状況把握、監視静観受付（特定対象項目についての監視の開始・停止）ができること。
18. 請負者は、納入物として、データセンター及び関連する設備の不具合等に起因する障害を障害報告書と当該月に実施した作業の内容をまとめた月次作業報告書を定めた納入期限までに納入すること。
19. 月に1度、共通基盤の運用に関する対応実績を書面で提出するとともに、定例会議を開催し、報告を行うこと。
20. システム監視サーバより異常を検知した場合は即時、予め定めた連絡体制表に従い連絡を行うこと。
21. 緊急時の対応について、以下に掲げる文書を作成し、常に最新の状態を保つとともに、これを常備すること。
 - (1) 緊急時の対応手順
 - (2) 緊急時の連絡体制
22. ウィルス対策ソフトを利用し、以下を実施すること。
 - (1) 1日1回以上定義ファイルを更新
 - (2) 週に1回以上「フルスキャン」を実施
23. syslogサーバに集積したログを定期的に外部媒体に保存し、管理できる仕組みを提供すること。
24. IPSは、ハードウェアメーカーのシグネチャが発表された際、実際のネットワーク環境において、検証用の環境を用意し、機構本部等（データセンターを除く）の端末を用いて基幹業務システム及びグループウェアシステム、インターネット接続の動作検証を行うこと。
25. ファイアウォール及びIPSにて、不正アクセスを検出した際には、検出したインシデントの緊急度に応じてメールあるいは電話により運用室へ状況を報告すること。

2.12.2 運用サポート業務

1. 機構や他の調達業者からの問合せや障害報告を24時間365日受け付ける窓口（サービスデスク）を用意すること。

2.12.3 運用実績の評価と改善

1. 契約時に機構と協議の上、SLAを締結するものとする。なお、SLA項目と目標値については、契約期間中に定期的に見直すこととする。SLAの項目は以下のとおり。

表 2-2 SLA 項目と目標値

| 項番 | SLA項目 | 目標値 | 補足 |
|---|------------------|--------|--|
| 1 | オペレーションミスによる障害件数 | 0回/月 | ・ 請負者のオペレーションミスによって障害が発生した件数 |
| 2 | 問い合わせ一次回答時間 | 24時間以内 | ・ サービスデスクへの問い合わせの受付から一次回答までに要した平均時間 一次回答とは、サービスデスクでの受付後、担当者へのエスカレーション状況を回答することを指す（土日、祝日、年末年始は除く） なお、緊急性や業務影響を有する場合は、都度、対応方針を協議のうえ、検討する |
| 3 | 障害通知時間 | 30分以内 | ・ 障害の内容や発生経緯等について報告するまでの時間（※1） システム監視機能から自動で送付されるアラートメールで報告メールでも可とする |
| 4 | セキュリティインシデント通知時間 | 30分以内 | ・ インシデントの内容や発生経緯等について報告するまでの時間（※1） システム監視機能から自動で送付されるアラートメールで報告することでも可とする |
| 5 | 品質向上等に係る自発的な提案 | - | ・ 品質向上を目的とした手順書の改訂や定型作業化等の積極的な提案 ・ 障害発生等の是正策 |
| ※1) 連絡を試みたが、連絡を取ることができなかった場合は、連絡を試みた時点を終点とする。 | | | |

2. 毎月1回書面にて運用保守の状況に係る報告を提出すること。その内容は以下とし機構へ報告を行うこと。
 - (1) 機構からの問い合わせ対応内容
 - (2) システム監視アラート内容
 - (3) 障害発生状況とその対応内容
 - (4) 発生した障害に対する是正策
 - (5) 情報セキュリティインシデント発生状況とその対応内容
 - (6) 発生した情報セキュリティインシデントに対する是正策
 - (7) SLA項目の対応状況報告
 - (8) 特記事項報告

3. 機構は、締結したSLA項目の対応状況を確認し、状況が著しくないと判断した場合、請負者へ是正要求を行う。その是正要求の対応を怠った場合は、契約金額の減額等ペナルティが発生する可能性があることを考慮すること。なお、

大規模な天災等の不可抗力等によってサービスレベルの遵守が困難である場合やその他事業者の影響による障害等によりサービスレベルの遵守が困難であると機構が判断した場合は、対象外とする。

2.13 保守に関する事項

2.13.1 ハードウェアの保守要件

1. 請負者は運用管理上のシステム障害時の原因究明、切り分け、復旧支援、改善提案にあたり、SEの技術支援を要する以下の障害復旧対応を行うこと。
 - (1) 障害原因究明、切り分け、対策検討、復旧対応
 - (2) ハードウェアメーカーまたは保守業者、OSメーカー、プログラムプロダクトメーカーに対する調査依頼指示、回答要求、トレース
2. ハードウェアの故障等に際し、オンサイトで故障の原因解析、修理、部品の交換等を行うハードウェア機器の保守の契約（以下「ハードウェア保守」という。）を締結することとする。保守費用は今回の調達金額に含むものとし、部品代等は全て保守費用に含めること。
3. 法定点検等の保守作業を実施すること。保守作業とは、保守運用に伴うシステム基盤を維持管理するための作業を指し、点検作業やパッチ適用等のアップデート作業、領域拡張、デフラグ、ログローテート等を想定している。
4. 次期基幹業務システム稼働後の保守に際し、操作説明書の変更が必要となった場合、差替え用の資料を必要部数提供し、資料が陳腐化することのないように考慮すること。

2.13.2 ソフトウェア製品の保守要件

1. 運用開始後、導入機器の安定稼働の維持及び障害発生の未然防止のため、随時、ネットワーク関連機器（ファイアウォール、Proxyサーバ、DNSサーバ、バックアップ管理サーバ、ウイルス対策管理サーバ、更新プログラム管理サーバ、システム監視サーバ）のパッチ適用やバージョンアップを行うこと。実施にあたっては、事前に実施内容及びスケジュールを明記した計画書を作成し、機構の承認を得ること。なお、定期保守作業に伴うシステム停止時間は、システム稼働率に含まれないものとする。
2. 本調達範囲で導入するソフトウェアのパッチは、最新版がリリースされ次第、適宜適用すること。
3. 本調達範囲で導入するソフトウェアのマイナーバージョンアップは1年に1回程度実施すること。なお、その際の費用は無償（保守範囲内）で実施すること。メジャーバージョンアップが公開された場合は、適宜機構にバージョンアップを行うか確認し、承認を得たうえで実施すること。なお、その際の費用負担は協議とする。

2.13.3 保守実績の評価と改善

前述「2.12.3 運用実績の評価と改善」を参照。

別添03 ハードウェア要件一覧

| No | 対象システム | サーバ名 | 利用 コア数 | クロック 周波数 | 利用 メモリ | 利用 HDD容量 (GB) | 利用OS | 利用MW | 利用AP |
|----|----------|-----------------|-----------|-------------|-----------|---------------------|---------------------|--|--|
| 1 | 財務会計システム | 財務会計AP 本番#1 | 4 | 2.60 | 12 | 240 | ・Windows Server2016 | ・XenApp 7.6 Advanced Edition ・Windows Server 2012 RDS CAL ・Hyper-v | ・Arcserve Backup r17 for Windows VM Agent per Host License |
| 2 | | 財務会計AP 本番#2 | 4 | 2.60 | 12 | 240 | ・Windows Server2016 | ・XenApp 7.6 ・Hyper-v | ・Arcserve Backup r17 for Windows VM Agent per Host License |
| 3 | | 財務会計AP 本番#3 | 4 | 2.60 | 12 | 240 | ・Windows Server2016 | ・XenApp 7.6 ・Hyper-v | ・Arcserve Backup r17 for Windows VM Agent per Host License |
| 4 | | 財務会計XenApp 本番#1 | 4 | 2.30 | 12 | 240 | ・Windows Server2016 | ・XenApp 7.6 ・Hyper-v | ・Arcserve Backup r17 for Windows VM Agent per Host License |
| 5 | | 財務会計XenApp 本番#2 | 4 | 2.30 | 12 | | ・Windows Server2016 | ・XenApp 7.6 ・Hyper-v | ・Arcserve Backup r17 for Windows VM Agent per Host License |
| 6 | | 財務会計XenApp 本番#3 | 4 | 2.30 | 12 | | ・Windows Server2016 | ・XenApp 7.6 ・Hyper-v | ・Arcserve Backup r17 for Windows VM Agent per Host License |
| 7 | | 財務会計XenApp 本番#4 | 4 | 2.30 | 12 | | ・Windows Server2016 | ・XenApp 7.6 ・Hyper-v | ・Arcserve Backup r17 for Windows VM Agent per Host License |
| 8 | | 財務会計XenApp 本番#5 | 4 | 2.30 | 12 | | ・Windows Server2016 | ・XenApp 7.6 ・Hyper-v | ・Arcserve Backup r17 for Windows VM Agent per Host License |
| 9 | | 財務会計XenApp 本番#6 | 4 | 2.30 | 12 | | ・Windows Server2016 | ・XenApp 7.6 ・Hyper-v | ・Arcserve Backup r17 for Windows VM Agent per Host License |
| 10 | | 財務会計XenApp 本番#7 | 4 | 2.30 | 12 | | ・Windows Server2016 | ・XenApp 7.6 ・Hyper-v | ・Arcserve Backup r17 for Windows VM Agent per Host License |
| 11 | | 財務会計XenApp 本番#8 | 4 | 2.30 | 12 | | ・Windows Server2016 | ・XenApp 7.6 ・Hyper-v | ・Arcserve Backup r17 for Windows VM Agent per Host License |
| 12 | | 財務会計DB 本番#1 | 4 | 2.60 | 16 | 1,117 | ・Windows Server2016 | ・Oracle Database 12c Standard Edition 2 ・Hyper-v | ・Arcserve Backup r17 for Windows VM Agent per Host License ・Arcserve Backup r17 for Windows Agent for Oracle |
| 13 | | 財務会計DB 本番#2 | 8 | 2.60 | 96 | 7,264 | ・Windows Server2016 | ・Microsoft SQL Server 2014 Standard Edition ・Hyper-v | ・Arcserve Backup r17 for Windows VM Agent per Host License ・Arcserve Backup r17 for Windows Agent for Microsoft SQL |
| 14 | | 財務会計AP 検証#1 | 4 | 2.20 | 8 | 240 | ・Windows Server2016 | ・Hyper-v | ・Arcserve Backup r17 for Windows VM Agent per Host License |
| 15 | | 財務会計XenApp 検証#2 | 4 | 2.20 | 8 | 240 | ・Windows Server2016 | ・Hyper-v | ・Arcserve Backup r17 for Windows VM Agent per Host License |
| 16 | | 財務会計DB 検証#1 | 4 | 2.20 | 12 | 1,197 | ・Windows Server2016 | ・Hyper-v ・Oracle Database 12c Standard Edition 2 | ・Arcserve Backup r17 for Windows VM Agent per Host License ・Arcserve Backup r17 for Windows Agent for Oracle |

別添03 ハードウェア要件一覧

| No | 対象システム | サーバ名 | 利用 コア数 | クロック 周波数 | 利用 メモリ | 利用 HDD容量 (GB) | 利用OS | 利用MW | 利用AP |
|----|-------------|-------------|-------------------------------|-------------|-----------|---------------------|---------------------|--|--|
| 17 | | 財務会計DB 検証#2 | 4 | 2.20 | 28 | 1,197 | ・Windows Server2016 | ・Hyper-v ・Microsoft SQL Server 2014 Standard Edition | ・Arcserve Backup r17 for Windows VM Agent per Host License ・Arcserve Backup r17 for Windows Agent for Microsoft SQL |
| 18 | 人事給与システム | 人事給与AP本番 | 6 | － (指定無) | 12 | 150 | ・Windows Server2016 | ・WebSphere Application Server : 1式 ・Hyper-v | ・Arcserve Backup r17 for Windows VM Agent per Host License |
| 19 | | 人事給与AP検証 | 4 | － (指定無) | 12 | 150 | ・Windows Server2016 | ・WebSphere Application Server : 1式 ・Hyper-v | ・Arcserve Backup r17 for Windows VM Agent per Host License |
| 20 | | 人事給与DB本番 | 6 | － (指定無) | 24 | 1,000 | ・Windows Server2016 | ・Oracle Database Standard Edition 2 : 2Processor ・Oracle Programmer : 2NUP ・Micro Focus Visual COBOL(Windows) : 2式 ・Hyper-v | ・Arcserve Backup r17 for Windows VM Agent per Host License ・Arcserve Backup r17 for Windows Agent for Oracle |
| 21 | | 人事給与DB検証 | 4 | － (指定無) | 14 | 950 | ・Windows Server2016 | ・Oracle Database Standard Edition One : 2Processor ・Oracle Programmer : 2NUP ・Micro Focus Visual COBOL(Windows) : 2式 ・Hyper-v | ・Arcserve Backup r17 for Windows VM Agent per Host License ・Arcserve Backup r17 for Windows Agent for Oracle |
| 22 | | 事業統計システム | 事業統計AP本番 | 4 | 3.0以上 | 20 | 220 | ・Windows Server2016 | ・Oracle JDK 1.8系 ・Resin 4.0系 (※iAP同梱) ・Hyper-v |
| 23 | 事業統計DB本番 | | 6 | 3.0以上 | 8 | 330 | ・Windows Server2016 | ・Oracle Database 12c Standard Edition 2 ・Hyper-v | ・Arcserve Backup r17 for Windows VM Agent per Host License ・Arcserve Backup r17 for Windows Agent for Oracle |
| 24 | 事業統計AP検証 | | 4 | 3.0以上 | 8 | 220 | ・Windows Server2016 | ・Oracle JDK 1.8系 ・Resin 4.0系 (※iAP同梱) ・Hyper-v | ・intra-mart Accel Platform ・CA ARCserve Backup r17 Guest Based Virtual Machines Agent per Host |
| 25 | 事業統計DB検証 | | 4 | 3.0以上 | 4 | 330 | ・Windows Server2016 | ・Oracle Database 12c Standard Edition 2 ・Hyper-v | ・Arcserve Backup r17 for Windows VM Agent per Host License ・Arcserve Backup r17 for Windows Agent for Oracle |
| 26 | グループウェアシステム | ガルーンサーバ 本番 | 16 (Hyper Transport有効時:32) | 2.40 | 24 | 500 | ・Windows Server2016 | ・Hyper-v | ・Arcserve Backup r17 for Windows VM Agent per Host License |
| 27 | | デヂエサーバ 本番 | 4 | 2.00 | 8 | 200 | ・Windows Server2016 | ・Hyper-v | ・Arcserve Backup r17 for Windows VM Agent per Host License |

別添03 ハードウェア要件一覧

| No | 対象システム | サーバ名 | 利用 コア数 | クロック 周波数 | 利用 メモリ | 利用 HDD容量 (GB) | 利用OS | 利用MW | 利用AP |
|----|------------|-------------------------|-----------|-------------|-----------|---------------------|------------------------------------|-----------------------------------|---|
| 28 | | レプリケーション 本番 | 6 | 2.40 | 8 | 400 | ・Windows Server2016 | ・Hyper-v | ・Arcserve Backup r17 for Windows VM Agent per Host License |
| 29 | | ガールーン兼デテエサーバ 検証 | 12 | 2.40 | 24 | 500 | ・Windows Server2016 | ・Hyper-v | ・Arcserve Backup r17 for Windows VM Agent per Host License |
| 30 | 運用管理システム | ウイルス対策管理サーバ | 4 | 2.20 | 8 | 558 | ・Windows Server2016 | ・Hyper-v | — |
| 31 | | 更新プログラム管理サーバ | 4 | 2.20 | 8 | 558 | ・Windows Server2016 | ・Hyper-v | — |
| 32 | | システム監視サーバ (Syslogサーバ含む) | 4 | 2.20 | 8 | 558 | ・Windows Server2016 | ・Hyper-v | ・Arcserve Backup r17 for Windows VM Agent per Host License |
| 33 | | DNSサーバ (内部) | 6 | 2.20 | 15 | 271 | ・Windows Server2016 | ・VirusScan enterprise ・Hyper-v | ・Mcfee VirusScan Enterprise ・Arcserve Backup r17 for Windows VM Agent per Host License |
| 34 | ネットワーク関連 | DNSサーバ | 6 | 2.20 | 15 | 733 | (サービス利用を推奨) ・Windows Server2016 | (サービス利用を推奨) ・Hyper-v | (サービス利用を推奨) ・Mcfee VirusScan Enterprise ・Arcserve Backup r17 for Windows VM Agent per Host License |
| 35 | バックアップシステム | バックアップ管理サーバ | 4 | 3.40 | 8 | 1,200 | ・Windows Server2016 | — | ・Arcserve Backup r17 for Windows VM Agent per Host License ・Arcserve Backup r17 for Windows ・Arcserve Backup r17 for Windows Disaster Recovery Option |

共通基盤（ハードウェア）の構築及び運用・保守並びに
データセンター運用に係る

評価基準書

独立行政法人 労働者健康安全機構

1 評価基準の概要

本調達に請負者には、共通基盤（ハードウェア）の構築及び運用・保守並びにデータセンター運用一式の役務（以下、「本役務」という。）を求めるものである。したがって、本調達における請負者の選定にあたっては、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者のうち、入札価格および請負者の幅広い能力・ノウハウ等の技術力を総合的に評価して請負者を決定する総合評価落札方式によって行うものとする。

2 総合評価の方法

入札価格および提案内容をもとに、価格点ならびに技術点を算出し、その合計点数を総合評価点数として、最も高い者を落札者とする。

- (1) 価格点に 1,606 点、技術点に 1,606 点を配分し、総合評価点数の満点を 3,212 点とする。
- (2) 総合評価点数の最も高い者が 2 社以上あるときは、技術点が最も高い者を落札者とする。技術点および価格点の両方が同値の場合は、当該者のくじ引きによって落札者を定める。

3 価格点

価格点は、次の通り算出を行う。

$$\text{価格点} = 1,606 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

なお、予定価格を超過した者は、価格点の算出対象とせず失格とする。

4 技術点

(1) 技術点は、次の通り算出を行う。

$$\text{技術点} = 850 \text{ [提案内容評価点]} + 756 \text{ [機能要件評価点]}$$

(2) 提案内容の評価に当たっては、入札者が作成した提案書に記載された内容を、別紙「提案内容評価基準書」の評価項目毎に評価基準の記載内容と照らし合わせて評価委員会が提案内容の審査および採点を行う。機能要件評価点は、入札者が別紙「機能要件評価基準書」の判定欄・判定理由欄に記載した内容より、評価委員会が審査および採点を行う。なお、評価の「優」及び「良」は加点、「可」は基礎点とし、「不可」の評価があった場合は失格とする。

表 4-1. 評価基準

| 記号 | 記号の意味 |
|----|----------------------------|
| 優 | 他社と比較して最も有効な提案がなされている。(加点) |
| 良 | 目的がとらえられ有効な提案がなされている。(加点) |
| 可 | 目的や業務内容がとらえられている。(基礎点) |
| 不可 | 提案がなされていない。(失格) |

表 4-2. 配点表

| 評価 | 最大点数 | |
|----|--------|------|
| | 30 点 | 20 点 |
| 優 | 30 点 | 20 点 |
| 良 | 22.5 点 | 15 点 |
| 可 | 15 点 | 10 点 |
| 不可 | 0 点 | 0 点 |

- (3) 機能要件の評価に当たっては、別紙「機能要件評価基準書」の「判定」欄及び「判定理由」欄の記載内容を元に評価を行う。そのため、別紙「機能要件評価基準書」の「要件」欄及び別紙「要件定義書」の「2 機能要件」、「3 非機能要件」の記載内容を参照し、入札者自らが別紙「機能要件評価基準書」の「判定」欄に下表の記号を記述すること。また、記号を選択するに至った理由を「判定理由」欄に記述すること。なお、評価の「◎」は加点、「○」は基礎点とし、「×」の評価があった場合は失格とする。

表 4-3. 評価基準

| 記号 | 記号の意味 |
|----|-----------------------|
| ◎ | 実現可能（加点） |
| ○ | 代替機能もしくは条件付で実現可能（基礎点） |
| × | 実現不可能（失格） |

表 4-4. 配点表

| 評価 | 最大点数 |
|----|------|
| | 4 点 |
| ◎ | 4 点 |
| ○ | 2 点 |
| × | 0 点 |

- (4) 「提案内容評価基準書」は、すべての項目について仕様書から読み取った内容や対応方法を記載すること。また、「機能要件評価基準書」は、「◎（実現可能）」または「○（代替機能もしくは条件付で実現可能）」である旨の記載を行うこと。なお、「提案内容評価基準書」及び「機能要件評価基準書」については、評価が一項目でも満たされない場合は、技術点の算出対象とせず失格とする。ただし、任意である旨が記載されている場合はその限りではない。

5 有効数字

価格点及び技術点（提案内容評価点・機能要件評価点を含む）は、小数点以下を四捨五入して算出する。

【凡例】 優 : 他社と比較して最も有効な提案がなされている。(評価点の100%) ※加点
 良 : 目的がとらえられ有効な提案がなされている。(評価点の75%) ※加点
 可 : 目的や業務内容がとらえられている。(評価点の50%) ※基礎点
 不可 : 提案がなされていない。(評価点の0%) ※失格

| 評価の観点 | 評価基準 | 配点 | 提案書記入箇所 | | 評価 | | | | |
|---------------------------------|--|----|---------|-----|----|------|----|----|---|
| | | | 項番 | ページ | 優 | 良 | 可 | 不可 | |
| 調達仕様書 | | | | | | | | | |
| 1 調達案件の概要に関する事項 | | | | | | | | | |
| 1 調達件名 | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 2 調達の背景 | 1 次期システム構築における背景が正しく理解されていること。 また、本調達仕様書の記載事項をすべて満たすことが示されていること。 | 30 | | | 30 | 22.5 | 15 | 失格 | |
| 3 調達の目的及び期待する効果 | 1 次期システム構築における目的および実施効果が正しく理解されていること。 | 20 | | | 20 | 15 | 10 | 失格 | |
| 4 本システムの概要 | 1 次期システムの概要や制度内容が正しく理解されていること。 | 30 | | | 30 | 22.5 | 15 | 失格 | |
| 5 契約期間 | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 6 作業スケジュール | 1 次期システム構築における全体スケジュールが適切に示されていること。 | 20 | | | 20 | 15 | 10 | 失格 | |
| 7 作業の実施方針 | 1 調達の背景、目的等を踏まえ、設計・構築に係る効果的及び効率的な実施方針が示されていること。 | 30 | | | 30 | 22.5 | 15 | 失格 | |
| | 2 調達の背景、目的等を踏まえ、運用・保守に係る効果的及び効率的な実施方針が示されていること。なお、災害発生時のデータセンターの運用に係る実施方針(立地条件等を含む)を示すこと。 | 30 | | | 30 | 22.5 | 15 | 失格 | |
| 2 調達案件及び関連調達案件の調達単位、調達方式等に関する事項 | | | | | | | | | |
| 1 調達案件、調達単位、調達の方式及び実施時期 | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 2 調達案件間の入札制限 | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 3 作業の実施内容に関する事項 | | | | | | | | | |
| 1 設計・構築に係る作業 | | | | | | | | | |
| 1 プロジェクト管理の実施 | 1 進捗管理、品質管理、課題管理、変更管理、リスク管理、文書管理、情報セキュリティ管理、コミュニケーション管理、障害管理、構成管理並びに体制管理を実施すること。また、進捗状況報告書及び各種管理表等を作成し、適宜、機構に進捗状況の報告を行うこと。 | 20 | | | 20 | 15 | 10 | 失格 | |
| | 2 品質報告、工程完了・移行判定等の会議体を通じて機構に報告を行うこと。 | 20 | | | 20 | 15 | 10 | 失格 | |
| 2 プロジェクト計画書等の作成 | 1 プロジェクト計画書を効率的・効果的に作成するための方法が示されていること。 | 30 | | | 30 | 22.5 | 15 | 失格 | |
| 3 本システムの構築及びソフトウェアの導入・設定 | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 4 設計 | 1 「共通基盤の構築及び運用・保守並びにデータセンター運用に係る要件定義書」の機能要件及び非機能要件を満たすための基本設計及び詳細設計を効率的・効果的に作成するための方法が示されていること。 | 30 | | | 30 | 22.5 | 15 | 失格 | |
| | 2 移行計画書を効率的・効果的に作成するための方法が示されていること。 | 20 | | | 20 | 15 | 10 | 失格 | |
| | 3 中長期運用・保守作業計画を効率的・効果的に作成するための方法が示されていること。 | 20 | | | 20 | 15 | 10 | 失格 | |
| | 4 運用計画書及び保守作業計画書の案を効率的・効果的に作成するための方法が示されていること。 | 20 | | | 20 | 15 | 10 | 失格 | |

【凡例】 優 : 他社と比較して最も有効な提案がなされている。(評価点の100%) ※加点
 良 : 目的がとらえられ有効な提案がなされている。(評価点の75%) ※加点
 可 : 目的や業務内容がとらえられている。(評価点の50%) ※基礎点
 不可 : 提案がなされていない。(評価点の0%) ※失格

| 評価の観点 | 評価基準 | 配点 | 提案書記入箇所 | | 評価 | | | | |
|---|---|--|---------|-----|----|------|----|----|----|
| | | | 項番 | ページ | 優 | 良 | 可 | 不可 | |
| 5 開発・テスト | 1 開発のルールを定めた標準を定め、開発・テストを効率的且つ効果的に実施するための方法が示されていること。 | 30 | | | 30 | 22.5 | 15 | 失格 | |
| | 2 情報セキュリティのルール遵守や成果物の確認方法を定め、情報セキュリティ確保のための方法が示されていること。 | 20 | | | 20 | 15 | 10 | 失格 | |
| | 3 テスト計画書を作成し、テスト作業を効率的且つ効果的に実施するための具体的な方法が示されていること。 | 20 | | | 20 | 15 | 10 | 失格 | |
| | 6 受入テスト支援 | 1 テスト計画書に基づき、効率的且つ効果的な受入テスト支援を実施するための具体的な方法が示されていること。 | 20 | | | 20 | 15 | 10 | 失格 |
| | 7 情報システムの移行 | 1 移行計画書に基づき、効率的且つ効果的な情報システムの移行を実施するための具体的な方法が示されていること。 | 20 | | | 20 | 15 | 10 | 失格 |
| 8 引継ぎ | 1 引継ぎにおける作成資料が明記されており、確実な引継ぎを行うための具体的な方法が示されていること。 | 20 | | | 20 | 15 | 10 | 失格 | |
| 2 運用に係る作業 | | | | | | | | | |
| 1 中長期運用・保守作業計画の確定支援 | 1 中長期運用・保守作業計画書の確定支援方法および運用計画書の更新方法について具体的な方法が示されていること。 | 20 | | | 20 | 15 | 10 | 失格 | |
| 2 運用計画の更新 (3.1.中長期運用・保守作業計画の確定支援に含む) | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| 3 定常時対応 | 1 運用計画書に基づき、定常時運用業務を効率的且つ効果的に行うための具体的な方法が示されていること。 | 30 | | | 30 | 22.5 | 15 | 失格 | |
| 4 障害発生時対応 | 1 運用計画書に基づき、障害発生時運用業務を効率的且つ効果的に行うための具体的な方法が示されていること。 | 20 | | | 20 | 15 | 10 | 失格 | |
| 5 次期システム基盤の現況確認支援 | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| 6 運用作業の改善提案 | 1 必要に応じて中長期運用・保守作業計画、運用計画に対する改善提案を行うことが具体的に示されていること。 | 20 | | | 20 | 15 | 10 | 失格 | |
| 7 引継ぎ | 1 システム更改における引継ぎを効率的且つ効果的に行うための具体的な方法が示されていること。 | 20 | | | 20 | 15 | 10 | 失格 | |
| 3 保守に係る作業 | | | | | | | | | |
| 1 中長期運用・保守作業計画の確定支援 | 1 中長期運用・保守作業計画書の確定支援方法及び保守作業計画の更新を行うための具体的な方法が示されていること。 | 30 | | | 30 | 22.5 | 15 | 失格 | |
| 2 保守作業計画の更新 (3.1.中長期運用・保守作業計画の確定支援に含む) | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| 3 定常時対応 | 1 保守作業計画書に基づき、定常時保守業務を効率的且つ効果的に行うための具体的な方法が示されていること。 | 20 | | | 20 | 15 | 10 | 失格 | |

【凡例】 優 : 他社と比較して最も有効な提案がなされている。(評価点の100%) ※加点
 良 : 目的がとらえられ有効な提案がなされている。(評価点の75%) ※加点
 可 : 目的や業務内容がとらえられている。(評価点の50%) ※基礎点
 不可 : 提案がなされていない。(評価点の0%) ※失格

| 評価の観点 | | | 評価基準 | 配点 | 提案書記入箇所 | | 評価 | | | |
|--------------------|--|------------------|--|----|---------|-----|----|----|----|----|
| | | | | | 項番 | ページ | 優 | 良 | 可 | 不可 |
| | | 4 障害発生時対応 | 1 保守作業計画書に基づき、障害発生時運用業務を効率的且つ効果的に行うための具体的な方法が示されていること。 | 20 | | | 20 | 15 | 10 | 失格 |
| | | 5 保守作業の改善提案 | 1 必要に応じて中長期運用・保守作業計画、運用計画に対する改善提案を行うことが具体的に示されていること。 | 20 | | | 20 | 15 | 10 | 失格 |
| | | 6 引継ぎ | 1 システム更改における引継ぎを効率的且つ効果的に行うための具体的な方法が示されていること。 | 20 | | | 20 | 15 | 10 | 失格 |
| 4 成果物の範囲、納品期日等 | | | | | | | | | | |
| | | 1 成果物 | 1 成果物が適切に示されていること。 | 20 | | | 20 | 15 | 10 | 失格 |
| | | 2 納品方法 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | | 3 納品場所 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 5 満たすべき要件に関する事項 | | | | | | | | | | |
| | | 1 業務改善効果 | 1 機能要件における、業務改善効果が示されていること。 | 20 | | | 20 | 15 | 10 | 失格 |
| | | | 2 非機能要件における、業務改善効果が示されていること。 | 20 | | | 20 | 15 | 10 | 失格 |
| | | 2 システム導入時の工夫 | 1 正確且つ効率的・効果的にシステムを導入するための工夫が示されていること。(手戻りの発生防止策等) | 20 | | | 20 | 15 | 10 | 失格 |
| 6 作業の実施体制・方法に関する事項 | | | | | | | | | | |
| | | 1 作業実施体制 | 1 各種作業を効率よく実施できる体制が明確に示されていること。 | 20 | | | 20 | 15 | 10 | 失格 |
| | | 2 作業要員に求める資格等の要件 | 1 「調達仕様書6.2作業要員に求める資格等の要件」に定める資格や経験を有しており、それを証明する書類が添付されていること。また、その他の有効な資格等を有していること。 | 20 | | | 20 | 15 | 10 | 失格 |
| | | 3 作業場所 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | | 4 作業の管理に関する要領 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 7 作業の実施にあたっての遵守事項 | | | | | | | | | | |
| | | 1 機密保持、資料の取扱い | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | | 2 遵守する法令等 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | | 3 その他文書、標準への準拠 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 8 成果物の取扱いに関する事項 | | | | | | | | | | |
| | | 1 知的財産権の帰属 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | | 2 瑕疵担保責任 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | | 3 検収 | - | - | - | - | - | - | - | - |

【凡例】 優 : 他社と比較して最も有効な提案がなされている。(評価点の100%) ※加点
 良 : 目的がとらえられ有効な提案がなされている。(評価点の75%) ※加点
 可 : 目的や業務内容がとらえられている。(評価点の50%) ※基礎点
 不可 : 提案がなされていない。(評価点の0%) ※失格

| 評価の観点 | 評価基準 | 配点 | 提案書記入箇所 | | 評価 | | | | |
|----------------|------------------------|---|---------|-----|----|----|----|----|----|
| | | | 項番 | ページ | 優 | 良 | 可 | 不可 | |
| 9 入札参加資格に関する事項 | | | | | | | | | |
| 1 入札参加要件 | | | | | | | | | |
| | 1 審査登録機関の認証等 | 1 「調達仕様書9.1.1 審査登録機関の認証等」に記載されている条件を満たしており、それを証明する書類が添付されていること。また、その他の有効な審査登録機関の証明等が示されていること。 | 20 | | | 20 | 15 | 10 | 失格 |
| | 2 受注実績 | 1 「調達仕様書9.1.2 受注実績」に記載されている条件を満たす内容が示されており、それを証明する書類が添付されていること。また、その他の有効な受注実績が示されていること。 | 20 | | | 20 | 15 | 10 | 失格 |
| | 3 全省庁統一資格 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 2 入札制限 | | | | | | | | | |
| 3 複数事業者による共同提案 | | | | | | | | | |
| 10 再委託に関する事項 | | | | | | | | | |
| | 1 再委託の制限及び再委託を認める場合の条件 | 1 本業務の実施体制ならびに再委託の有無を明確にしていること。また、再委託を行う場合、再委託先にも体制を明示していること。 | 20 | | | 20 | 15 | 10 | 失格 |
| | 2 承認手続 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 3 再委託先の契約違反等 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 11 その他特記事項 | | | | | | | | | |
| | 1 前提条件及び制約条件 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 2 納入条件 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 3 その他 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 12 附属文書 | | | | | | | | | |
| | 1 要件定義書 | - | - | - | - | - | - | - | - |

| 項目 | 要件 | 概要 | 評価点 | 計 | 判定 | 判定理由 |
|---------|-------------|--|-----|----|----|------|
| 要件定義書 | | | | | | |
| 1 非機能要件 | | | | | | |
| 1 | 性能に関する事項 | 1 基幹業務システム及びグループウェアシステムのハードウェア要件を満たすこと。 | 4 | 4 | | |
| 2 | 信頼性に関する事項 | 1 可用性要件 1 システムがサービスを提供する時間中において、稼働率99.9%基幹業務システム及びグループウェアシステムへの電力提供、温湿度管理を保証すること。また、業務に重大な影響を与えないこと。なお、事前通知のある請負側のメンテナンス作業については、この限りではない。また、システムのサービス提供時間は、年2回の定期保守点検時並びに日次バックアップの時間を除いた時間とする。定期保守点検は、機器の外観チェック、機器の清掃、サーバの動作診断(CPU、メモリ、ハードディスクドライブ、RAIDコントローラ、リムーバブルメディア等の動作診断)等を示す。 2 障害発生時は、マウスやキーボードが動作しない状態であっても、メモリ情報をディスクに書き出す手段を有し、障害の原因究明を容易にする仕組みを有すること。 3 サーバ管理機能のIPMI2.0をサポートし、IPMI仕様に従ってサーバの温度・電流・電圧・ファン動作等のハードウェア部品のセンサー情報やシステムイベントログ等を収集・監視し、異常が発生した場合、任意の管理端末に通報できること。さらにサーバ本体の電源ON/OFFやリセット等が任意の管理端末からリモートで実施できること。 | 4 | 12 | | |
| 3 | 拡張性に関する事項 | 1 機構では、各労災病院や産業保健総合支援センター等を結ぶWANの統合を検討しているため、二重投資の回避や性能を容易にスケールアップ及びスケールダウンできる「サービス」の導入、業務要件の変更に伴うデータ容量の増加等、将来的な拡張に備えた設計を検討すること。拡張性は、性能と機能の二つの観点から検討すること。また、スケールアップ及びスケールダウンの対応期限は機構と別途協議のうえ、決定すること。 | 4 | 4 | | |
| 4 | 上位互換性に関する事項 | 1 本調達で導入されるハードウェア及びソフトウェアについて、セキュリティ上の機能向上に関するアップデートプログラム等が公開された場合、請負者はその適用について機構に対して提案を行うこと。 2 本調達で導入されるハードウェア及びソフトウェアは、導入時点において市場性の高い製品であること。また、市場性の高い製品であることを証明する情報を機構へ提示すること。なお、提示できない場合はその理由を報告すること。「市場性の高い」とは、国内での出荷数が多く市場占有率が高いことに加え、その製品のロードマップが表明されており将来性があることを示している。 3 本調達で導入されるハードウェア及びソフトウェアがシステム利用期間(契約期間中)にメーカーのサポートが終了しないハードウェア・ソフトウェアを選定すること。なお、メーカーによるサポートを受けることが困難な状態になった場合には、検収終了後であってもサポートを受けることが可能な同等機能以上を有した製品を設計・構築・導入・テストのうえ、代替品として利用可能な状態にすること。なお、この際に発生する費用については、協議とする。また、メーカーによるサポート終了前に対応OSのバージョンアップが発生した場合は、機構、基幹業務システム及びグループウェアシステムの関係事業者と協議のうえ、OSのバージョンを切り替えること。その際の費用負担は協議とする。 | 4 | 12 | | |
| 5 | 中立性に関する事項 | 1 本調達により構築されたシステムの運用が、請負者以外の者によって遂行することが可能となるように資料類の整備を行うこと。 | 4 | 4 | | |

| 項目 | | 要件 | 概要 | 評価点 | 計 | 判定 | 判定理由 | |
|----|-----------|--------------|--|--|----|-----|------|--|
| 6 | 継続性に関する事項 | 1 | バックアップについては、テープ媒体またはストレージを利用し、共通基盤上で動作するすべてのホストサーバ・ゲストサーバを対象とすること。また、バックアップデータの世代管理は最低2世代の保管管理に対応するよう設計・構築を行うこと。なお、必要なテープ媒体は、その規格、定価、売価等の情報を提案書に記載すること。 | 4 | 20 | | | |
| | | 2 | 定期的なバックアップの実施にあたっては、バックアップアプリケーションのスケジュール機能を利用することで自動的なバックアップが実施できること。なお、バックアップ対象、スケジュール等の設定情報については、アプリケーション構築業者と協議し決定すること。 | 4 | | | | |
| | | 3 | 本システムのバックアップ作業で取得したアプリケーションデータは、データ損失のリスクを回避することを目的として、メインのデータセンターとは異なる電力会社の管内に分散し保管すること。また、そのバックアップに必要なネットワークについても本調達範囲に含めることとする。また、被災時のシステム復旧においては、本システムの再構築及びリカバリ作業を可能な限り迅速に行い、業務中断の最小化を検討すること。 | 4 | | | | |
| | | 4 | 災害以外に起因する障害発生時には、障害発生から次期基盤システムの復旧、システム・データのリカバリ等を行うこと。また、基幹業務システム及びグループウェアシステム側の復旧作業についても支援すること。なお、障害発生からシステムを復旧させるまでの所要時間の目標(リカバリ復旧目標)を24時間以内とすること。また、復旧させる際のバックアップデータは、障害発生前の24時間以内のものを用いること。 | 4 | | | | |
| | | 5 | 機構が事業継続性計画の策定及び改訂をする際、請負者は、本システムの影響範囲や対処方法等について、機構側からの情報提供依頼や相談に対して協力すること。 | 4 | | | | |
| | 7 | 情報セキュリティ対策要件 | 1 | 「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」(平成28年8月31日 内閣サイバーセキュリティ戦略本部決定)及び「府省庁対策基準策定のためのガイドライン」(平成28年8月31日 内閣サイバーセキュリティセンター決定)に従い、情報システム及び取り扱う情報資産の重要度分類に応じ、情報システムを適切なネットワーク構成を設計すること。 | 4 | 144 | | |
| | | | 2 | 本システムにて取り扱う個人情報(機構の人事、給与情報等)への対応は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保管に関する法律」(平成15年法律第59号)及び機構が定める個人情報保護規程に従い設計すること。 | 4 | | | |
| | | | 3 | 本調達で導入されるハードウェア及びソフトウェアのうち、利用者の権限を限定できるものについては、利用者ごとにIDを付与し利用者の権限に応じた機能を割り当てること。なお、権限の割当に関しては、機構担当者・アプリケーション開発業者・運用業者等と調整しながら決定すること。 | 4 | | | |
| | | | 4 | 本調達で導入されるハードウェア及びソフトウェアのうち、利用者の権限を限定できるものについては、管理者によるIDの削除、パスワードの初期化・ユーザ自身によるパスワード変更等のパスワード管理機能を有していること。また、特権ユーザについては、初期パスワードのまま利用されることのないよう確認するテスト工程等を設けること。 | 4 | | | |
| | | | 5 | 情報セキュリティ監査、情報システムセキュリティ監査、個人情報保護に係る監査時に必要なアクセスログの取得、閲覧、分析機能等の監査機能を有していること。なお、アクセスログは、特権を有する者によって容易に外部媒体への複製ができること。 | 4 | | | |
| 6 | | | syslogサーバを構築し、各システムのシステムログ・アプリケーションログ及びネットワーク機器のログを一元管理し、ログは1年以上保存できること。なお、syslogサーバはログの改ざん等が行われないようセキュアな環境に設置すること。なお、セキュアな環境とはインターネットと論理的に分離させた環境を示す。 | 4 | | | | |
| 7 | | | 基幹業務システムが動作するすべてのホストサーバ・ゲストサーバに対して、原則として最新のファームウェアやセキュリティパッチを適用しセキュリティホール対策を実施すること。また、実施結果を機構へ提出すること。 | 4 | | | | |
| 8 | | | 基幹業務システムが動作するすべてのホストサーバ・ゲストサーバに機構がライセンスを所有するウイルス対策ソフトを導入し、不正なプログラムの侵入に対して対策を講じること。なお、機構が所有するウイルス対策ソフトのライセンスは、機構にて、入札説明会の翌日(入札公告後、約一週間後)から閲覧可能とする。 | 4 | | | | |
| 9 | | | セキュリティホール対策及び不正プログラム対策を施したシステム環境に対して、脆弱性検知ツール及びエンジニアによる手動の検査を行い、情報セキュリティ対策に不備がない旨を年4回以上調査し、調査結果を機構へ提出すること。報告書には、発見された不備に関する説明や対応案を記載すること。アプリケーションについては再現方法等もあわせて記載すること。不備が発見された場合、その対応について、機構担当者・アプリケーション開発業者・運用業者と協議のうえ、実施すること。 | 4 | | | | |
| 10 | | | 外部接続されるネットワークからの侵入経路にファイアウォールを配置すること。また、インターネット経由での侵入経路においては、ファイアウォールと合わせてIPSを配置すること。 | 4 | | | | |

| 項目 | | 要件 | 概要 | 評価点 | 計 | 判定 | 判定理由 |
|----|--|----|----|--|---|----|------|
| | | | | 11 ファイアウォールにより、ネットワーク設定及び通信ポリシーについて適切に設定し、運用中における設定についても管理することで適切な境界防御を提供する運用を実施すること。ただし、個別導入でも可とする。 | 4 | | |
| | | | | 12 ファイアウォールでは以下設定ができること。 (1) ステートフルインスペクション型による高度なアクセス制御が可能であること。 (2) アドレス変換機能、透過機能を有すること。 (3) TCPポート番号変換機能(NAPT)を有すること。 (4) ネットワークインタフェース毎に通過するパケットの総量を制限するQoS機能を有すること。 (5) 不正な通信を検知するために、IPSで検知したセキュリティアラートに加えアラート検知時のパケットキャプチャデータやProxyログとの相関分析を行い、危険度の高いイベントを通知すること。 (6) 1,000種類以上のアプリケーションを識別し、且つ、制御することができること。 (7) 世界中のセキュリティデバイスより収集したリアルタイムな攻撃情報をもとに、未知の脅威に迅速に対応できること。 (8) 送信元情報・送信先情報・アプリケーション、有効にする時間帯を含めた帯域制御ルールを作成できること。 | 4 | | |
| | | | | 13 IPSにより、以下の情報セキュリティ対策及び対応を行うこと。 (1) 事前探索や不正アクセスに対策できること。 (2) IPSの接続形態はプロミスキャスモードとすること。 (3) IPSの処理性能や信頼性がネットワークの可用性や信頼性に影響しないこと。 (4) パケットの許可及び拒絶の通信ログをログ保管用のサーバ等に転送し、1年以上保存できること。 | 4 | | |
| | | | | 14 Proxyサーバにより、以下の情報セキュリティ対策及び対応を行うこと。 (1) HTTP、HTTPS、FTP等のプロトコルにおけるWebセキュリティ機能(マルウェア対策、スパム対策、コンテンツフィルタリング、セキュアコンテンツキャッシュ、URLフィルター、Webレビュテーション)を有すること。 (2) 暗号化通信は復号化し、アクセスログ(宛先情報、送信元情報、サービス情報(ポート番号))を蓄積、管理すること。また、Webセキュリティ機能を用いて検査を行い、ユーザと通信先のサーバ間を暗号化した状態で通信すること。 (3) URL及びIPのフィルタリングを毎年2,000件 登録できること。 | 4 | | |
| | | | | 15 DNSサーバにより、以下の情報セキュリティ対策及び対応を行うこと。 (1) キャッシュDNSサーバは、アクセス元を限定し、インターネット全体から利用が可能な状況にならないよう対策を行うこと。 (2) キャッシュDNSサーバの送信元ポートをランダム化し、DNSキャッシュポイズニングの対策を行うこと。 | 4 | | |
| | | | | 16 ウイルス対策サーバにより、以下の対応を行うこと。 (1) 全てのサーバ及びクライアント端末にウイルス対策ソフトウェアを導入すること。ウイルス対策ソフトウェアを搭載しないサーバがある場合は、どこで検出・駆除されるのかを具体的に提案書に明記すること。 (2) パターンファイルの更新については、パターンファイルが公開された時点で迅速に適用できる仕組みを用意すること。また、機構の作業負担のない方法を実現すること。 (3) ウイルス検出時には、機構に迅速に通知する機能を持つと同時に、駆除・削除ができること。 (4) 毎日、曜日指定、毎週、毎月及び起動時、時分等のスケジュールを指定したウイルスチェックができること。 (5) クライアント端末のウイルス対策ソフトウェアのパターンファイルの更新の方法については、クライアント端末によるパターンファイルの更新に掛かるネットワークへの負荷を考慮し、適切な方法を提案すること。 | 4 | | |

| 項目 | | 要件 | 概要 | 評価点 | 計 | 判定 | 判定理由 |
|----|---|--|--|-----|-----|----|------|
| | | | 17 更新プログラム管理サーバにより、以下の対応を行うこと。 (1) クライアントが更新プログラム管理サーバよりセキュリティパッチ等の更新プログラムをダウンロード及び自動適用できるようにすること。 | 4 | | | |
| | | | (2) 全端末の更新プログラム適用状況を更新プログラム管理サーバの端末上で確認できるようにすること。 | 4 | | | |
| | | | (3) 情報セキュリティの関係上、インターネットに接続しない基幹業務システムのサーバは、手動にてホストOSのパッチ適用を行うこと。 | 4 | | | |
| | 8 情報システム稼働環境に関する事項 | 1 ハードウェア要件 | 1 機器の拡張性を考慮し、サービスの利用できる機能はサービスを利用することを検討すること。以下の構成図では、ファイアウォール、Proxyサーバ、DNSサーバ、ファイアウォールはサービスを利用することを前提としている。なお、機器での導入でも可とする。 | 4 | 348 | | |
| | | 2 契約期間中、24時間365日対応のサポートを行える機器を選択すること。 | 4 | | | | |
| | | 3 各システムの要件を満たす機器を選定すること。 | 4 | | | | |
| | 2 ソフトウェア要件 | 1 契約期間中、24時間365日対応のソフトウェアサポートが可能な製品を選択すること。 | 4 | | | | |
| | | 2 オペレーティングシステムは契約期間中にサポートが終了しない製品を選定すること。 | 4 | | | | |
| | | 3 各基幹業務システムに、ネットワークを通じてLTOライブラリまたはバックアップ用ストレージにホストOS環境及びゲストOS環境のバックアップが可能なバックアップ用プロダクトソフトウェアを用意すること。また、バックアップに関連する以下の機能を有すること。 (1) フルバックアップ媒体からオペレーティングシステムとユーザデータを迅速に復旧する機能。 (2) 使用中のファイルをバックアップできる機能。 (3) 本サーバ上でバックアップデータの暗号化及び差分バックアップの取得ができる機能。 | 4 | | | | |
| | | 4 Proxyサーバでは、HTTP、HTTPS、FTP等のプロトコルにおけるWebセキュリティ機能(マルウェア対策、コンテンツフィルタリング、セキュアコンテンツキャッシュ、URLフィルター、Webレピュテーション)を有し、200ユーザが利用できるライセンスを用意すること。 | 4 | | | | |
| | | 5 機構が指定するウイルス対策ソフトを各サーバに導入すること。 | 4 | | | | |
| | 3 ネットワーク要件 | 1 業務処理用LANと、サーバ管理及びデータバックアップ用LANは、別セグメントとすること。 | 4 | | | | |
| | | 2 各労災病院及び産業保健総合支援センター等とデータセンター間はIP-VPNを用いて接続されているため、それらのネットワークと接続すること。 | 4 | | | | |
| | | 3 運用保守を行う環境からリモートで運用管理サーバに接続できること。また、運用管理サーバへの接続はVDIを使用する等し、システムの情報が外部に漏れることが無いようにすること。 | 4 | | | | |
| | 4 データセンター要件 | 1 サービス継続性の観点から、データセンターは請負者が所有することを基本とする。やむを得ず自社所有ではないデータセンターを利用する場合は、本調達の実要件の全てを満たしたうえで、契約期間の終了後から最低5年間、同一ロケーションで次期基幹業務システムを利用し続けることができる旨の保証を受けること。なお、この保証については、書面にて取得し入札時に提出すること。 | 4 | | | | |
| | | 2 次期基幹業務システム及び次期グループウェア運用開始後に機能追加等が発生した場合に、別途調達する機器や回線が導入・設置できること。また、これら導入・設置に係る業者の入退館及び館内作業が土日を含めた24時間いつでもできること。 | 4 | | | | |
| | | 3 法定点検や回線工事等による計画休止が発生する場合、少なくとも2週間前までに機構に事前に連絡し、了承を得ること。 | 4 | | | | |
| | | 4 システムの導入から更改まですべての経験を有していることが望ましいことから、データセンター事業者として5年以上の運用実績を有すること。 | 4 | | | | |
| | | 5 データセンターは、米国愛国者法(アメリカパトリオット法)等、国外法の適用外であること。 | 4 | | | | |
| | | 6 データセンターは、システムがサービスを提供する時間中において稼働率99.9%で基幹業務システム及びグループウェアシステムへの電力提供、温湿度管理を保証すること。また、業務に重大な影響を与えないこと。なお、システムのサービス提供時間は計画停止の時間及び日次バックアップの時間を除いたものとする。 | 4 | | | | |
| | 7 必要に応じて、サーバベゼルをロックするための鍵やインストール媒体等を格納できる設備を用意すること。 | 4 | | | | | |

| 項目 | | 要件 | 概要 | 評価点 | 計 | 判定 | 判定理由 |
|--|--------|--|----|-----|---|----|------|
| | 5 立地要件 | 1 万一、情報漏えい事故や大規模なシステム障害が発生した際に復旧時間を短縮できるよう、データセンター所在地は機構本部から公共交通機関を利用して可能な限り迅速に到着可能な範囲であること。 | | 4 | | | |
| | | 2 公共交通機関の運休等の影響を受けることの無いよう、複数の公共交通機関を用いて到着できる場所に設置すること。 | | 4 | | | |
| | | 3 夜間等の緊急入館用に駐車場をデータセンター側で用意していること。 | | 4 | | | |
| | | 4 駐車場出入口と機器搬入出用車両の出入口は安全を考慮し、別々に用意されていること。なお、出入口には、無許可車両防止ゲートを設置していること。 | | 4 | | | |
| | | 5 地震、風水害等の自然災害による被害を低減できるよう以下の要件を満たしていること。 (1) データセンター所在地は行政機関の洪水想定区域外となっていること。 (2) データセンター所在地は急傾斜崩落危険区域外となっていること。 (3) データセンター所在地は行政機関の浸水想定地域外となっていること。 (4) データセンター所在地は液状化発生区域外となっていることが行政機関発行の液状化マップによって証明することができること。 (5) 過去40年間に津波、高潮、集中豪雨による水害が発生していない場所に所在していること。 (6) 全ての開口部は、地面より高くなっていること。 (7) 設置場所は活断層が発見されていないことが証明できること。 (8) 設置場所はN値50相当の地層を支持地盤とし、軟弱地盤の恐れが無いこと。また、標準貫入試験(JISA1219)等によって、杭基礎が支持地盤として当該N値以上のものであることが証明できること。 (9) マイクロ回線、レーダ施設、送電線、トランス、強電実験室等から離れている等、電界及び磁界の被害を受ける恐れのない場所に設置されていること。 (10) 空気汚染及び塩害による被害を受ける恐れのない場所に設置されていること。 | | 4 | | | |
| | 6 建物要件 | 1 震度6強以上の地震に耐える基礎免震構造であること。なお、耐震性能は、耐震安全性とグレードが特級(免震)以上であること。また、空調設備等、外部設備についても免震構造であること。 | | 4 | | | |
| | | 2 建物はデータセンター専用のものであること。 | | 4 | | | |
| | | 3 不正侵入及び飛来物による損傷を防止するためデータセンターの外壁に防護柵等の対策が施されていること。 | | 4 | | | |
| | | 4 出水被害から建物及び情報システムを保護する構造であること。 | | 4 | | | |
| | | 5 建築基準法に規定する耐火・耐震性能を有した建築物であること。 | | 4 | | | |
| | | 6 建築基準法、消防法に規定する非常用設備を有すること。 | | 4 | | | |
| | | 7 避雷設備を有すること。 | | 4 | | | |
| | | 8 消火設備については、火災発生時コンピューター設備に被害を与えないよう、そのすべてが消防法の基準に準拠したガス消化設備であること。 | | 4 | | | |
| | | 9 半径100m以内に消防法による指定量以上の危険物製造設備、火薬製造設備、高圧ガス製造設備がないこと。 | | 4 | | | |
| | | 10 延焼防止等のため隣接建物との間隔が10m以上離れていること。なお、10m以上間隔が取られていない場合は、防火壁等の適切な延焼防止がとられていること。 | | 4 | | | |
| | | 11 2時間以上の耐火性能のデータ保管設備を有すること。但し、データセンター自体が耐火構造の場合はその限りではない。 | | 4 | | | |
| | | 12 内装材は、不燃材または準不燃材(難燃材)であること。 | | 4 | | | |
| 13 配水管の配管ルートと機器設置室が分離されている等の漏水対策が施されていること。ただし、空調設備と分離する構造である場合、その限りではない。 | | 4 | | | | | |
| 14 落雷事故防止策としてデータセンターへの需給電源ケーブルの地中引込等の対策が施されていること。なお、通信ケーブルにおいても同様の対策が施されていること。 | | 4 | | | | | |
| 15 落雷による二次被害対策として、雷サージ(誘導サージ、逆流サージ等)による電気設備器具の破損を防止できる構造になっていること。 | | 4 | | | | | |
| 16 天井・照明器具等の落下防止措置が施されていること。 | | 4 | | | | | |
| 17 什器・備品は、転倒、移動防止措置が施されていること。 | | 4 | | | | | |

| 項目 | | 要件 | 概要 | 評価点 | 計 | 判定 | 判定理由 |
|----|-----------|--|--|-----|---|----|------|
| | | 18 | データセンターの出入口には施錠機能を有すること。 | 4 | | | |
| | | 19 | 24時間365日警備員による入退館者の管理・監視を実施していること。 | 4 | | | |
| | | 20 | 搬入設備は搬入専用の設備を設け、安全・円滑に搬入できるよう配慮されていること。 | 4 | | | |
| | | 21 | 機器の搬入の際には、屋外と屋内を隔離するためのシャッターが設置されていること。シャッターは、平常時閉鎖となっており、搬入時にのみ開放される運用となっていること。 | 4 | | | |
| | | 22 | コンピューター機器の搬入搬出専用ルートが設けており、耐荷重3,000kg以上の専用の搬入出エレベータを有している等、安全且つ迅速に機器等が搬入搬出できること。 | 4 | | | |
| | | 23 | データセンター内での作業に必要なドキュメント・媒体類を保管するための専用の保管庫を有していること。 | 4 | | | |
| | 7 機器設置室要件 | 1 | 機器設置室は、データセンターの外壁から最低3重(部分的な2重の壁も可とする)の壁により区切られたデータセンターの内側に設計されていること。 | 4 | | | |
| | | 2 | 機器設置室はデータセンター内において、データセンター共用部分から物理的に隔離されていること。 | 4 | | | |
| | | 3 | 床耐荷重1,000kg/m ² 以上であること。なお、配線に考慮した構造であること。 | 4 | | | |
| | | 4 | 天井高はサーバラック接地面(床)から2,500mm以上を確保していること。 | 4 | | | |
| | | 5 | フリーアクセス床下は、メンテナンス時の作業効率を考慮し、500mm以上の高さを確保していること。なお、フリーアクセス床ではない場合はその限りでない。 | 4 | | | |
| | | 6 | フリーアクセス床のタイルにおいては、無許可な開閉を防止するための対策を施していること。なお、フリーアクセス床ではない場合はその限りでない。 | 4 | | | |
| | | 7 | 機器設置室には窓を有しないこと。 | 4 | | | |
| | | 8 | 機器設置室に漏水検知器が設置されていること。ただし、空調設備と分離されている場合はその限りではない。 | 4 | | | |
| | | 9 | 機器設置室内には非常時に利用可能な電話設備が設置されていること。 | 4 | | | |
| | | 10 | ファシリティ管理システム等により、常に適切な温度及び湿度を保てること。 | 4 | | | |
| | | 11 | 機器設置室内では電源ケーブルと通信ケーブルが干渉しないよう各々別経路での配線が可能なこと。 | 4 | | | |
| | 8 ラック要件 | 1 | ラックサイズは、40U以上の機器搭載が可能であり、且つ、奥行き1,000mm以上の19インチラックであること。 | 4 | | | |
| | | 2 | データセンター内のラックはラック毎に施錠ができること。また、鍵についてはデータセンターにて管理されること。 | 4 | | | |
| | | 3 | 同一ラック内に他社のシステムを共有する場合は、そのシステムと物理的に分割しての施錠ができること。クラウドの場合は、物理的または論理的に分割して、機密性・完全性を担保すること。また、他システムの影響を受けない可用性を担保すること。 | 4 | | | |
| | | 4 | データセンターから提供されるラックにおいてはラック毎に温度センサーが実装されていること。 | 4 | | | |
| | | 5 | ラックの施錠管理はセキュリティを考慮し、常時施錠されている状態とすること。 | 4 | | | |
| | | 6 | ラック開錠は、データセンターより配布される利用者専用ICカード及び生体認証等により十分なセキュリティ対策が実施されていること。またデータセンターとして開錠を管理する仕組みを有し閉め忘れを防止すること。 | 4 | | | |
| 7 | | 電力会社からの送電系統に障害が発生した際に予備電源として48時間相当の電源供給が可能なこと。また、その際の発電機用燃料を備蓄し、冗長化された自家発電装置により電源供給ができること。 | 4 | | | | |

| 項目 | | 要件 | 概要 | 評価点 | 計 | 判定 | 判定理由 |
|----|------------|--|---|-----|---|----|------|
| | 9 電源要件 | 1 | 電力会社からの送電系統に障害が発生した際に予備電源として48時間相当の電源供給が可能なこと。また、その際の発電機用燃料を備蓄し、冗長化された自家発電装置により電源供給ができること。 | 4 | | | |
| | | 2 | 自家発電装置が稼動するまでの間の電源供給の手段として、並列冗長運転方式のUPS設備を有していること。 | 4 | | | |
| | | 3 | 自家発電装置及びUPS装置は当該データセンター内の免震機構が施された設置環境下に設置されていること。 | 4 | | | |
| | | 4 | 1社以上の燃料業者との間で「優先供給契約」を締結しており、複数拠点から緊急車両による燃料運送を行う体制をとっていること。なお、大震災発生時における交通規制の配慮が行われていること。 | 4 | | | |
| | | 5 | 自家発電装置及びUPS装置の不良等により、過去において電源供給が停止していないこと。また、安定した電源供給ができるよう、自家発電装置は、月1回以上の稼働テストを実施していること。 | 4 | | | |
| | | 6 | 受変電設備は特別高圧のループ受電方式等により受電され、常時2系統から電源が供給されていること。 | 4 | | | |
| | | 7 | 受変電設備から設置しているサーバラックまでの間の電源についても二重化がなされ安定した電源の供給ができること。 | 4 | | | |
| | | 8 | 機器設置室内においては電源ケーブルのノイズ等による影響を考慮し電源ケーブルと通信ケーブルが重なることの無いように別々の経路での配線であること。 | 4 | | | |
| | 10 空調要件 | 1 | 空調は、水道供給の障害を考慮した方式を採用すること。 | 4 | | | |
| | 11 回線要件 | 1 | 外部との接続回線は通信事業者の制限を受けないこと。 | 4 | | | |
| | | 2 | データセンターの通信配線ルートは2系統以上用意できること。 | 4 | | | |
| | 12 入退出管理要件 | 1 | 常駐警備員による24時間365日の有人監視と入退館管理を実施していること。 | 4 | | | |
| | | 2 | 機器設置室エリアの入口はIDカード認証等を実施していること。 | 4 | | | |
| | | 3 | 機器設置室エリアの入口に対し、入退出が確認できる監視カメラが設置されていること。 | 4 | | | |
| | | 4 | 集中監視室で常時監視を行い、出入り口ドアの開閉と連動し自動的に動画記録できること。 | 4 | | | |
| | | 5 | 機器設置室出入り口には生体認証装置が設置されていること。 | 4 | | | |
| | | 6 | 機器設置室へ入室するまで3つ以上のアクセス認証が施されていること。 | 4 | | | |
| | | 7 | データセンターへの入館者は全て事前登録制で、データセンター入口での本人確認と入退館記録管理を行うこと。但し、緊急対応時の入館者確認については、緊急連絡表登録者の確認及びコールバック対応にて入館の許可をすること。 | 4 | | | |
| | | 8 | 関係者以外が不用意に本システムの設備に触れぬよう、サーバのフロントベゼルの鍵はデータセンター内で個別に保管ができること。 | 4 | | | |
| | | 9 | 機器設置室への手荷物検査は、本調達に係る要員を対象とし、機器設置室への手荷物は事前の申請及びデータセンター要員が確認し、持ち込み及び持ち出しを管理すること。 | 4 | | | |
| 10 | | データセンターに事前申請の無い手荷物を保管可能な鍵付きロッカーがデータセンター内に設置されていること。 | 4 | | | | |
| 11 | | 個人レベルでの月次入退出履歴の管理がなされていること。 | 4 | | | | |
| 12 | | データセンターの監視システムが障害等で運用継続が困難となった場合、連携した他のデータセンターに運用を切り替えて監視継続できること。なお、切り替え先のデータセンターは広域災害を想定し西日本等に設置されたデータセンターから監視ができること。 | 4 | | | | |

| 項目 | | 要件 | 概要 | 評価点 | 計 | 判定 | 判定理由 | |
|-------------|--|---|--|-----|----|----|------|--|
| | 9 テストに関する事項 | | | | | | | |
| | | | 1 テストを計画的・効率的に実施するため、請負者は、機構と調整のうえ、テスト実施項目を定めるとともに、テスト計画書に以下の項目を明記し、機構の承認を得てテストを行うこと。なお、テスト環境構築の費用に関しては本調達範囲に含めるものとする。 (1) 機構及び請負者のテスト実施体制と役割 (2) テストに係る詳細な作業及びスケジュール (3) テスト環境 (4) テストツール (5) 合否判定基準 等 | 4 | 8 | | | |
| | | | 2 テスト計画書には、機構で実施する受入テストに関する資料(接続テスト及び受入テストの実施計画案及び受入テスト実施手順書)を含むこと。 | 4 | | | | |
| | 10 引継ぎに関する事項 | | | | | | | |
| | | 1 プロジェクト開始時の引継ぎ | 1 プロジェクト開始にあたり、機構から基幹業務システム及びグループウェアシステムに係る設計書等に関する資料を貸与するとともに、基幹業務システム及びグループウェアシステムの構築事業者から引継ぎのための説明を受けること。 | 4 | 36 | | | |
| | | 2 運用期間中の引継ぎ | 1 運用期間中に要員交代が発生する場合は、要員交代により体制等が変更されることから、運用計画書や中長期運用・保守作業計画書等を更新し機構に交代要員の承認を得ること。 | 4 | | | | |
| | | | 2 交代後の要員に対して、引継ぎのための説明を行うこと。 | 4 | | | | |
| | | 3 運用終了時の引継ぎ | 1 運用期間が終了する際、次々期システムの構築事業者及び運用保守事業者への情報の引継ぎに協力すること。 | 4 | | | | |
| | | | 2 情報の引継ぎは、次々期システムの構築事業者及び運用保守事業者と打合せを行い、引継ぐ情報と作業内容を明らかにすること。 | 4 | | | | |
| | | | 3 引継ぎ先に対する運用情報の提供に協力すること。 | 4 | | | | |
| | | | 4 データ移行に際しては現行データの提供のため、数回程度の打合せに協力すること。 | 4 | | | | |
| | 5 運用業務の引継ぎのため、必要に応じて、次々期システムの構築事業者及び運用保守事業者の訓練に協力すること。 | | 4 | | | | | |
| | | 6 機器・設備等は機構が指定する時期までに撤去し、必要に応じて次々期システムの各事業者が作業開始できるスペースを用意すること。 | 4 | | | | | |
| 11 教育に関する事項 | | | | | | | | |
| | 1 教育対象者の範囲、教育の方法 | 1 本調達で導入されるハードウェア及び運用業務に係るソフトウェアの利用方法について、機構担当者及びアプリケーション開発業者・運用業者に対し操作研修を実施すること。また、操作研修の実施にあたっては、機構と協議のうえ、具体的な研修計画を立てること。なお、研修日程は機構担当者及びアプリケーション開発業者・運用業者の予定を考慮し、開催スケジュールの調整を行うこととし、操作研修の実施場所については機構と協議のうえ決定すること。 | 4 | 8 | | | | |
| | 2 教材の作成 | 2 機構と協議のうえ、機構担当者・アプリケーション開発業者・運用業者向けに以下手順書を作成すること。 (1) 各サーバ起動・停止・再起動手順書 ※物理・論理環境も含む (2) ファイアウォール起動・停止・再起動手順書 (3) ルータ起動・停止・再起動手順書 (4) IPS起動・停止・再起動手順書 (5) 各システムバックアップ手順書 (6) 各システムリストア手順書 (7) 保守作業手順書 (8) 障害発生時の対応手順書 (9) 自然災害等、災害復旧に係る対応手順書 | 4 | | | | | |

| 項目 | | 要件 | 概要 | 評価点 | 計 | 判定 | 判定理由 |
|----|----------|--------------|---|-----|-----|----|------|
| 12 | 運用に関する事項 | 1 運転管理・監視等要件 | 1 24時間365日のネットワーク障害受付、故障修理及び復旧ができる体制を有すること。なお、ネットワーク障害とは調達範囲内のネットワーク機器(サービス)による障害とする。 | 4 | 128 | | |
| | | | 2 以下の運用メニューに対応し仮想化基盤の監視を行うこと。なお、仮想化基盤の監視対象はホストサーバ、ゲストサーバ、ネットワーク機器とする。 (1) 障害発生検出 ① サービス動作監視 ② イベントログ監視 ③ プロセス監視 (2) 障害予兆検出 ① リソース監視 ② ファイル監視 (3) サーバ性能監視 (4) ユーザアプリケーションの監視(※) ※ユーザアプリケーションの監視は、アプリケーション開発業者・運用業者と協議し監視対象を定めること。なお、監視対象に係る情報は、機構にて、入札説明会の翌日(入札公告後、約一週間後)から閲覧可能とする。 ① 出力ログ ② サービス動作状況 ③ プロセス起動数 ④ プロセスメモリーリーク状況 (5) ネットワーク監視 ① ファイアウォール及びIPの通信監視 | 4 | | | |
| | | | 3 通信回線の利用状況、障害等を監視する設備が同一建物内または網内に設置されていること。 | 4 | | | |
| | | | 4 運用開始後、モニタリングを通じて、軽微な事故(ヒヤリ・ハット等)が漏れなく報告され、運用関係者で情報できる体制が構築されていること。 | 4 | | | |
| | | | 5 計画的な工事または定期的な保守等に伴いネットワークを停止する場合は、少なくとも、2週間前までに機構に事前連絡し了承を得ること。なお、運用を続けると明らかに障害に至ることがわかっている場合の緊急停止については、機構と協議のうえ対応を決めることとし、緊急停止中は、稼働率の停止時間として扱うものとする。 | 4 | | | |
| | | | 6 トラフィック情報をインターネット経由で(ポータルサイト等を用いて)報告(グラフ等)できること。もしくは、要求に応じてトラフィック情報を電子メールにて報告ができること。 | 4 | | | |
| | | | 7 データセンター内のレイアウト変更に伴うラックやハードウェア機器等の移設等を起因とする障害発生を回避し、安定運用を継続するため、データセンター運用期間中は、次期基幹業務システム基盤を構成するラックやハードウェア機器等の移設を行わない運用とすること。 | 4 | | | |
| | | | 8 データセンター運用期間中のレイアウト変更等により、構築作業時に作成した成果物に変更が必要となった場合は、これに対応すること。 | 4 | | | |
| | | | 9 障害発生時、機構からの指示に従いサーバ及びネットワーク機器の再起動操作を実施すること。 | 4 | | | |
| | | | 10 機構からの問い合わせや、障害時の対応依頼を24時間365日受け付ける窓口(サービスデスク)を設置すること。 | 4 | | | |
| | | | 11 システムの稼働状況、障害発生及び障害対応状況を確認できるWebサイトを提供すること。 | 4 | | | |
| | | | 12 ラックスペースとは別に、媒体・マニュアル等を格納する設備を提供し、保管すること。 | 4 | | | |
| | | | 13 各サーバやネットワーク機器等、運用仕様書で定めるIPアドレスを対象に死活監視を行い、異常を発見した際には予め定めた連絡体制表に従い連絡を行うこと。 | 4 | | | |
| | | | 14 障害が発生した際、障害発生時の運用マニュアルに従いレポート(再起動)作業を実施すること。 | 4 | | | |
| | | | 15 バックアップは、運用仕様書及び計画書に従い実施すること。 | 4 | | | |
| | | | 16 バックアップのリストアを行う場合は、最も障害発生時点に近い状態まで復元可能なバックアップデータからリストアを行うこと。 | 4 | | | |
| | | | 17 機構や他の事業者から閲覧可能なWebサイトを用意し、入館申請や、システム障害の対応状況把握、監視静観受付(特定対象項目についての監視の開始・停止)ができること。 | 4 | | | |

| 項目 | | 要件 | 概要 | 評価点 | 計 | 判定 | 判定理由 | |
|----|----|---|--|--|---|----|------|--|
| | | 18 | 請負者は、納入物として、データセンター及び関連する設備の不具合等に起因する障害を障害報告書と当該月に実施した作業の内容をまとめた月次作業報告書を定めた納入期限までに納入すること。 | 4 | | | | |
| | | 19 | 月に1度、共通基盤の運用に関する対応実績を書面で提出するとともに、定例会議を開催し、報告を行うこと。 | 4 | | | | |
| | | 20 | システム監視サーバより異常を検知した場合は即時、予め定めた連絡体制表に従い連絡を行うこと。 | 4 | | | | |
| | | 21 | 緊急時の対応について、以下に掲げる文書を作成し、常に最新の状態を保つとともに、これを常備すること。 (1) 緊急時の対応手順 (2) 緊急時の連絡体制 | 4 | | | | |
| | | 22 | ウイルス対策ソフトを利用し、以下を実施すること。 (1) 1日1回以上定義ファイルを更新 (2) 週に1回以上「フルスキャン」を実施 | 4 | | | | |
| | | 23 | syslogサーバに集積したログを定期的に外部媒体に保存し、管理できる仕組みを提供すること。 | 4 | | | | |
| | | 24 | IPSは、ハードウェアメーカーのシグネチャが発表された際、実際のネットワーク環境において、検証用の環境を用意し、機構本部等(データセンターを除く)の端末を用いて基幹業務システム及びグループウェアシステム、インターネット接続の動作検証を行うこと。 | 4 | | | | |
| | | 25 | ファイアウォール及びIPSにて、不正アクセスを検出した際には、検出したインシデントの緊急度に応じてメールあるいは電話により運用室へ状況を報告すること。 | 4 | | | | |
| | 2 | 運用サポート業務 | 1 機構や他の調達業者からの問合せや障害報告を24時間365日受け付ける窓口(サービスデスク)を用意すること。 | 4 | | | | |
| | 3 | 運用実績の評価と改善 | 1 契約時に機構と協議の上、SLAを締結するものとする。なお、SLA項目と目標値については、契約期間中に定期的に見直すこと。 | 4 | | | | |
| | 4 | 運用実績の評価と改善 | 1 毎月1回書面にて運用保守の状況に係る報告を提出すること。その内容は以下とし機構へ報告を行うこと。 (1) 機構からの問い合わせ対応内容 (2) システム監視アラート内容 (3) 障害発生状況とその対応内容 (4) 発生した障害に対する是正策 (5) 情報セキュリティインシデント発生状況とその対応内容 (6) 発生した情報セキュリティインシデントに対する是正策 (7) SLA項目の対応状況報告 (8) 特記事項報告 | 4 | | | | |
| | 13 | 保守に関する事項 | | | | | | |
| | | 1 | ハードウェアの保守要件 | 1 請負者は運用管理上のシステム障害時の原因究明、切り分け、復旧支援、改善提案にあたり、SEの技術支援を要する以下の障害復旧対応を行うこと。 (1) 障害原因究明、切り分け、対策検討、復旧対応 (2) ハードウェアメーカーまたは保守業者、OSメーカー、プログラムプロダクトメーカーに対する調査依頼指示、回答要求、トレース | 4 | 28 | | |
| | 2 | ハードウェアの故障等に際し、オンサイトで故障の原因解析、修理、部品の交換等を行うハードウェア機器の保守の契約(以下「ハードウェア保守」という。)を締結することとする。保守費用は今回の調達金額に含むものとし、部品代等は全て保守費用に含めること。 | 4 | | | | | |
| | 3 | 法定点検等の保守作業を実施すること。保守作業とは、保守運用に伴うシステム基盤を維持管理するための作業を指し、点検作業やパッチ適用等のアップデート作業、領域拡張、デフラグ、ログローテーション等を想定している。 | 4 | | | | | |
| | 4 | 次期基幹業務システム稼働後の保守に際し、操作説明書の変更が必要となった場合、差替え用の資料を必要部数提供し、資料が陳腐化することのないように考慮すること。 | 4 | | | | | |

| 項目 | | | 要件 | 概要 | 評価点 | 計 | 判定 | 判定理由 |
|----|--|-----------------|----|--|-----|---|----|------|
| | | 2 ソフトウェア製品の保守要件 | | 1 運用開始後、導入機器の安定稼働の維持及び障害発生未然防止のため、随時、ネットワーク関連機器(ファイアウォール、Proxyサーバ、DNSサーバ、バックアップ管理サーバ、ウイルス対策管理サーバ、更新プログラム管理サーバ、システム監視サーバ)のパッチ適用やバージョンアップを行うこと。実施にあたっては、事前に実施内容及びスケジュールを明記した計画書を作成し、機構の承認を得ること。なお、定期保守作業に伴うシステム停止時間は、システム稼働率に含まれないものとする。 | 4 | | | |
| | | | | 2 本調達範囲で導入するソフトウェアのパッチは、最新版がリリースされ次第、適宜適用すること。 | 4 | | | |
| | | | | 3 本調達範囲で導入するソフトウェアのマイナーバージョンアップは1年に1回程度実施すること。なお、その際の費用は無償(保守範囲内)で実施すること。メジャーバージョンアップが公開された場合は、適宜機構にバージョンアップを行うか確認し、承認を得たうえで実施すること。なお、その際の費用負担は協議とする。 | 4 | | | |